

尼崎市障害福祉計画（第 5 期）素案

【原稿案】

平成 30 年 月

尼 崎 市

ひと咲き まち咲き あまがさき

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	2
2 障害者施策の動向（障害者自立支援法施行以降）	3
3 各障害者施策の概要	5
第2章 計画の性格	12
1 計画の位置付け	13
2 他計画との関連	14
3 計画期間	14
4 計画の策定体制	15
第3章 障害のある人を取り巻く現状	16
1 障害者手帳所持者数	17
2 難病患者の状況	24
3 障害のある人に係る現状	25
4 地域生活及び一般就労への移行状況等	46
5 障害福祉サービス等の利用状況等	48
第4章 障害者計画の基本的な考え方	57
1 障害の概念	58
2 基本理念	59
3 計画における重点課題	61
第5章 障害福祉サービス等の提供	66
1 障害福祉計画について	67
2 サービス提供における基本的な考え方	70
3 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標	72
4 障害福祉サービス等の必要量見込みと確保の方策	78

5	地域生活支援事業の必要量見込みと確保の方策	85
6	適切なサービス提供のための方策	91
第6章 障害者計画及び障害福祉計画の推進に向けて		93
1	計画の推進体制	94
2	財源の確保	94
3	計画の評価・検討	95

第 1 章

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市においては、「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画として、平成8年10月に「さわやかあまがさき障害者計画（尼崎市障害者福祉新長期計画）」、平成22年3月に「尼崎市障害者計画（第2期）」を策定し、障害者施策の推進を図ってきました。平成27年4月には、障害者施策に関わる様々な法改正や社会状況の変化を踏まえ、「尼崎市障害者計画（第3期）」（平成27年度から32年度まで。以下「本市障害者計画」という。）を策定し、「誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現」を基本理念に各種施策を推進してきました。

また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づく市町村障害福祉計画については、国の基本指針に基づき、平成18年度から3年ごとに策定してきており、平成27年4月を始期とする「尼崎市障害福祉計画（第4期）」（平成27年度から29年度まで。以下「第4期計画」という。）の策定にあたっては、これら2つの法定計画を一体的に策定し、毎年度、その進捗管理や評価を行うことで、障害のある人の実態やニーズに即した施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

これらの計画の策定以降も、国においては障害者制度改革が進められており、障害を理由とする差別の解消や合理的配慮の提供¹に向けて、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」や「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）の一部を改正する法律」が施行されました。

さらに、平成28年6月には、「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、障害者総合支援法の施行後3年を目途とした検討規定による新たな制度が創設されることや、障害のある子どものサービスに係る提供体制の計画的な構築の推進に向けて、「障害児福祉計画」の策定が義務付けられるなど、障害のある人を取り巻く環境や施策は大きく変化しています。

このような状況を踏まえて、本市障害者計画については、平成32年度まで継続するとともに、平成30年4月を始期とする「尼崎市障害福祉計画（第5期）」（平成30年度から32年度まで。以下「本計画」という。）については、新たに策定することとなった市町村障害児福祉計画をあわせ持つ計画として、今般策定するものです。

¹ 合理的配慮の提供

障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合がある。障害者差別解消法では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）を求めている。これを「合理的配慮の提供」という。

2 障害者施策の動向（障害者自立支援法施行以降）

年	月	障害者施策関連の主な動き	
平成 18 年 (2006 年)	4 月		「障害者自立支援法」の一部施行
	6 月		「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）の一部を改正する法律」の全面施行
	10 月 12 月		「学校教育法等の一部を改正する法律」の成立 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」の成立 「障害者自立支援法」の全面施行 第 61 回国連総会本会議で「障害者権利条約」を採択 「バリアフリー法」の施行
平成 19 年 (2007 年)	2 月		「尼崎市障害福祉計画（第 1 期）」の策定
	4 月		「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行
	6 月		「第 1 期兵庫県障害福祉計画」の策定
	9 月		「障害者権利条約」の署名
	11 月 12 月		国連アジア太平洋経済社会委員会（E S C A P）において、第 2 次アジア太平洋障害者の十年「びわこミレニアムフレームワーク（B M F）」を補完する「びわこプラスファイブ（B P F）」を採択 「身体障害者補助犬法の一部を改正する法律」の成立 国において「重点施策実施 5 か年計画（後期）」の決定
平成 20 年 (2008 年)	4 月		「身体障害者補助犬法の一部を改正する法律」の施行（一部、
	12 月		10 月施行） 「障害者雇用促進法の一部を改正する法律」の成立
平成 21 年 (2009 年)	4 月		「障害者雇用促進法の一部を改正する法律」の施行（一部、平成 22 年 7 月及び平成 27 年 4 月施行） 「第 2 期兵庫県障害福祉計画」の策定
平成 22 年 (2010 年)	3 月		「尼崎市障害者計画（第 2 期）・障害福祉計画（第 2 期）」の策定
	12 月		「ひょうご障害者福祉プラン」の策定 「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（整備法）」の成立・一部施行（他、平成 23 年 10 月及び平成 24 年 4 月施行）
平成 23 年 (2011 年)	6 月		「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の成立
	7 月		「障害者基本法の一部を改正する法律（改正障害者基本法）」の成立
	8 月		「改正障害者基本法」の施行（一部、平成 24 年 5 月施行）
	10 月		「改正障害者自立支援法」の一部施行（「整備法」による）

年	月	障害者施策関連の主な動き	
平成 24 年 (2012 年)	3 月	↑ 障害者総合支援法	「尼崎市障害福祉計画（第 3 期）」の策定
	4 月		「第 3 期兵庫県障害福祉計画」の策定 「改正障害者自立支援法」の全部施行（「整備法」による） 「改正児童福祉法」の施行（「整備法」による）
	5 月		ESCAPにおいて、アジア太平洋障害者の十年を延長する決議を採択
	6 月		「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の成立
	10 月 11 月		「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」の成立 「障害者虐待防止法」の施行 ESCAPにおいて、第 3 次アジア太平洋障害者の十年「仁川戦略」を採択
平成 25 年 (2013 年)	4 月	↓	「障害者総合支援法」の施行（一部、平成 26 年 4 月施行） 「障害者優先調達推進法」の施行
	5 月		「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」の成立
	6 月		「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（改正精神保健福祉法）」の成立 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の成立（平成 28 年 4 月施行） 「障害者雇用促進法の一部を改正する法律（改正障害者雇用促進法）」の成立 「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」の施行
9 月	国において「障害者基本計画（第 3 次）」の策定		
平成 26 年 (2014 年)	1 月	↓	「障害者権利条約」を批准
	4 月		「改正精神保健福祉法」の施行（一部、平成 28 年 4 月施行）
	5 月		「難病 ² の患者に対する医療等に関する法律」が成立
平成 27 年 (2015 年)	1 月	↓	「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行
	4 月		「尼崎市障害者計画（第 3 期）・障害福祉計画（第 4 期）」の策定
平成 28 年 (2016 年)	4 月	↓	「障害者差別解消法」の施行 「改正障害者雇用促進法」の一部施行（障害者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務）
	5 月		「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の施行 「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の成立（8 月施行） 「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」の成立（6 月施行、一部平成 30 年 4 月施行）

² 難病

治療がむずかしく、慢性の経過をたどる疾病もいまだ存在し、このような疾病を難病と呼ぶ。ただし、完治はしないものの、適切な治療や自己管理を続ければ、普通に生活ができる状態になっている疾患が多くなっている。

3 各障害者施策の概要

年	月	施策	概要
平成 18 年 (2006 年)	4 月	「障害者自立支援法」の一部施行	平成 17 年 10 月に成立した「障害者自立支援法」のうち、サービスに対する利用者の原則 1 割負担や施設に対する報酬算定の月額制から日額制への変更等が実施された。
平成 18 年 (2006 年)	4 月	「障害者雇用促進法の一部を改正する法律」の全面施行	精神障害のある人に対する雇用対策の強化や在宅就業している障害のある人に対する支援、障害者福祉施策との有機的な連携を図ることを目的に、平成 17 年 10 月に一部施行されていた「障害者雇用促進法の一部を改正する法律」が全面的に施行された。
平成 18 年 (2006 年)	10 月	「障害者自立支援法」の全面施行	「障害者自立支援法」のうち、新たな施設・事業体系への移行に関する事項、地域生活支援事業に関する事項等が施行された。
平成 18 年 (2006 年)	12 月	「障害者権利条約」を採択	障害のある人の自立の尊重、非差別、社会参加等を原則とし、人権や基本的自由の享有の促進・保護及び尊厳を守ることを目的として採択された。
平成 18 年 (2006 年)	12 月	「バリアフリー法」の施行	高齢者、障害のある人等の移動や施設利用の利便性及び安全性の向上の促進を図り、公共の福祉の増進に資することを目的に、公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進、地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進、心のバリアフリーの推進等が定められ、施行された。
平成 19 年 (2007 年)	2 月	「尼崎市障害福祉計画（第 1 期）」の策定	障害者自立支援法に基づき、障害福祉サービスや地域生活支援事業の必要量及びサービス提供体制を確保するための方策等を定める市町村障害福祉計画として策定した。目標年度は、平成 20 年度としている。
平成 19 年 (2007 年)	4 月	「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行	児童・生徒等の障害の重複化に対応した適切な教育を行うため、盲学校、聾学校、養護学校を、障害種別を超えた特別支援学校に一本化することや、発達障害を含む障害のある児童生徒等に対する適切な教育の実施を規定する等の改正が行われ、施行された。
平成 19 年 (2007 年)	6 月	「第 1 期兵庫県障害福祉計画」の策定	障害者自立支援法に基づき、障害福祉サービスや地域生活支援事業の必要量及びサービス提供体制を確保するための方策等を定める都道府県障害福祉計画として策定された。目標年度は、平成 20 年度とされている。

年	月	施策	概要
平成 19 年 (2007 年)	9 月	ESCAP において「びわこプラスファイブ」を採択	「アジア太平洋障害者の十年」の第 2 次計画となる「びわこミレニアムフレームワーク (BMF)」を補完するため、7 つの優先領域へ追加的な行動を提供すること、戦略 4 分野を 25 の追加的戦略をもつ 5 分野に再構築すること、BMF の実施における「協力、支援、モニタリング、レビュー」に 3 つの戦略を追加すること、の 3 点が定められた。
平成 19 年 (2007 年)	12 月	「重点施策実施 5 年計画 (後期)」の決定	国の障害者基本計画に基づき、後期 5 年間 (平成 20 年度から平成 24 年度) を計画期間とし、自立と共生の理念の下に、「共生社会」の実現に寄与するため、 <u>障害のある人のライフサイクルの前段階を通じた切れ目のない総合的な利用者本位の支援を行うこと</u> 、ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備や障害のある人への情報提供の充実等を図ること、「障害者自立支援法」の見直しの検討とその結果を踏まえた計画の必要な見直しを行うこと、「障害者権利条約」の早期締結を目指して国内法令の整備を図ることといった重点が定められた。
平成 20 年 (2008 年)	12 月	「 <u>身体障害者補助犬法の一部を改正する法律</u> 」の施行 (一部、10 月施行)	補助犬を使用する身体障害のある人の自立と社会参加の更なる促進を図るため、「身体障害者補助犬法」の一部が施行された。平成 20 年 4 月から、都道府県は補助犬の同伴または使用に関する苦情を処理する相談窓口を設けなければならないとされ、同年 10 月からは、障害のある人を雇用する事業所及び事務所における、補助犬の受け入れが義務化された。
平成 21 年 (2009 年)	4 月	「障害者雇用促進法の一部を改正する法律」の施行	障害のある人の就労意欲の高まりや短時間労働に対するニーズへの対応を図るため、障害者雇用納付金制度の適用対象の範囲拡大を図るなどの中小企業における障害のある人の雇用の促進、短時間労働に対応した雇用率制度の見直し等が定められ、 <u>施行された</u> 。(平成 21 年 4 月から段階的に施行)
平成 21 年 (2009 年)	4 月	「第 2 期兵庫県障害福祉計画」の策定	第 1 期計画の進捗状況や課題を踏まえた計画改定が行われた。目標年度は、平成 23 年度とされている。
平成 22 年 (2010 年)	3 月	「尼崎市障害者計画 (第 2 期)・障害福祉計画 (第 2 期)」の策定	国における様々な制度改正や「障害者権利条約」の署名など、社会状況の変化を踏まえ、尼崎市における今後の障害者施策の方向性を明らかにするため、障害者基本法に基づく市町村障害者計画と、障害者自立支援法に基づく市町村障害福祉計画を一体的に策定した。目標年度は、障害者計画を平成 26 年度、障害福祉計画を平成 23 年度としている。

年	月	施策	概要
平成 22 年 (2010 年)	3 月	「ひょうご障害者福祉プラン」の策定	国の総合的な制度改正等を踏まえ、親世代が高齢化する中で、障害のある人が行き場をなくすることがない受け皿づくり、当事者の高齢化に対応できる支援体制の構築、支援の手が届きにくい人に対応できる支援体制の構築、生活しやすい社会づくりなどの取り組みの方向が定められた。目標年度は、平成 26 年度とされている。
平成 22 年 (2010 年)	12 月	「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（整備法）」の成立・一部施行	障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害のある人の地域生活を支援するための法改正で、利用者負担の見直し（平成 24 年 4 月施行）、 <u>障害のある人の範囲の見直し</u> （公布日施行）、 <u>相談支援の充実</u> （平成 24 年 4 月施行）、 <u>障害のある子どもに対する支援の強化</u> （平成 24 年 4 月施行）、 <u>地域における自立した生活のための支援の充実</u> （平成 23 年 10 月施行）等が主な内容として定められた。
平成 23 年 (2011 年)	8 月	「改正障害者基本法」の施行（一部、平成 24 年 5 月施行）	全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的な人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、 <u>障害のある人の定義の見直し</u> 、 <u>地域社会における共生の実現</u> 、 <u>差別の禁止</u> （合理的配慮義務）、 <u>国際的協調の推進</u> 、 <u>国民の理解促進と責務等</u> 、 <u>自立や社会参加支援に重点を置いて規定の改正が行われ、施行された。</u>
平成 23 年 (2011 年)	10 月	「改正障害者自立支援法」の一部施行（「整備法」による）	「整備法」による「改正障害者自立支援法」のうち、 <u>重度の視覚障害のある人の外出支援の個別給付化</u> （同行援護の創設）及び <u>グループホーム³・ケアホーム利用者への家賃助成に関する規定が定められ、施行された。</u>

³ グループホーム（共同生活援助）

共同生活を営むべき住居に入居している障害のある人に、主として夜間に共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助を行う。

年	月	施策	概要
平成 24 年 (2012 年)	3 月	「尼崎市障害福祉計画(第 3 期)」の策定	障害者制度全般にわたる制度の見直しや「改正障害者自立支援法」の施行等の状況を踏まえつつ、相談支援の充実や新たなサービスの創設等への対応を図り、今後の必要な障害福祉サービス等を計画的に提供することを目的に策定した。目標年度は、平成 26 年度としている。
平成 24 年 (2012 年)	3 月	「第 3 期兵庫県障害福祉計画」の策定	第 2 期計画の進捗状況や課題を踏まえるとともに、「改正障害者基本法」、「改正障害者自立支援法」、「障害者虐待防止法」の成立等を踏まえ、見直しが行われた。目標年度は、平成 26 年度とされている。
平成 24 年 (2012 年)	4 月	「改正障害者自立支援法」の全部施行 (「整備法」による)	「整備法」による「改正障害者自立支援法」により、利用者負担の原則応能負担、相談支援の充実(市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」の法定化、地域移行・定着支援の個別給付化、支給決定プロセスの見直し、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大)、 <u>成年後見制度⁴利用支援事業の必須化、障害のある子どもに対する支援の強化、事業者の業務管理体制の整備等に関する改正規定等が定められ、施行された。</u>
平成 24 年 (2012 年)	4 月	「改正児童福祉法」の施行 (「整備法」による)	「整備法」による「改正児童福祉法」により、障害児施設の一元化(児童発達支援センター、障害児入所施設)、通所支援の実施主体を市町村に移行、放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設、18 歳以上の障害児施設入所者は障害保健福祉施策による対応等が定められ、施行された。
平成 24 年 (2012 年)	5 月	ESCAP において、「第 3 次アジア太平洋障害者の十年」決議を採択	ESCAP 総会において、「第 3 次アジア太平洋障害者の十年(2013 - 2022 年)」決議が採択された。
平成 24 年 (2012 年)	10 月	「障害者虐待防止法」の施行	障害のある人の尊厳を守り、自立と社会参加を支援する上で、虐待を防止することが極めて重要であるとして、 <u>障害のある人に対する虐待の禁止、国や地方公共団体等の責務、虐待を受けた障害のある人に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等が定められ、施行された。</u>

⁴ 成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症などの理由で判断能力の不十分な方々が被害や不利益を被らないよう、不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護サービスや施設入所に関する契約等に対して支援を行う制度。

年	月	施策	概要
平成 24 年 (2012 年)	11 月	ESCAP において、第 3 次アジア太平洋障害者の十年「仁川戦略」を採択	「第 3 次アジア太平洋障害者の十年(2013 - 2022 年)」の行動計画として、「仁川(インチョン)戦略」が採択され、「貧困の削減と労働及び雇用の見通しの改善」、「政治プロセス及び政策決定への参加促進」等、障害者施策に関する 10 の目標、期間内に達成すべき 27 のターゲット及びその進捗状況を確認するための 62 の指標が設定された。
平成 25 年 (2013 年)	4 月	「障害者総合支援法」の施行 (一部、平成 26 年 4 月施行)	「障害者自立支援法」に代わる新たな法整備として、地域社会における共生の実現に向け、障害福祉サービスの充実等、障害のある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、 <u>障害のある人の範囲の見直し(障害のある人の範囲に難病等を追加)</u> 、 <u>障害支援区分の創設</u> 、 <u>障害のある人に対する支援の拡充(重度訪問介護の対象拡大、地域移行支援の対象拡大、地域生活支援事業の追加等)</u> 、 <u>サービス基盤の計画的整備等が定められ、施行された。</u>
平成 25 年 (2013 年)	4 月	「障害者優先調達推進法」の施行	障害者就労施設で就労する障害のある人や在宅で就業する障害のある人の経済的自立を進めるため、 <u>公契約における障害のある人の就業を促進するための措置</u> 、 <u>障害者就労施設等の供給する物品等の情報提供等が定められ、施行された。</u>
平成 25 年 (2013 年)	6 月	「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」の施行	「公職選挙法」の一部改正により、 <u>成年被後見人の選挙権の回復</u> 、 <u>病院等の不在者投票における外部立会人の努力義務化</u> 、 <u>代理投票における補助者の見直し等が定められ、施行された。</u>
平成 25 年 (2013 年)	9 月	「障害者基本計画(第 3 次)」の策定	「改正障害者基本法」に基づき、政府が策定する障害者施策に関する基本計画として策定された。 <u>障害者施策の基本原則等の見直し</u> 、 <u>計画期間の見直し</u> 、 <u>施策分野の新設(「安全・安心」、「差別の解消及び権利擁護の推進」、「行政サービス等における配慮」の 3 分野を新設)</u> 、 <u>既存分野の施策の見直し</u> 、 <u>成果目標の設定</u> 、 <u>計画の推進体制の強化等が主な特徴として見直されている。</u> 目標年度は、平成 29 年までの 5 年間とされている。
平成 26 年 (2014 年)	1 月	「障害者権利条約」を批准	平成 18 年 12 月に国連総会で採択され、平成 19 年 9 月に日本が署名した「障害者の権利に関する条約」について、 <u>条約締結に向けた国内法の整備が充実したこと</u> とともに、平成 26 年 1 月 20 日、 <u>障害者権利条約の批准書を国連に寄託し、日本は 141 番目の締約国・機関となった。</u>

年	月	施策	概要
平成 26 年 (2014 年)	4 月	「改正精神保健福祉法」の施行（一部、平成 28 年 4 月施行）	精神障害のある人の地域生活への移行を促進するため、保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続等の見直し等について改正が行われ、施行された。
平成 27 年 (2015 年)	1 月	「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行	持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることのできるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずることが定められ、施行された。
平成 27 年 (2015 年)	1 月	「尼崎市障害者計画（第 3 期）・障害福祉計画（第 4 期）」の策定	「障害者総合支援法」や「障害者差別解消法」等の国における様々な制度改正、社会状況の変化を踏まえ、尼崎市における今後の障害者施策の方向性を明らかにするため、障害者基本法に基づく市町村障害者計画と、障害者自立支援法に基づく市町村障害福祉計画を一体的に策定した。目標年度は、障害者計画を平成 32 年度、障害福祉計画を平成 29 年度としている。
平成 28 年 (2016 年)	4 月	「障害者差別解消法」の施行	全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止すること、差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること、行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」・「対応指針」を作成すること等が定められ、施行された。
平成 28 年 (2016 年)	4 月	「改正障害者雇用促進法」の一部施行	雇用の分野における障害のある人に対する差別の禁止及び障害のある人が職場で働くにあたっての支障を改善するため、障害のある人に対する差別の禁止、事業主による合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決、精神障害のある人の雇用義務化（精神障害のある人を法定雇用率の算定基礎に追加）等が定められ、施行された。

年	月	施策	概要
平成 28 年 (2016 年)	5 月	「成年後見制度の 利用の促進に関する 法律」の施行	平成 28 年 4 月に公布された「成年後見制度の利用の 促進に関する法律」が、同年 5 月に施行された。 基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、また、基 本方針、その他の基本となる事項を定めるとともに、 成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進 委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用 の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。
平成 28 年 (2016 年)	5 月	「発達障害者支援 法の一部を改正す る法律」の成立 (8 月施行)	個々の支援に関する規定を見直すだけでなく、法施行 後の約 10 年の間に発展してきた共生社会の実現に関 する理念を本法に明記することが望ましいことから、 障害者基本法の基本的な理念にのっとり、発 達障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳に ふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができる ようにすること、障害に基づく差異を否定的な評価 の対象としてではなく人間の多様性の一つとして尊重 し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられ ることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共 生する社会の実現に資することを規定した。
平成 28 年 (2016 年)	5 月	「障害者総合支援 法及び児童福祉法 の一部を改正する 法律」の成立 (6 月施行、一部 平成 30 年 4 月施 行)	「障害者の望む地域生活への支援」、「障害児支援の二 ーズのきめ細かな対応」、「サービスの質の確保・向上 に向けた環境整備」を主な柱として改正された。

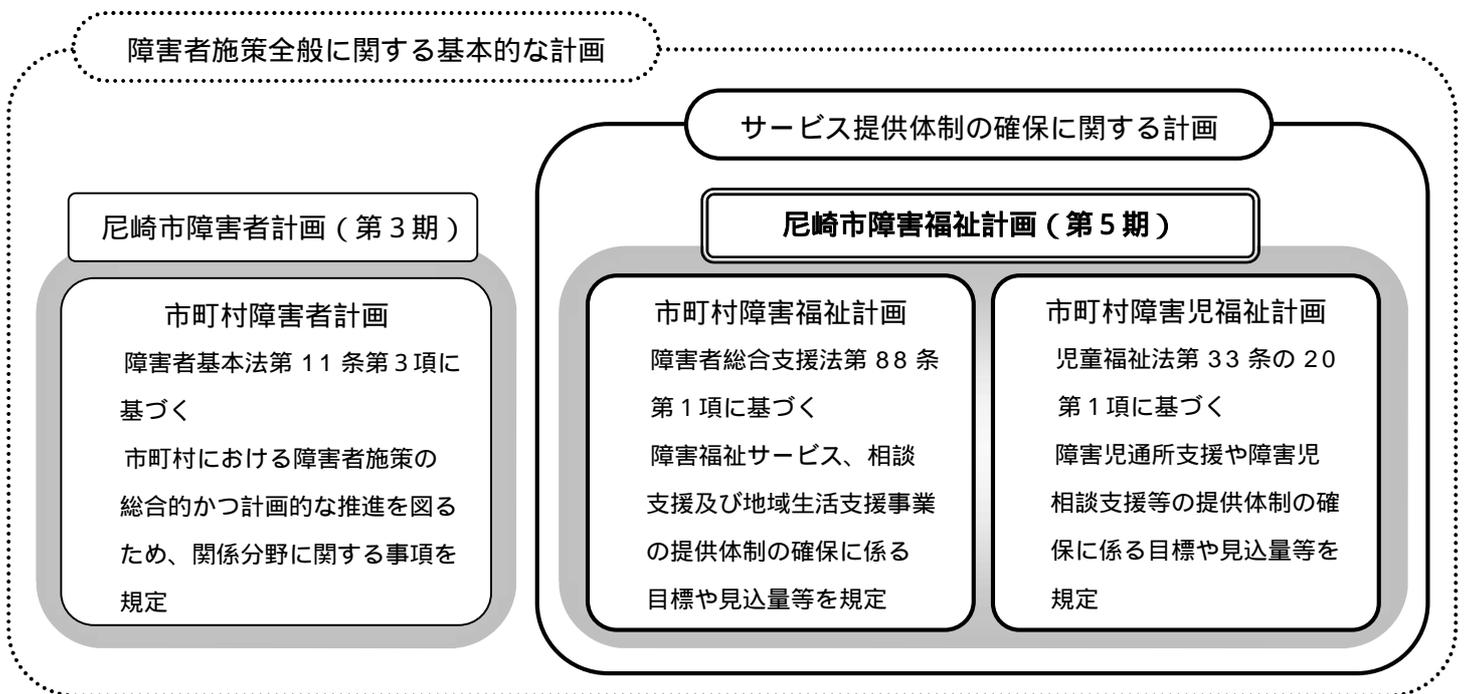
第 2 章

計画の性格

1 計画の位置付け

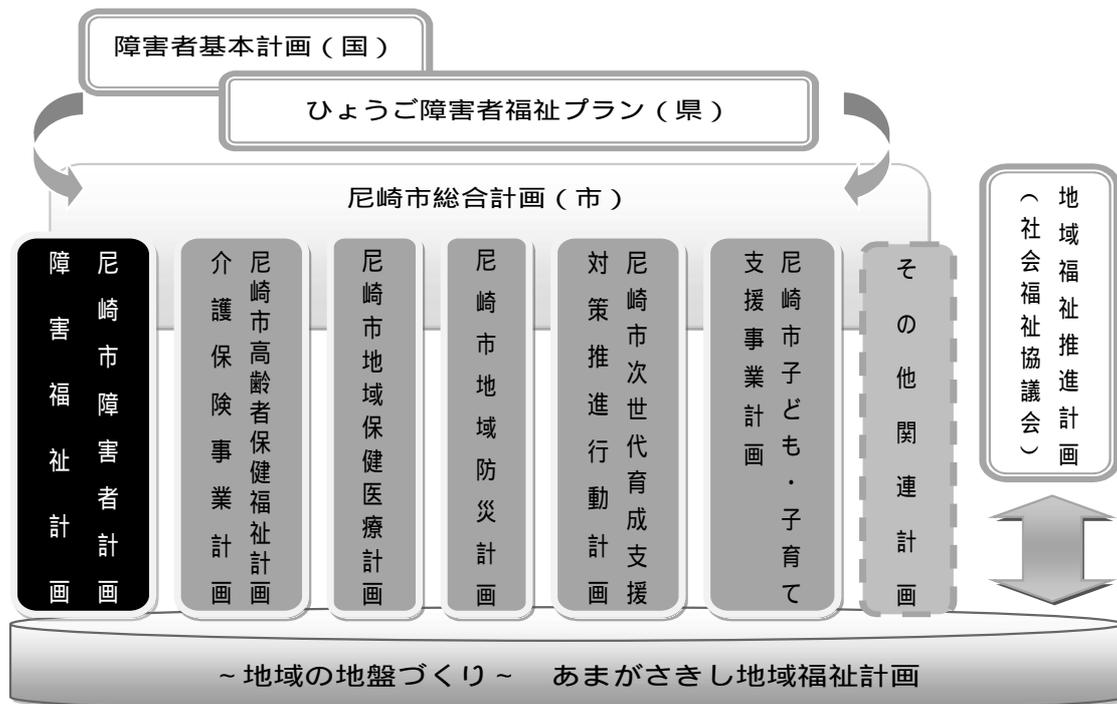
本計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく市町村障害福祉計画であり、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく市町村障害児福祉計画をあわせ持つ計画として策定したもので、本市における障害福祉サービス、障害児通所支援、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画として位置付けられるものです。

また、本市では、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく市町村障害者計画である本市障害者計画を本計画と一体的に策定しており、本市における障害者施策全般に関する基本的な計画として位置付けています。



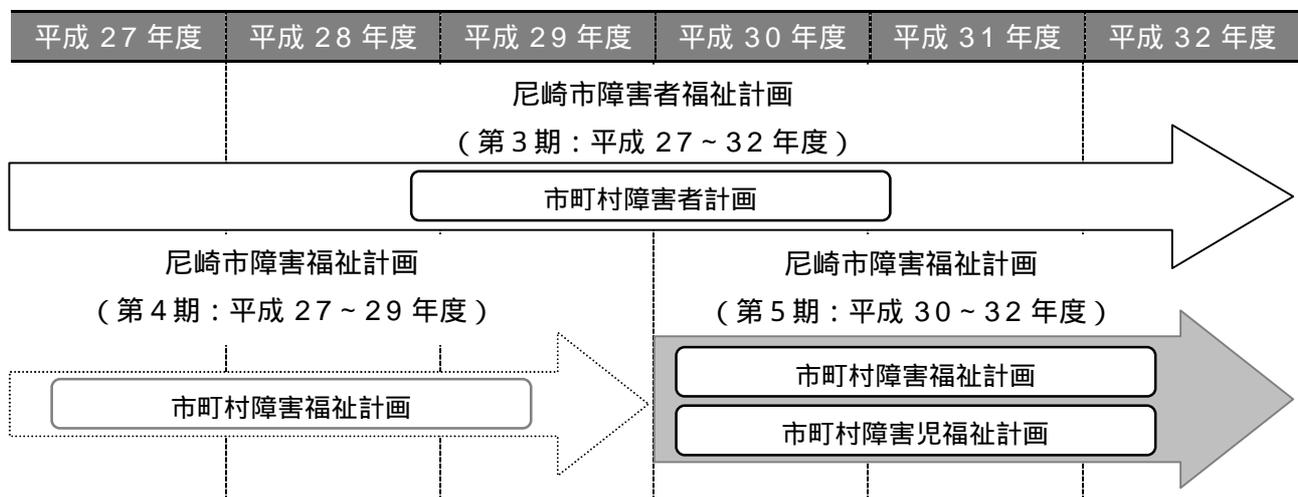
2 他計画との関連

本計画は、尼崎市のまちづくりの方向性を示す「尼崎市総合計画」の部門別計画とし、本計画の内容は、「あまがさきし地域福祉計画」、「尼崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「尼崎市地域保健医療計画」等の関連する計画と整合性を持ったものとし、ます。



3 計画期間

本計画の期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間とします。



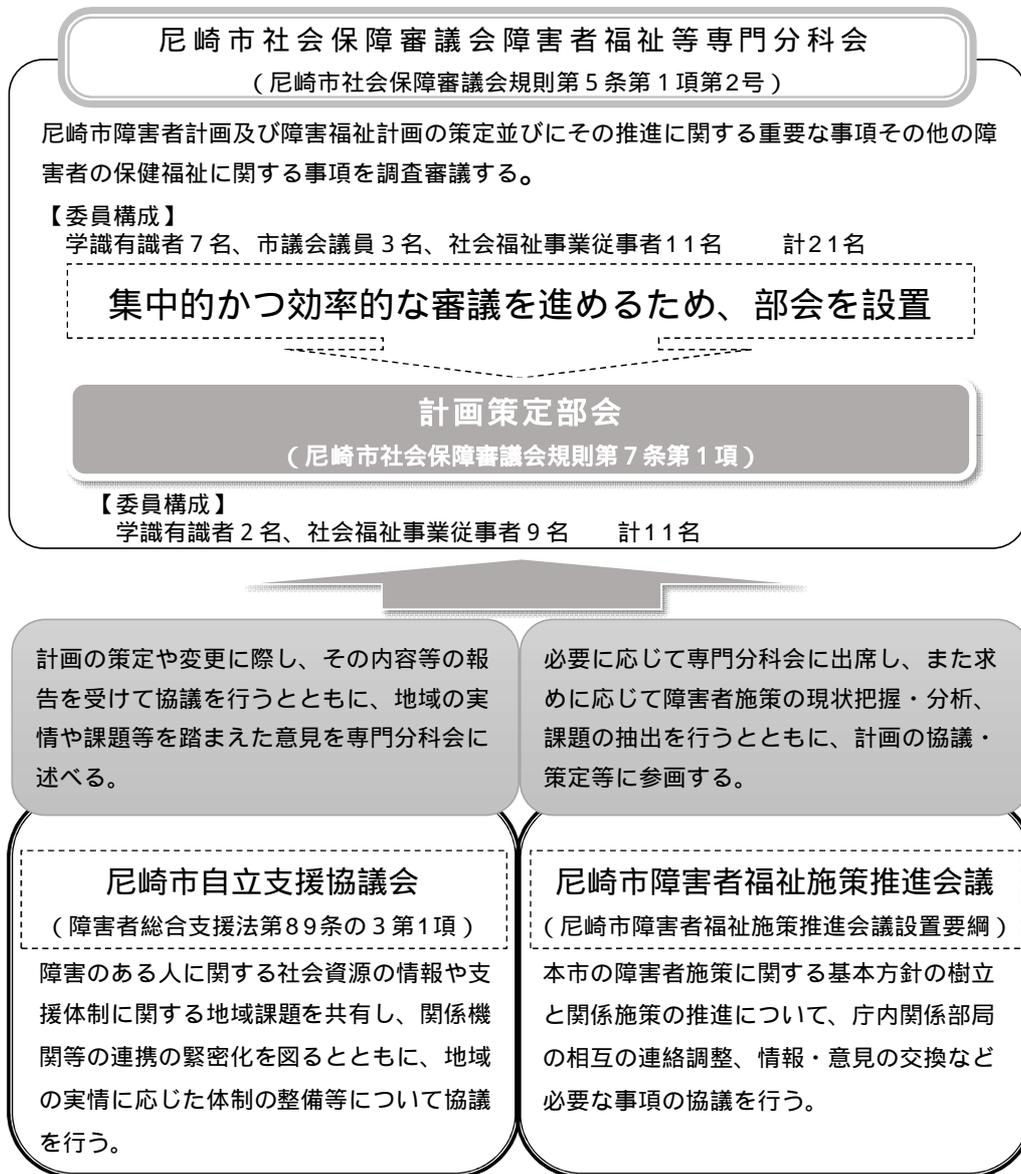
4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、「尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会」において調査・審議を行うとともに、専門分科会の下に「計画策定部会」を設置することで、集中的かつ効率的な審議等を行ってきました。これらの会議体に、障害のある人またはその家族の方々にも委員として参画いただくことで、当事者等のご意見を反映しています。

また、当事者や様々な立場の関係者で構成する「尼崎市自立支援協議会」にも報告等を行い、地域の実情や課題等も踏まえたご意見をお聴きしています。

庁内においては、「尼崎市障害者福祉施策推進会議」により、関係部局との協議を行っています。

計画の策定体制図



第 3 章

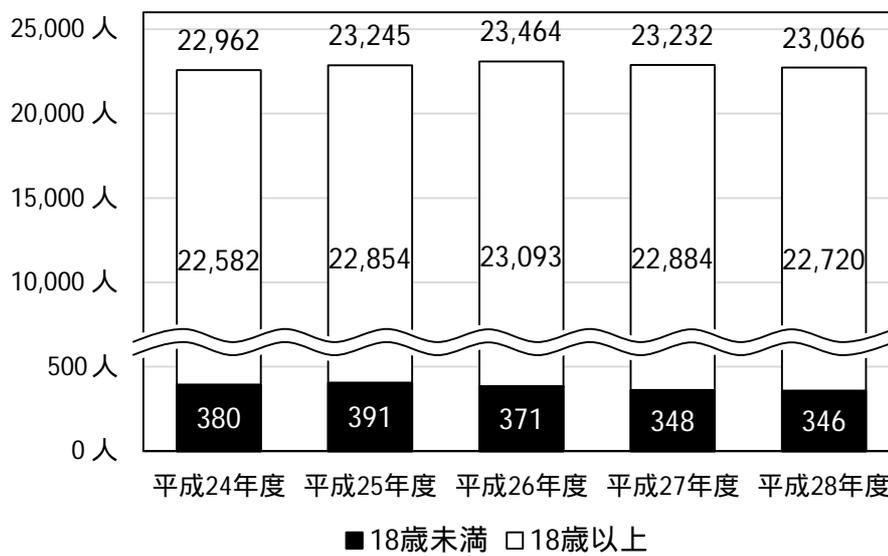
障害のある人を取り巻く現状

1 障害者手帳所持者数

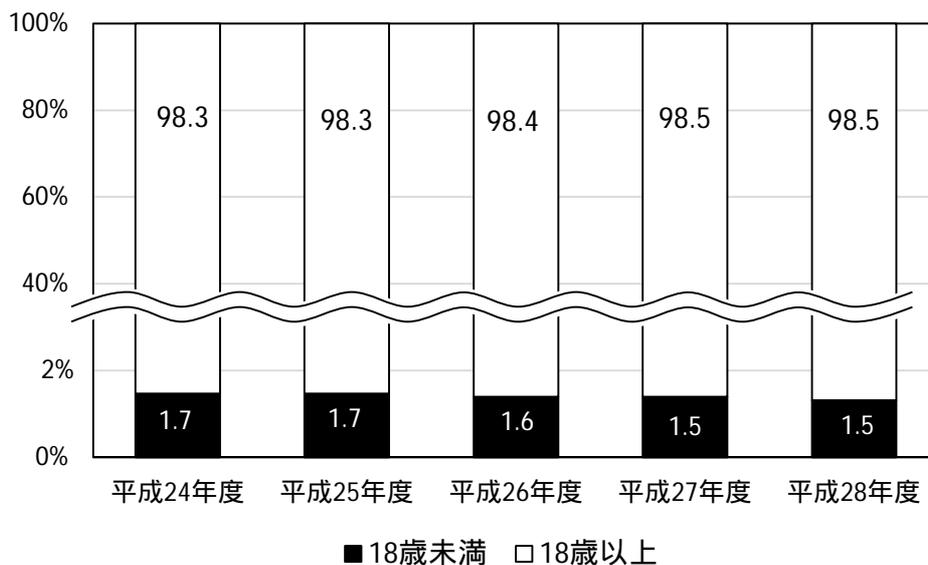
(1) 身体障害者手帳所持者の状況

本市における身体障害者手帳所持者数は、平成24年度から平成26年度まで増加傾向で推移し、平成26年度をピークに、平成28年度まで減少し、23,066人となっています。年齢別にみると、平成28年度で18歳以上が22,720人と総数の98.5%を占めています。18歳未満については346人で総数の1.5%となっています。

身体障害者手帳の所持者数

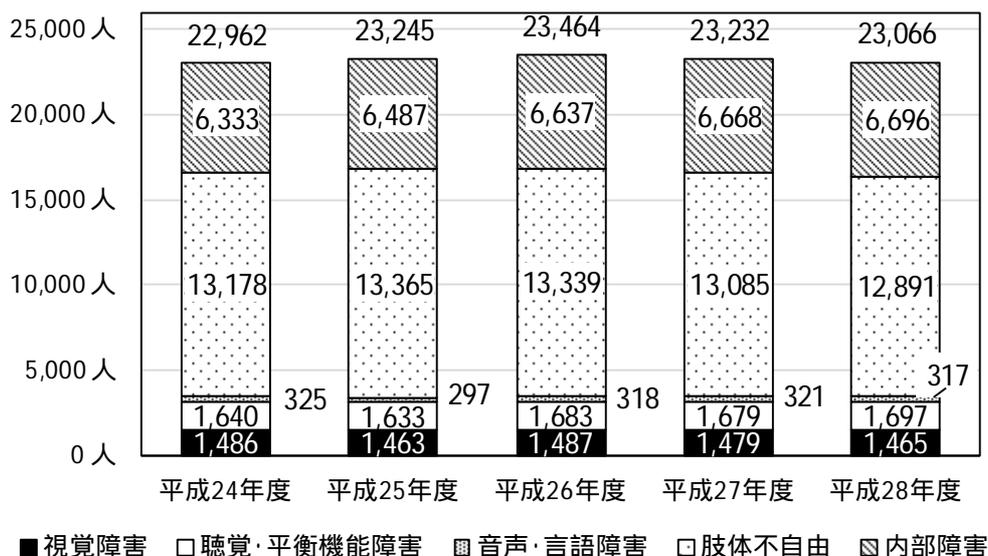


身体障害者手帳の年齢別構成比

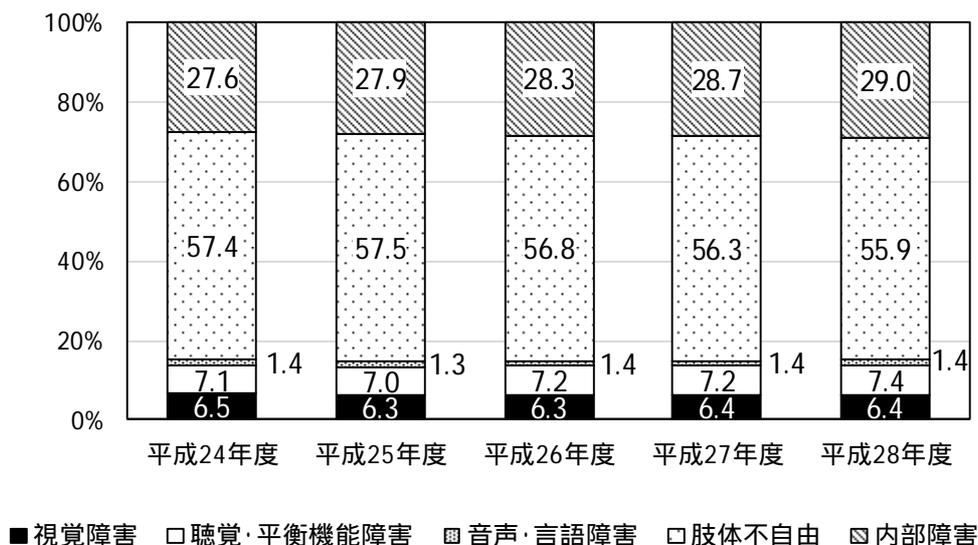


障害の種類別にみると、各年度とも「肢体不自由」が多く、平成 28 年度で 12,891 人と総数の 55.9%を占めています。その他では、平成 28 年度は「内部障害」が 6,696 人、「聴覚・平衡機能障害」が 1,697 人、「視覚障害」が 1,465 人、「音声・言語障害」が 317 人となっています。障害の種類別構成比をみると、「内部障害」については平成 24 年度から平成 28 年度にかけて増加しており、平成 28 年度では 29.0%となっています。

身体障害者の障害種類

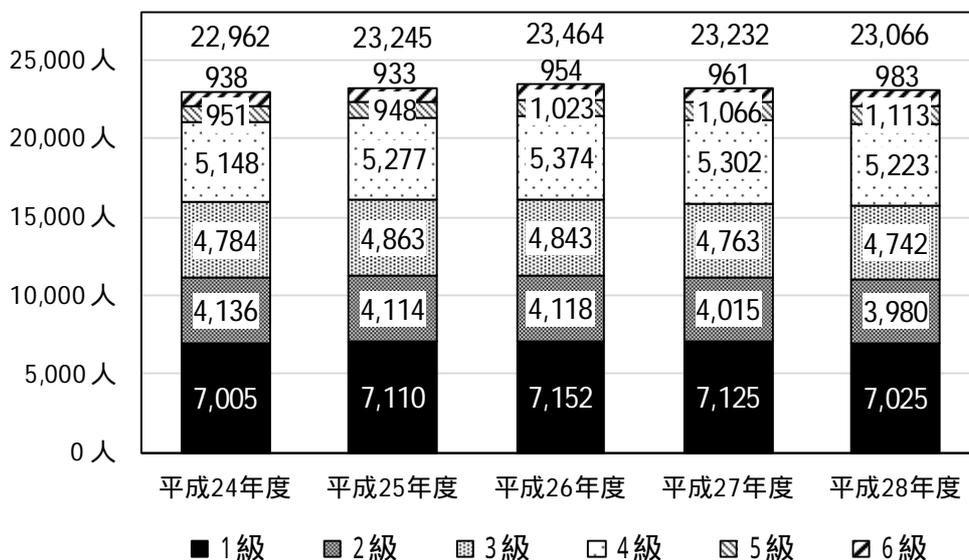


身体障害者の障害の種類別構成比

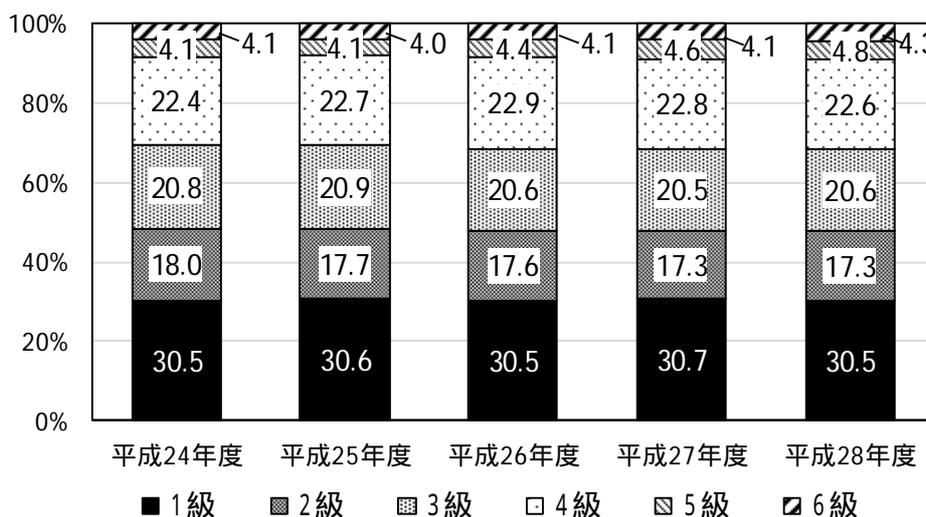


障害の等級別にみると、各年度とも「1級」が多く、平成28年度で7,025人と総数の30.5%を占めています。

身体障害者の等級



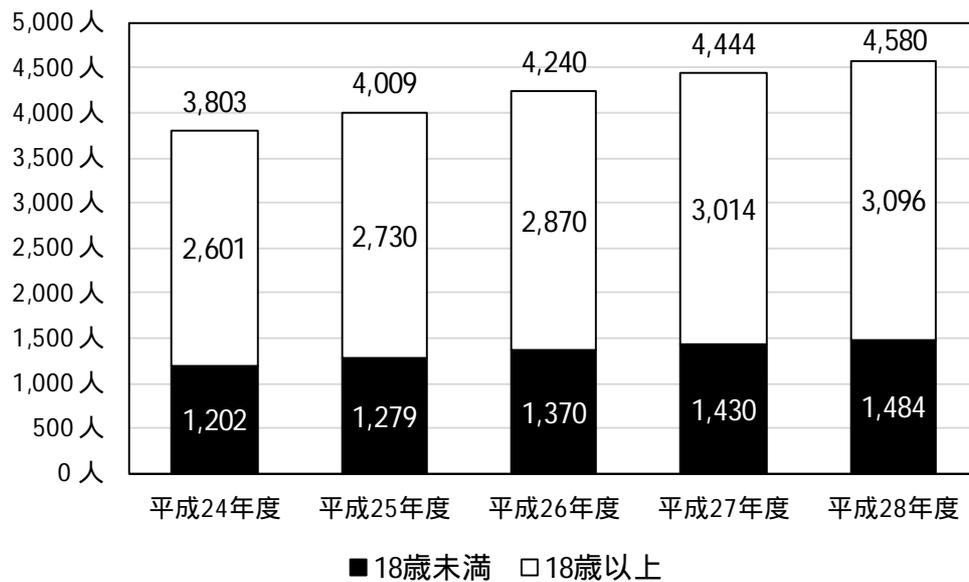
身体障害者の等級別構成比



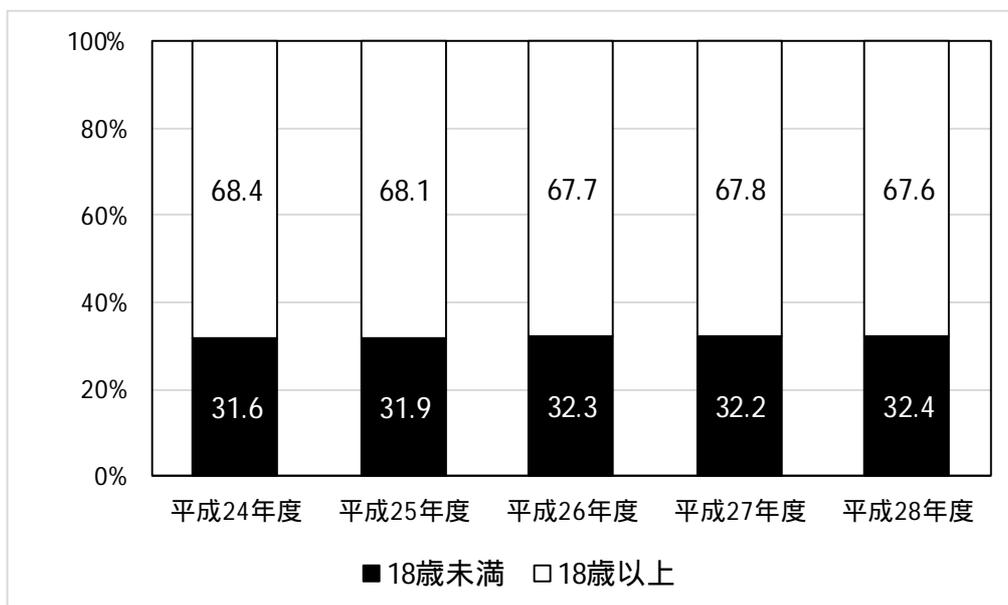
(2) 療育手帳所持者の状況

本市における療育手帳所持者数は、平成 24 年度から平成 28 年度にかけて増加しており、平成 28 年度では 4,580 人と平成 24 年度より 777 人増加しています。年齢別にみると、平成 28 年度で 18 歳以上が 3,096 人と総数の 67.6%を占めています。18 歳未満については 1,484 人で総数の 32.4%となっています。

療育手帳の所持者数

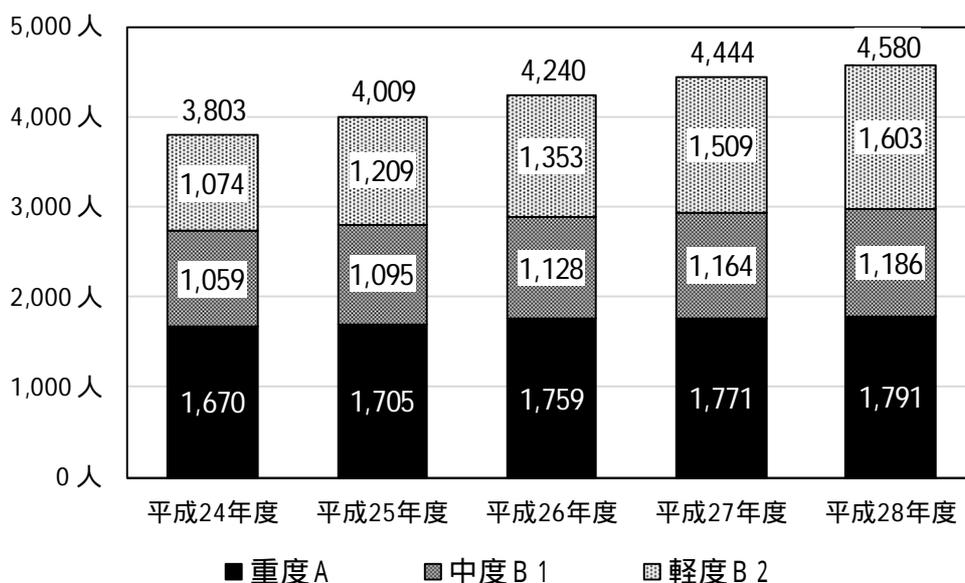


療育手帳の年齢別構成比

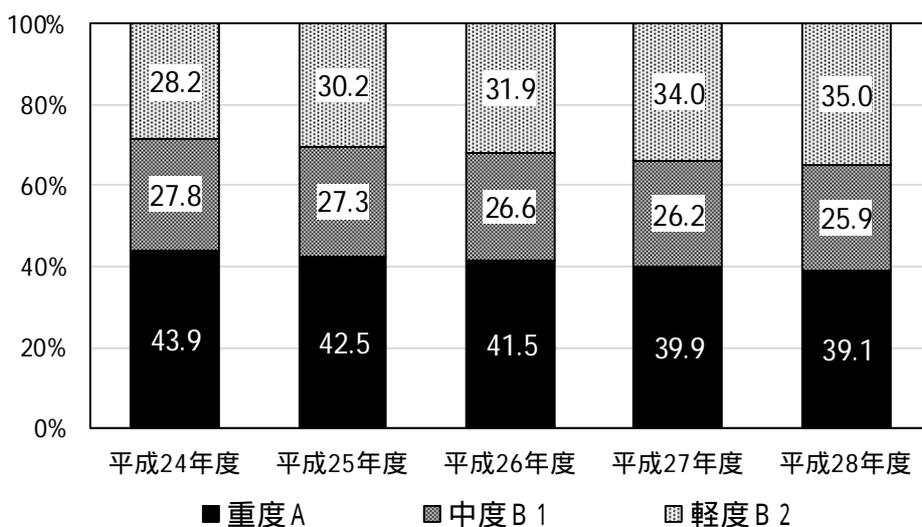


判定別にみると、いずれの判定も平成24年度から平成28年度にかけて増加しており、平成28年度では「重度A」が1,791人、「中度B1」が1,186人、「軽度B2」が1,603人となっています。判定別構成比をみると、「軽度B2」が増加しています。

療育手帳の判定



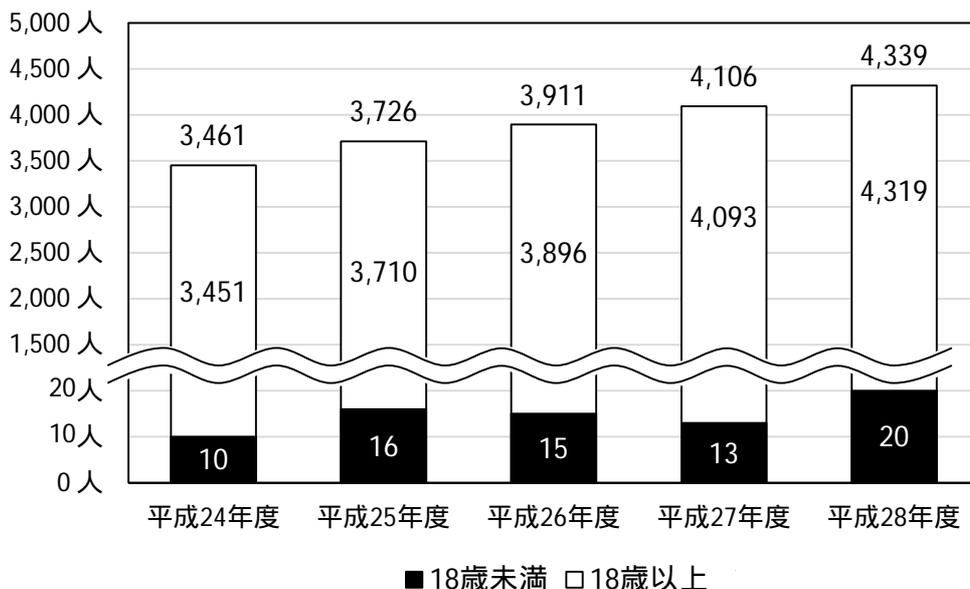
療育手帳の判定別構成比



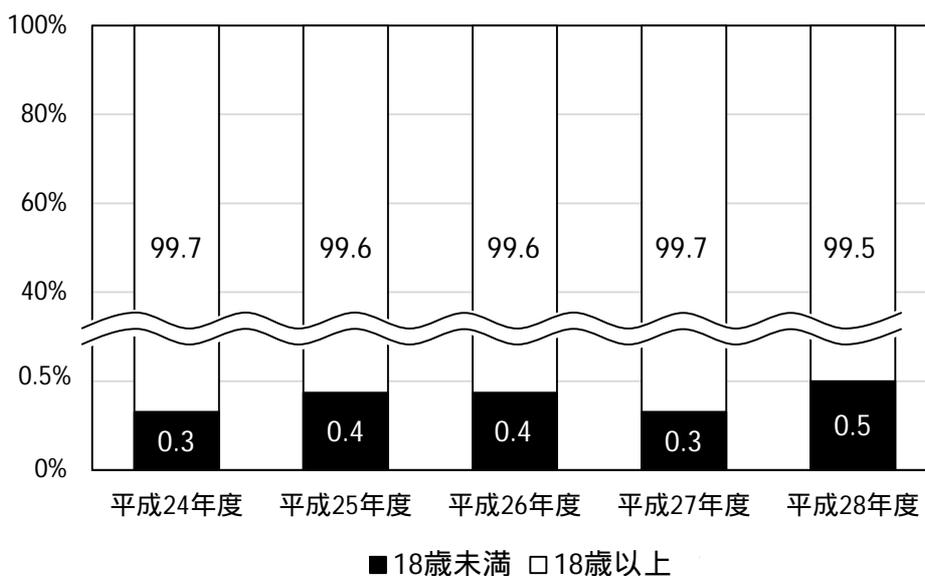
(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

本市における精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成 24 年度から平成 28 年度にかけて増加しており、平成 28 年度では 4,339 人と平成 24 年度より 878 人増加しています。年齢別にみると、平成 28 年度で 18 歳以上が 4,319 人と総数の 99.5% を占めています。18 歳未満については 20 人で総数の 0.5% となっています。

精神障害者保健福祉手帳の所持者数



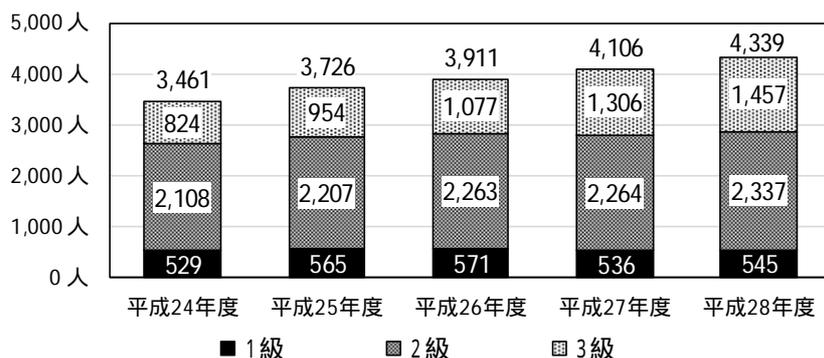
精神障害者保健福祉手帳の年齢別構成比



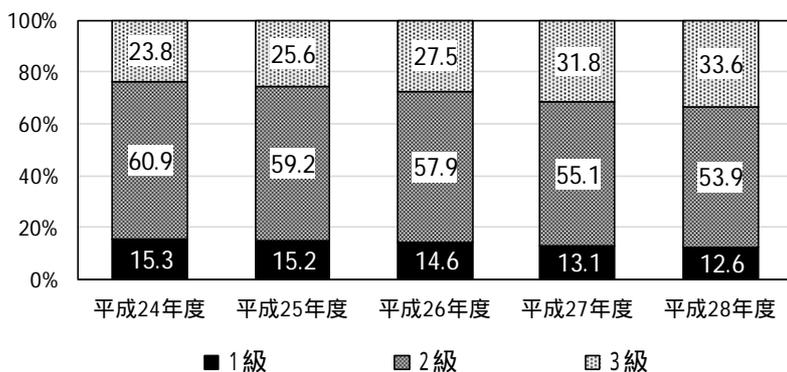
等級別にみると、「2級」、「3級」は平成24年度から平成28年度にかけて増加していますが、「1級」は平成26年度をピークにやや減少傾向にあり、平成28年度では「1級」が545人、「2級」が2,337人、「3級」が1,457人となっています。等級別構成比をみると、平成24年度以降「1級」、「2級」は減少し、「3級」は増加しています。

精神通院医療の受給者数は、平成24年度から平成28年度にかけて増加しており、平成28年度では7,379人となっています。

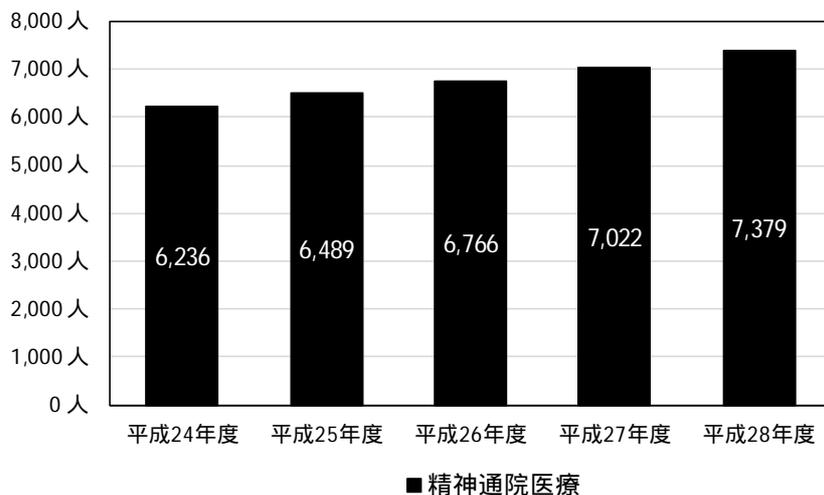
精神障害者保健福祉手帳の等級



精神障害者保健福祉手帳の等級別構成比

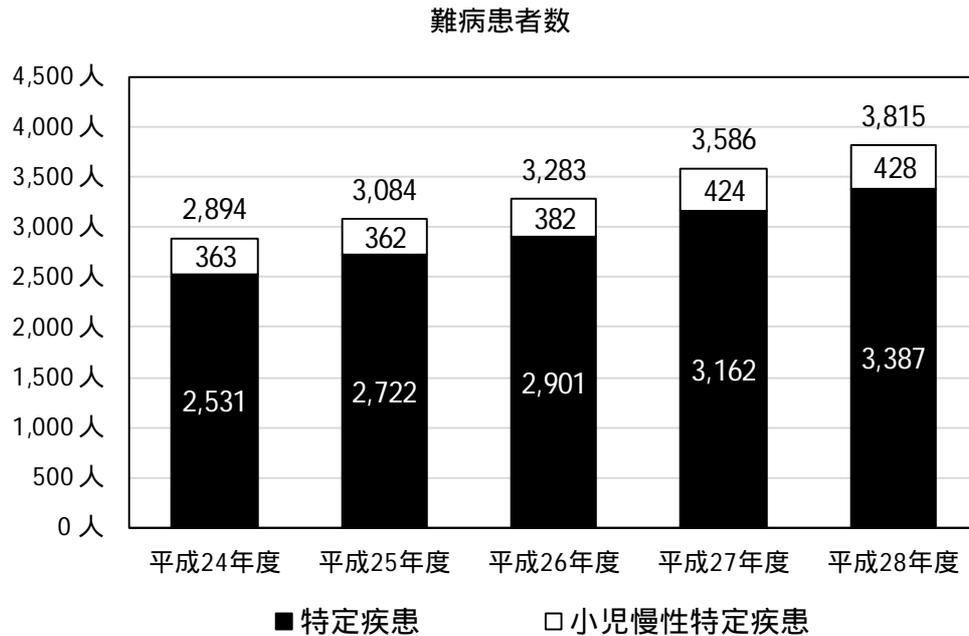


自立支援医療費受給者数（精神通院医療）



2 難病患者の状況

本市における難病患者数のうち、「特定疾患」は増加しており、平成28年度では3,387人となっています。「小児慢性特定疾患」については平成25年以降、増加傾向で推移しており、平成28年度では428人となっています。



注：平成29年4月から「難病の患者に対する医療等に関する法律」に規定する指定難病が330疾病に、「障害者総合支援法」の対象となる難病等の範囲が358疾病に拡大されています。

3 障害のある人に係る現状

(1) アンケート調査の概要

この調査は、本市における障害のある人の生活状況や福祉サービスの利用状況、利用意向、ご意見等をお伺いして、本計画の改定等のための基礎資料とすることを目的に実施しました。

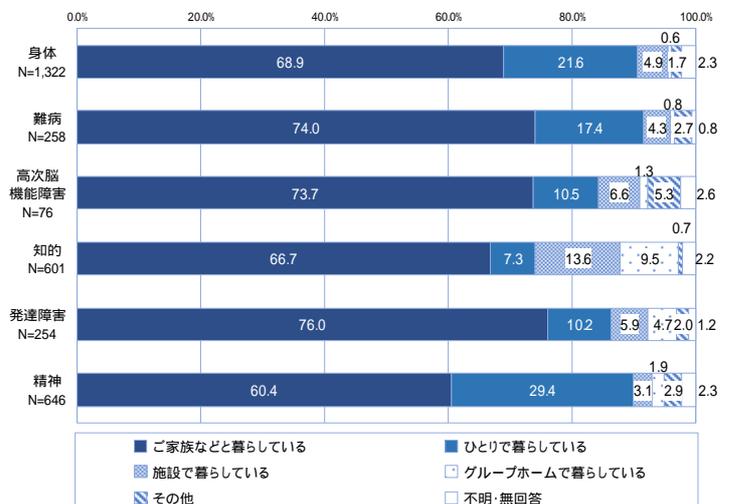
調査対象者	平成 29 年 4 月 1 日現在において、本市の身体障害者手帳所持者・難病患者・療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者のうち、手帳所持者については、全対象者からの無作為抽出を行いました。また、難病患者については関係団体にご協力をいただきました。		
調査方法	郵送による配付・回収 難病患者用調査については、関係団体を通じて配付し、郵送により回収		
基準日	平成 29 年 4 月 1 日現在		
調査期間	平成 29 年 7 月 14 日～平成 29 年 7 月 31 日		
調査数	7,500		
回収数	2,844	回収率	37.9%

(2) アンケート調査の結果

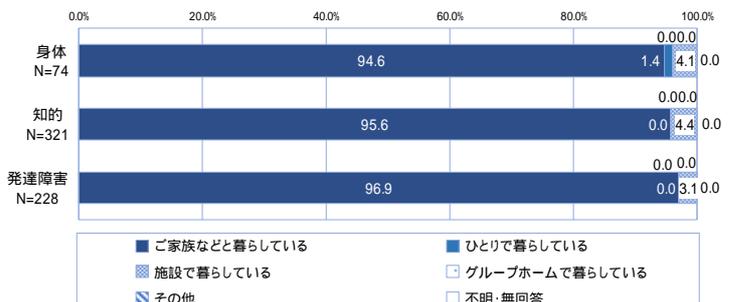
「あなた」は、普段どなたと一緒に暮らしていますか。

普段一緒に暮らしている人については、18 歳以上のいずれの障害においても「家族などと暮らしている」が最も多くなっています。18 歳未満では、いずれの障害においても「家族などと暮らしている」が最も多く、9 割台半ば～9 割台後半となっています。

【18 歳以上】



【18 歳未満】



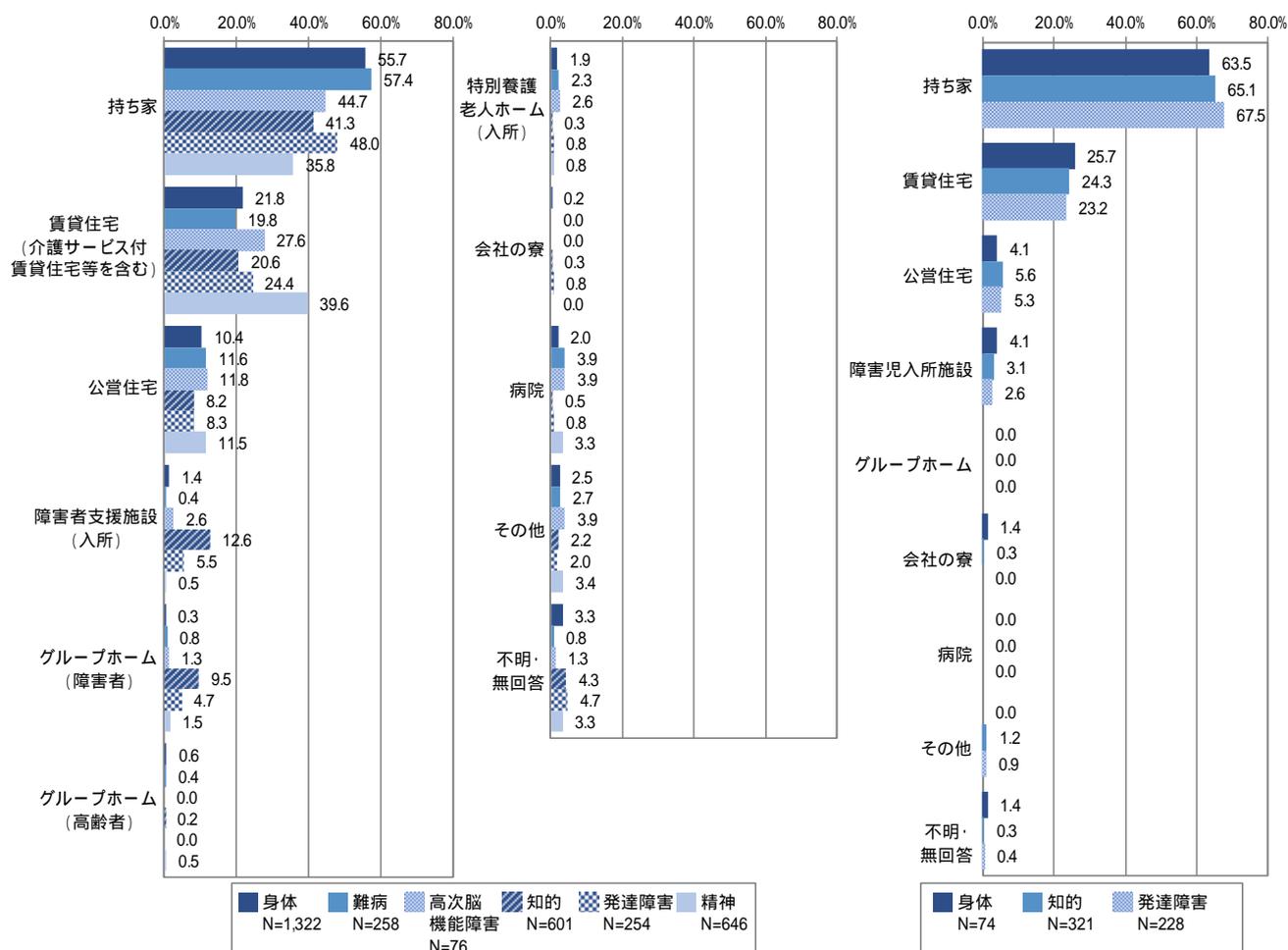
グラフ中のN (Number of case) は、有効回答者数を表しています。(以下のグラフも同様)

「あなた」の普段のお住まい、あるいは暮らしているのはどこですか。

普段のお住まい、あるいは暮らしている場所については、18歳以上の身体障害、難病、高次脳機能障害、知的障害、発達障害では「持ち家」が、それぞれ55.7%、57.4%、44.7%、41.3%、48.0%、精神障害では「賃貸住宅」が39.6%と最も多くなっています。「持ち家」、「賃貸住宅」、「公営住宅」が多くなっていますが、知的障害においては、「障害者支援施設（入所）」が12.6%、「グループホーム（障害者）」が9.5%と、施設等への入所者もみられます。また18歳未満では、いずれの障害においても「持ち家」が最も多く、6割台半ば～6割台後半となっています。

【18歳以上】

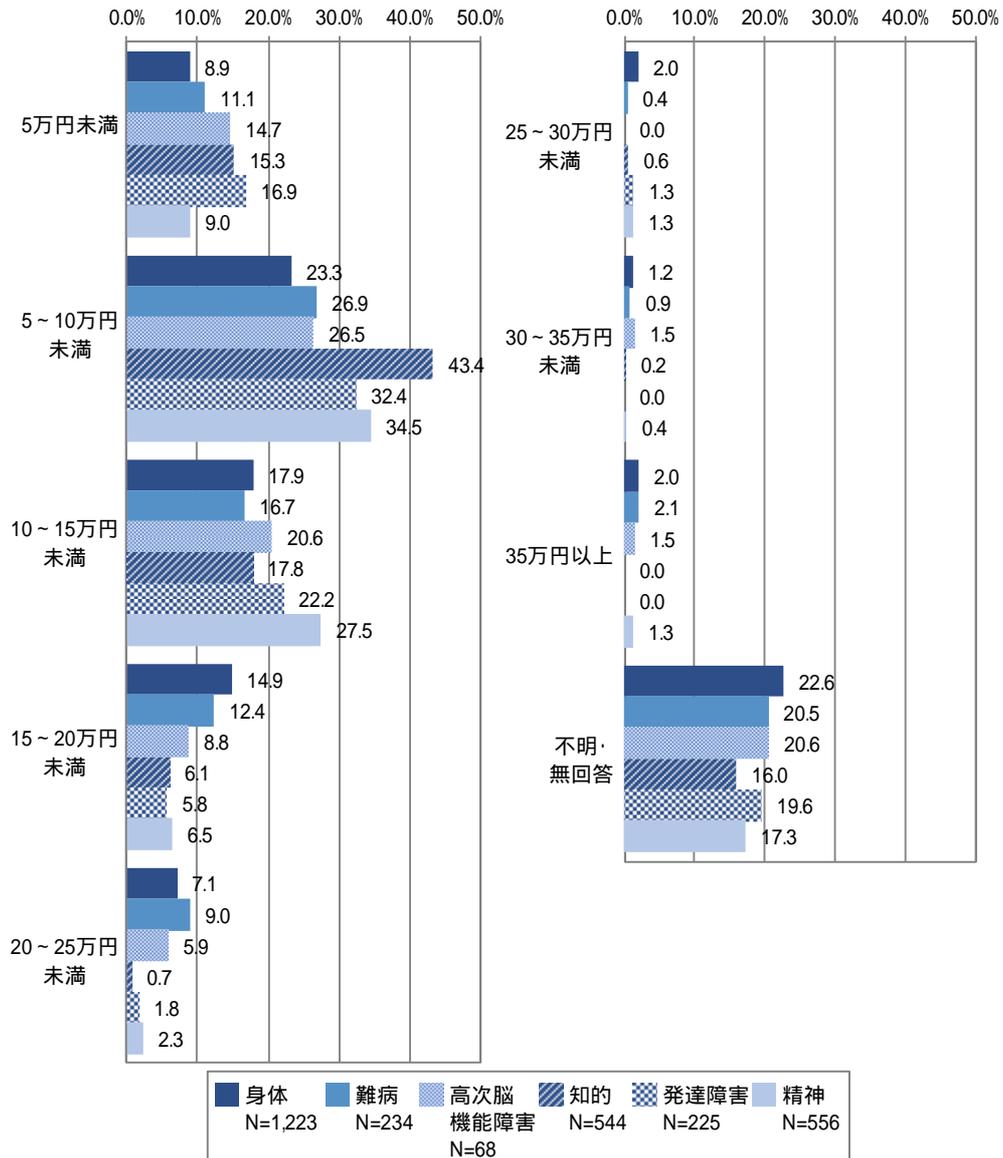
【18歳未満】



(収入のある方)「あなた」の月収の総額はいくらですか(年金や手当を含む)。

18歳以上において、月収の総額については、いずれも「5～10万円未満」が、それぞれ23.3%、26.9%、26.5%、43.4%、32.4%、34.5%と最も多くなっています。

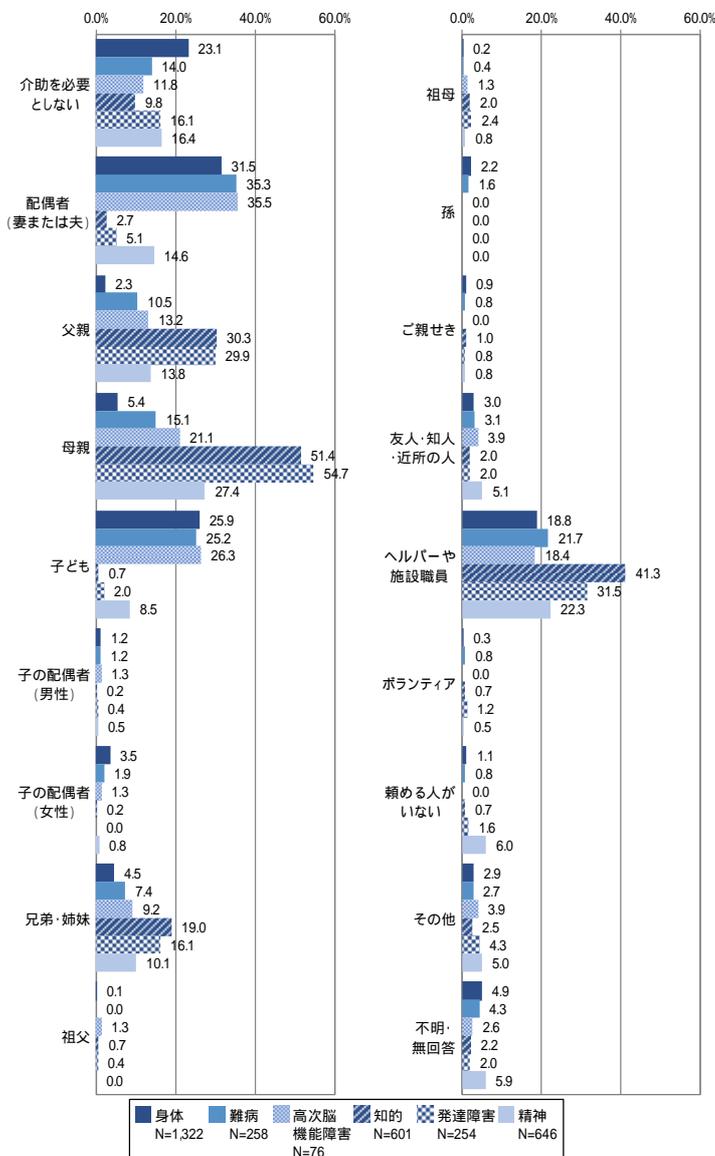
【18歳以上】



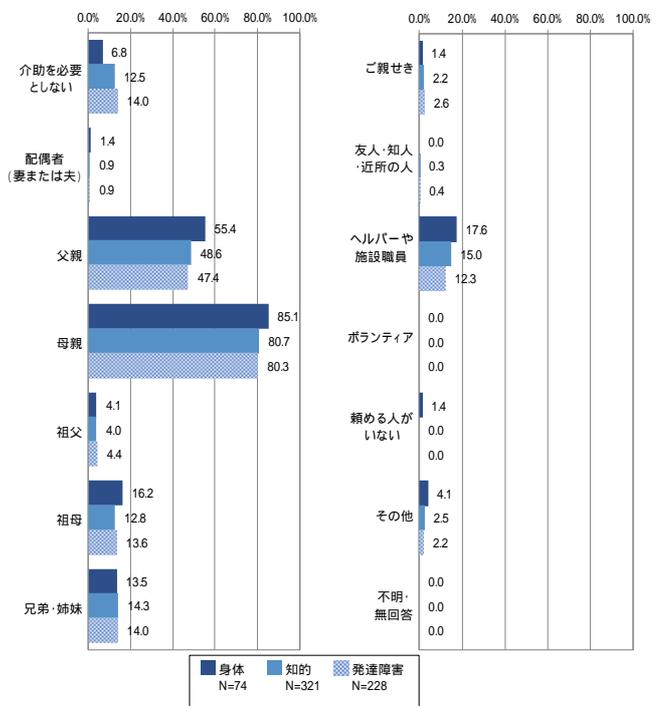
「あなた」の主な介助者（日常生活の支援をしてくれる方）はどなたですか（複数回答可）。

主な介助者については、18歳以上の身体障害、難病、高次脳機能障害では「配偶者」が、それぞれ31.5%、35.3%、35.5%、知的障害、発達障害、精神障害では「母親」が、それぞれ51.4%、54.7%、27.4%と、最も多くなっています。次いで、身体障害、難病、高次脳機能障害では「子ども」が25.9%、25.2%、26.3%、知的障害、発達障害、精神障害では「ヘルパーや施設職員」が、それぞれ41.3%、31.5%、22.3%となっています。また18歳未満では、いずれの障害においても「母親」が8割台前半～8割台半ばと最も多く、次いで「父親」が4割台後半～5割台半ばとなっています。

【18歳以上】



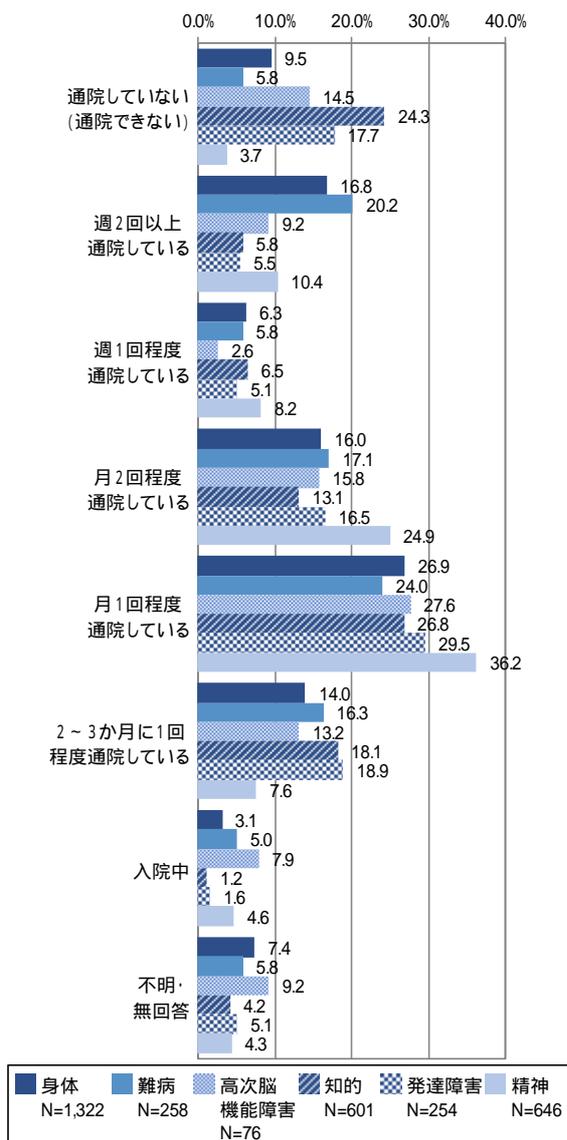
【18歳未満】



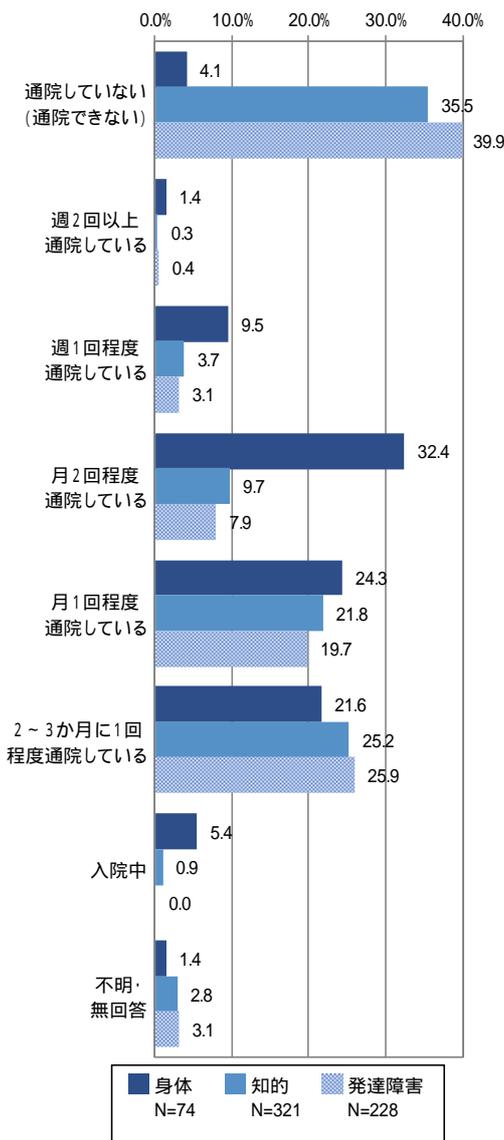
「あなた」は現在、通院していますか。それはどれくらいの回数ですか。

現在通院しているかについては、18歳以上のいずれの障害においても「月1回程度通院している」が、それぞれ26.9%、24.0%、27.6%、26.8%、29.5%、36.2%と、最も多くなっています。18歳未満の身体障害では「月2回程度通院している」が32.4%、知的障害、発達障害では「通院していない」が、それぞれ35.5%、39.9%と、最も多くなっています。

【18歳以上】



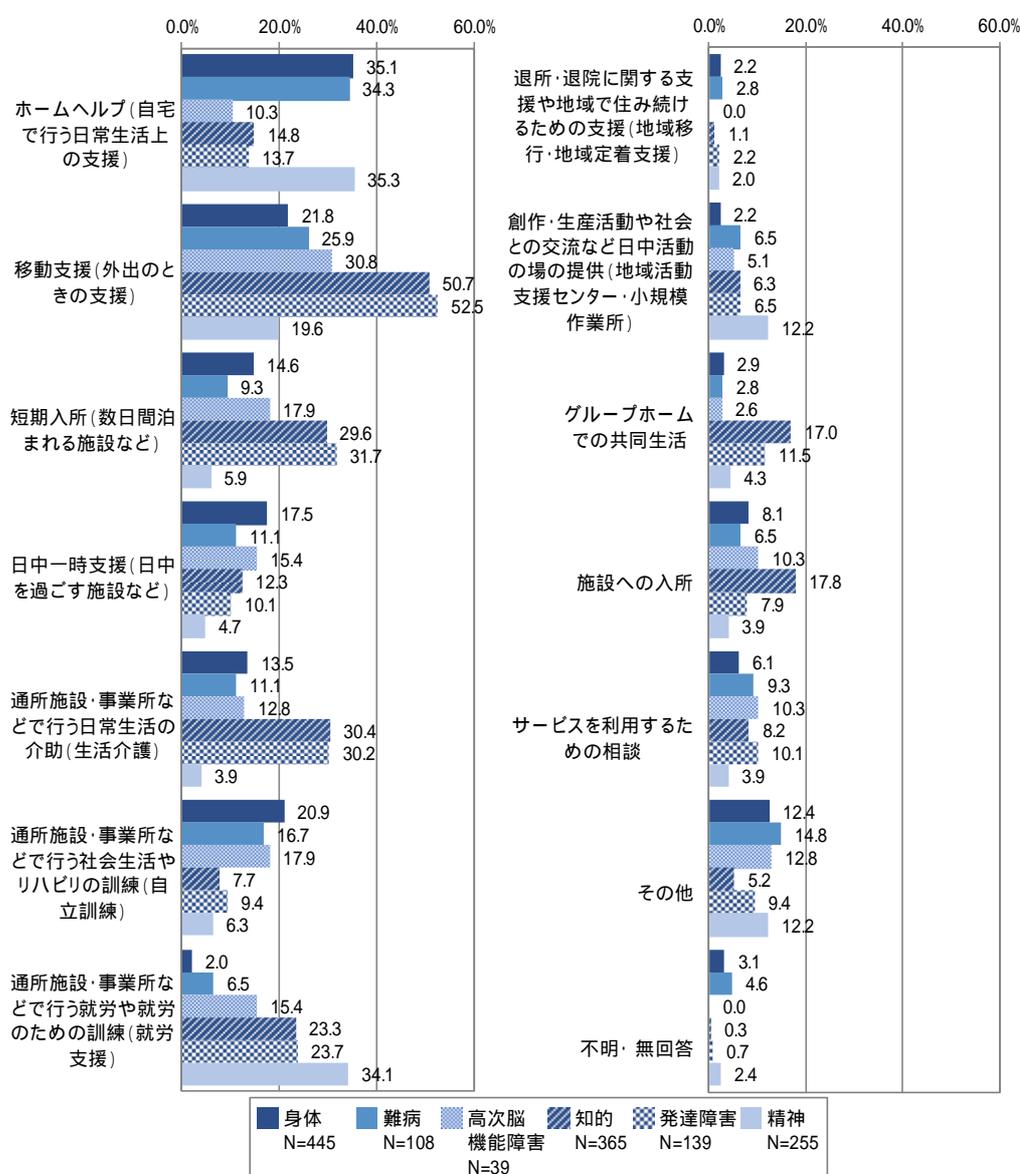
【18歳未満】



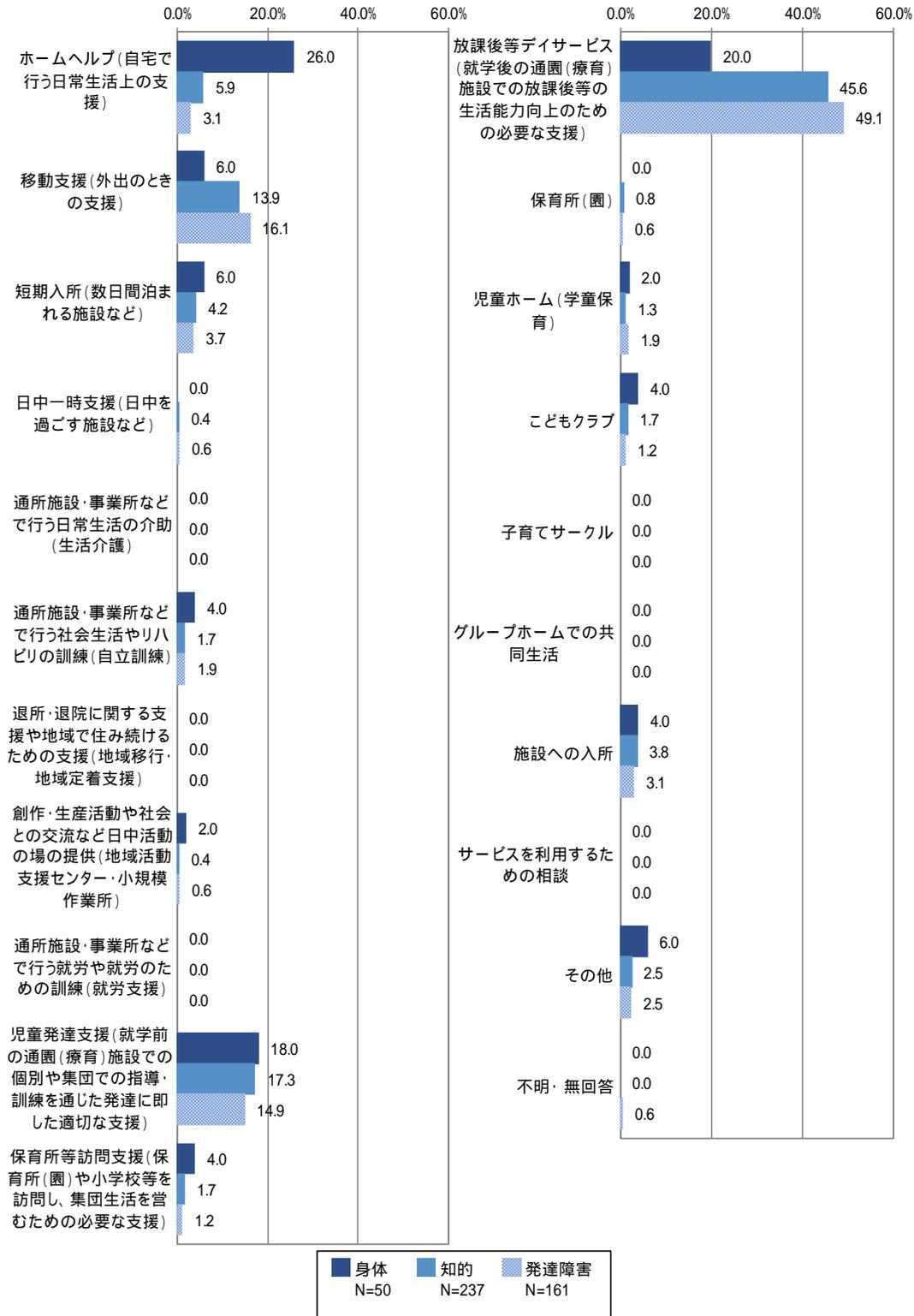
「あなた」が現在利用しているサービスは、次のどれですか（複数回答可）。

現在利用しているサービスについては、18歳以上の身体障害、難病、精神障害では「ホームヘルプ（自宅で行う日常生活上の支援）」が、それぞれ35.1%、34.3%、35.3%、高次脳機能障害、知的障害、発達障害では「移動支援（外出のときの支援）」が、それぞれ30.8%、50.7%、52.5%と、最も多くなっています。18歳未満の身体障害では「ホームヘルプ（自宅で行う日常生活上の支援）」、知的障害、発達障害では「放課後等デイサービス」が最も多くなっています。

【18歳以上】



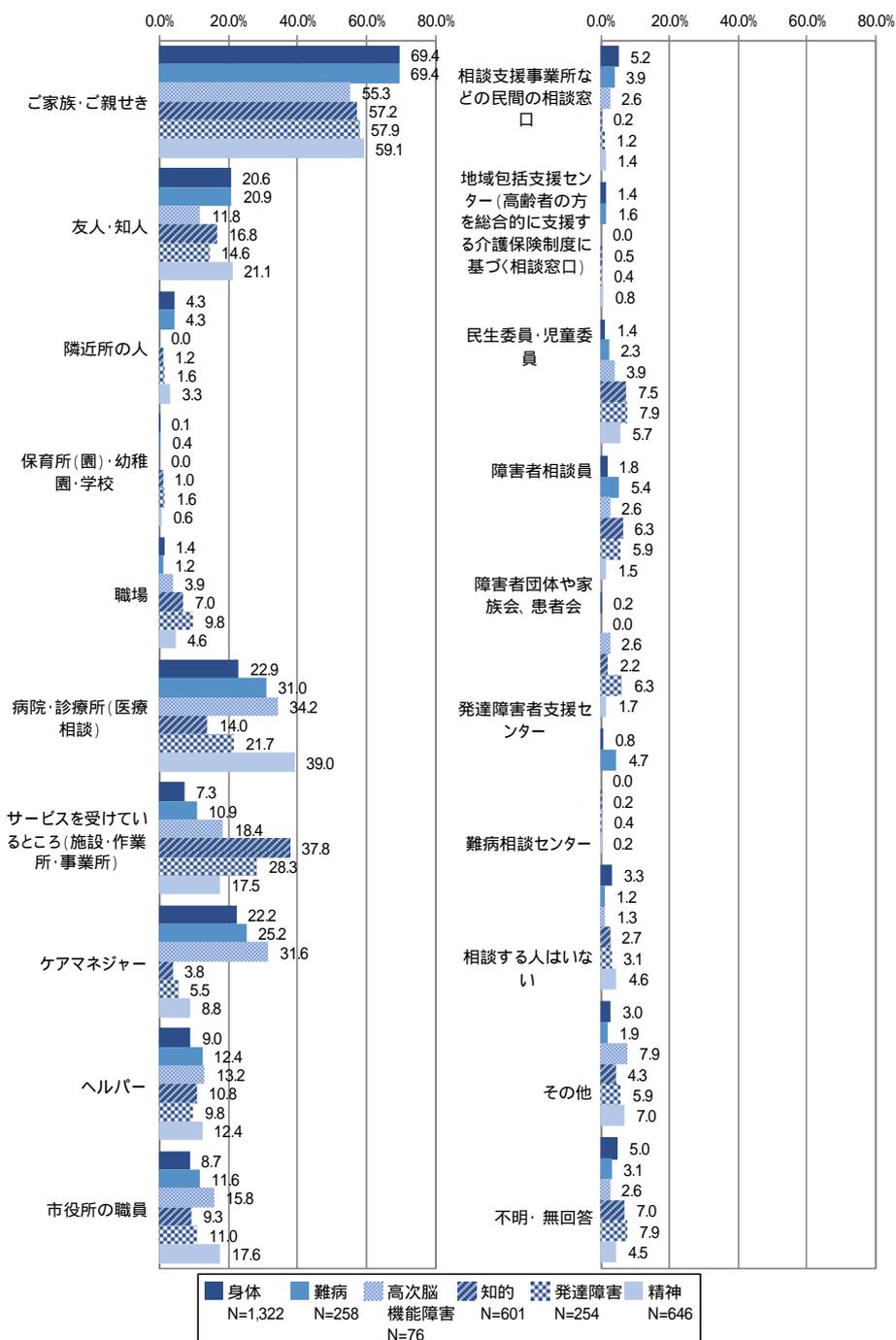
【18歳未満】



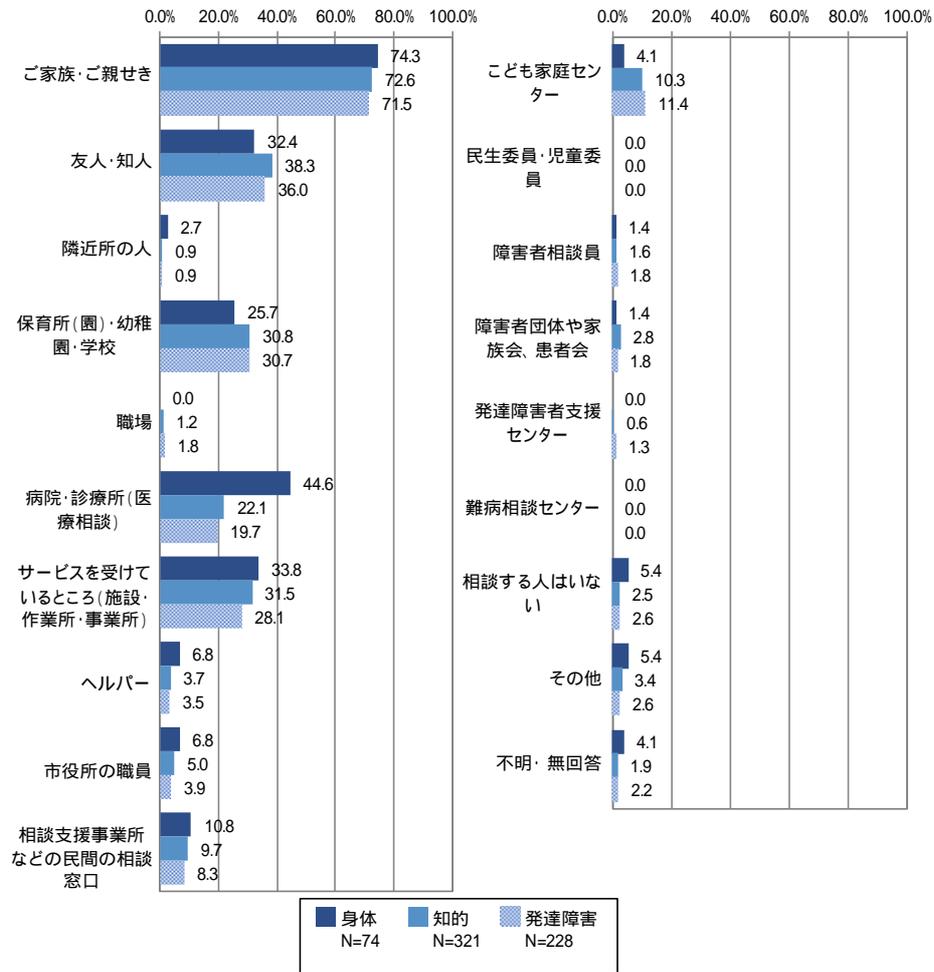
「あなた」が悩みや困ったことを相談するのはどなたですか（複数回答可）。

悩みごとの相談先は、18歳以上では「ご家族・ご親戚」が最も多く、5割台半ば～6割台後半となっています。また、知的障害、発達障害では「サービスを受けているところ」が2割台後半～3割台後半、難病、精神障害では「病院・診療所」が3割台前半～3割台後半、高次脳機能障害では「ケアマネジャー」が3割台前半となっています。18歳未満でも「ご家族・ご親戚」が最も多く、7割台前半～7割台半ばとなっており、「保育所(園)・幼稚園・学校」、「病院・診療所」については、2割台半ば～3割台前半となっています。

【18歳以上】



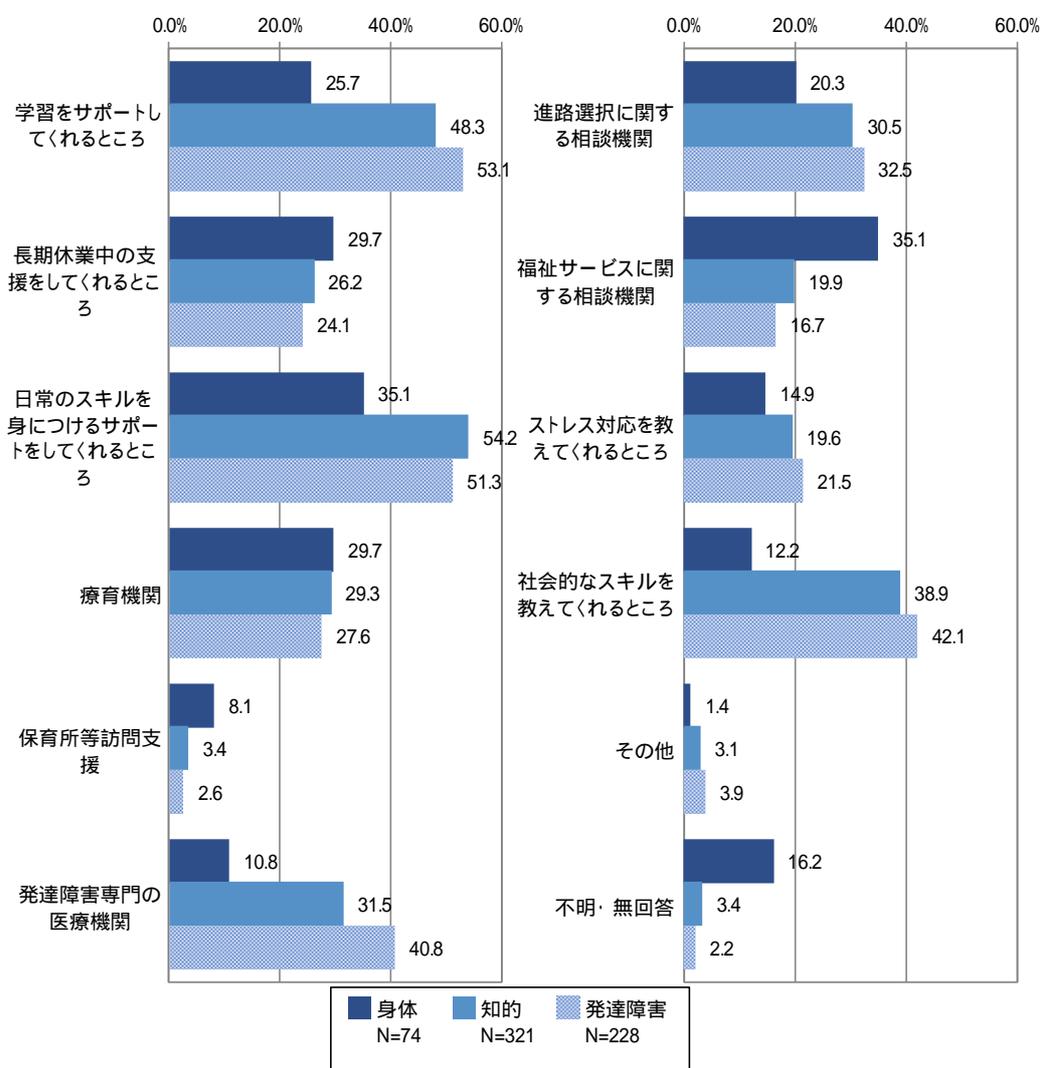
【18歳未満】



「あなた」や、家族が求める療育・保育に関する支援は何ですか（複数回答可）。

療育・保育に求める支援は、身体障害では、「日常のスキルを身につけるサポートをしてくれるところ」、「福祉サービスに関する相談機関」が同率で最も多くなっており、次いで「長期休業中の支援をしてくれるところ」、「療育機関」が同率で多くなっています。知的障害では「日常のスキルを身につけるサポートをしてくれるところ」が最も多くなっており、次いで「学習をサポートしてくれるところ」が多くなっています。発達障害では「学習をサポートしてくれるところ」が最も多くなっており、次いで「日常のスキルを身につけるサポートをしてくれるところ」が多くなっています。

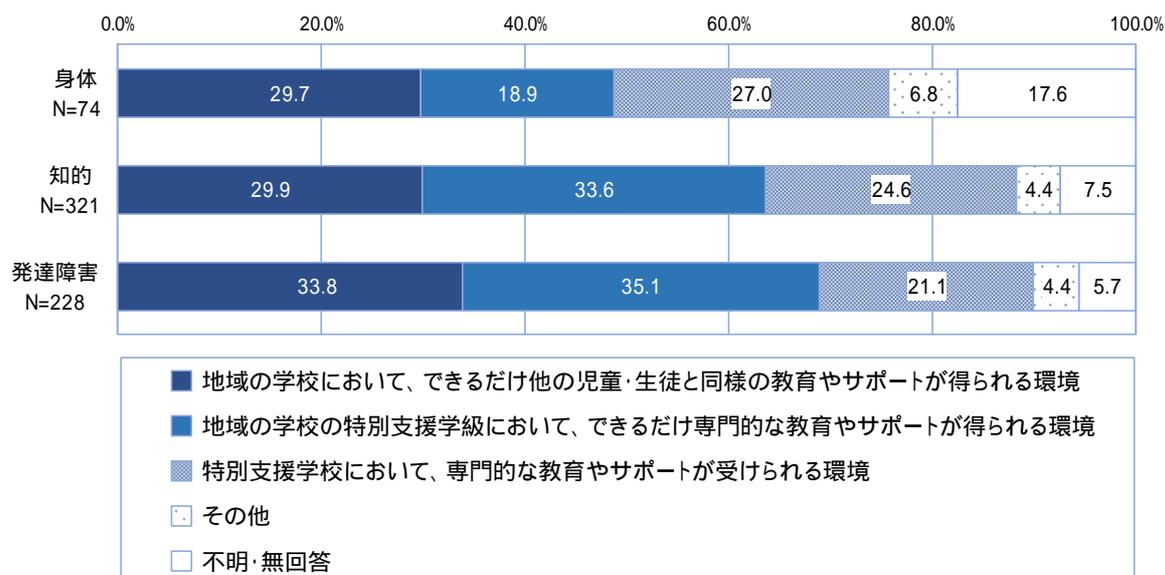
【18歳未満】



「あなた」にとって、望ましい就学環境とはどのような環境だと思われますか。

18歳未満において、望ましい就学環境については、身体障害では「地域の学校において、できるだけ他の児童・生徒と同様の教育やサポートが得られる環境」が29.7%、知的障害、発達障害では「地域の学校の特別支援学級において、できるだけ専門的な教育やサポートが得られる環境」が33.6%、35.1%と最も多くなっています。

【18歳未満】

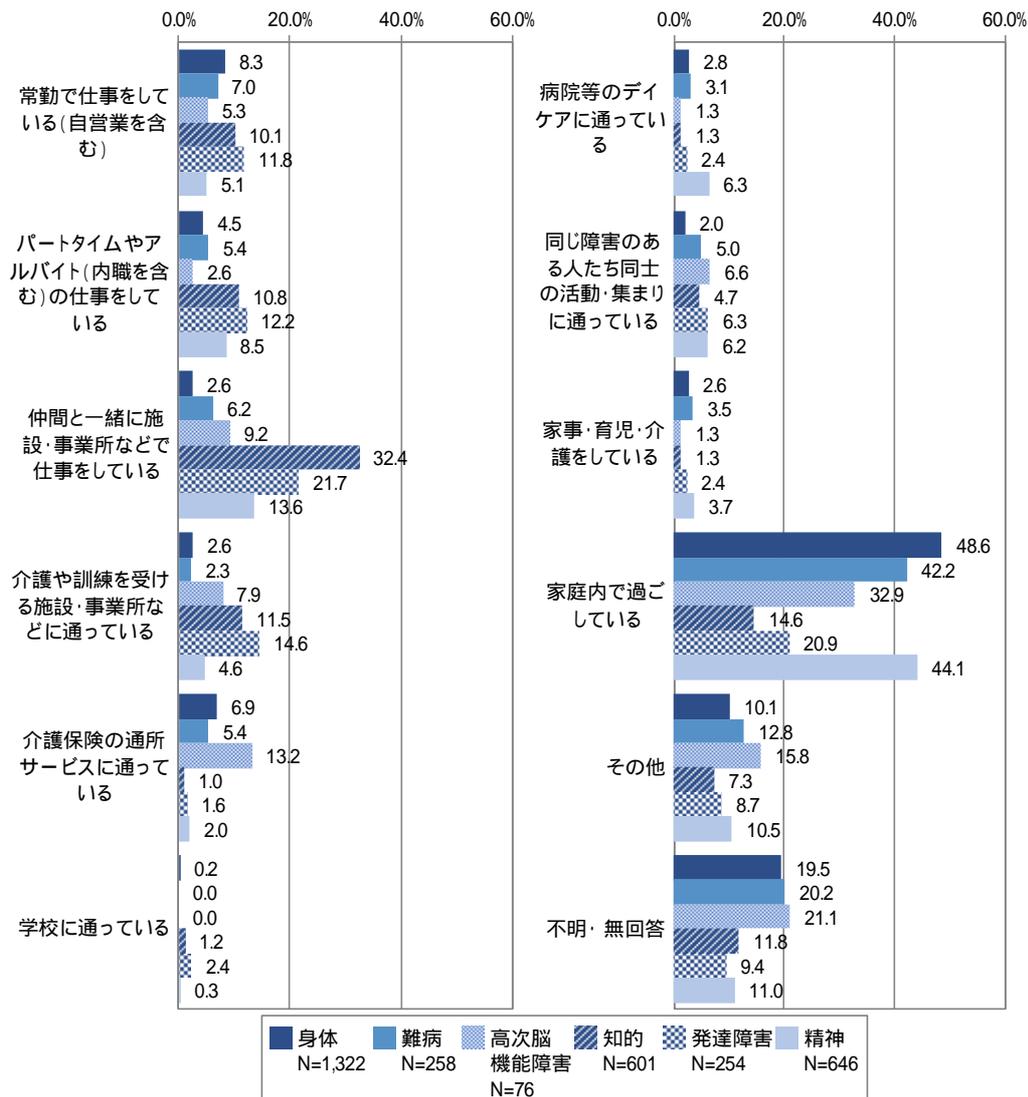


「あなた」は日中の生活をどのように過ごされていますか（複数回答可）。

18歳以上において、常勤雇用による就労実績は少なく、就労者は常勤、パート、アルバイトをあわせても1割未満～2割台半ばとなっています。

また、日中の生活状況は、身体障害、難病、高次脳機能障害、精神障害では「家庭内で過ごしている」が3割台前半～4割台後半、知的障害、発達障害では「仲間と一緒に施設・事業所などで仕事をしている」が2割台前半～3割台前半となっています。

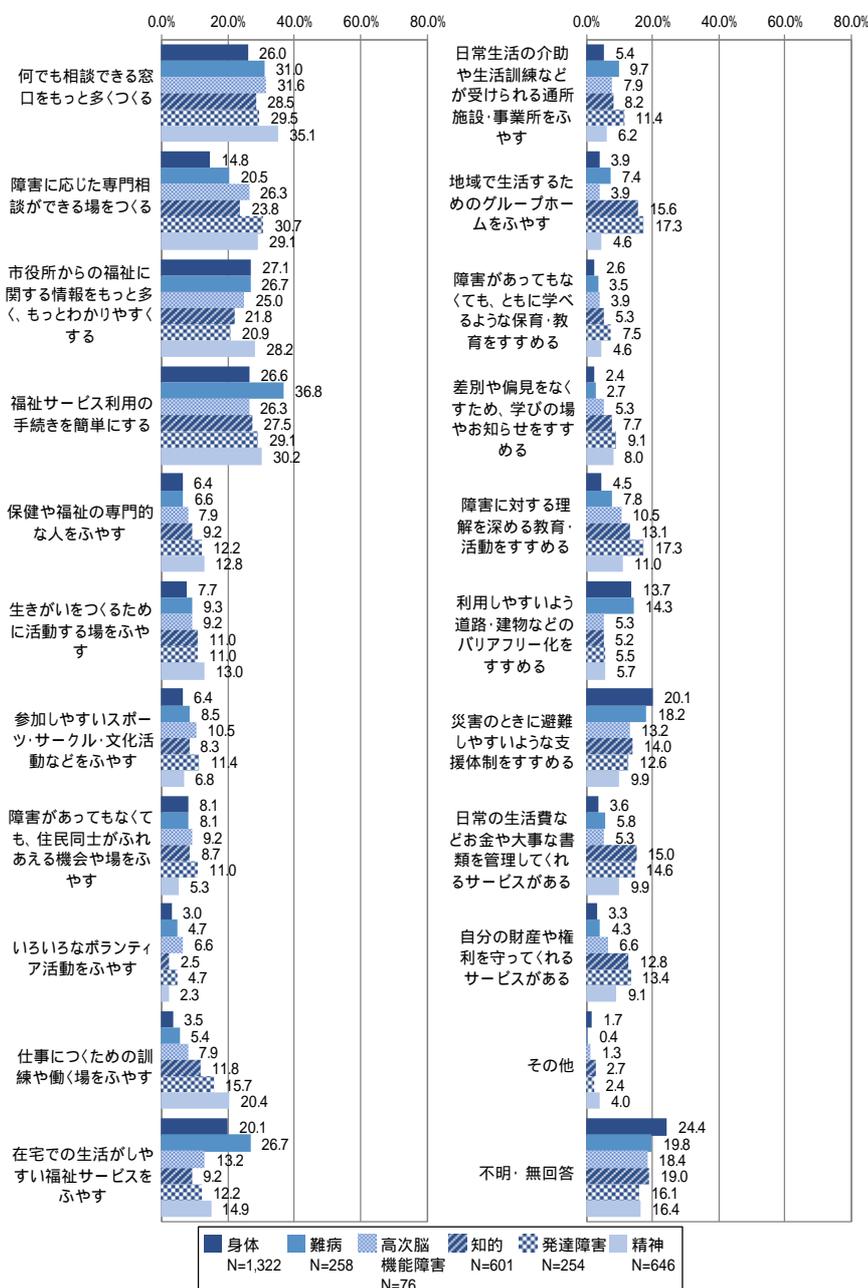
【18歳以上】



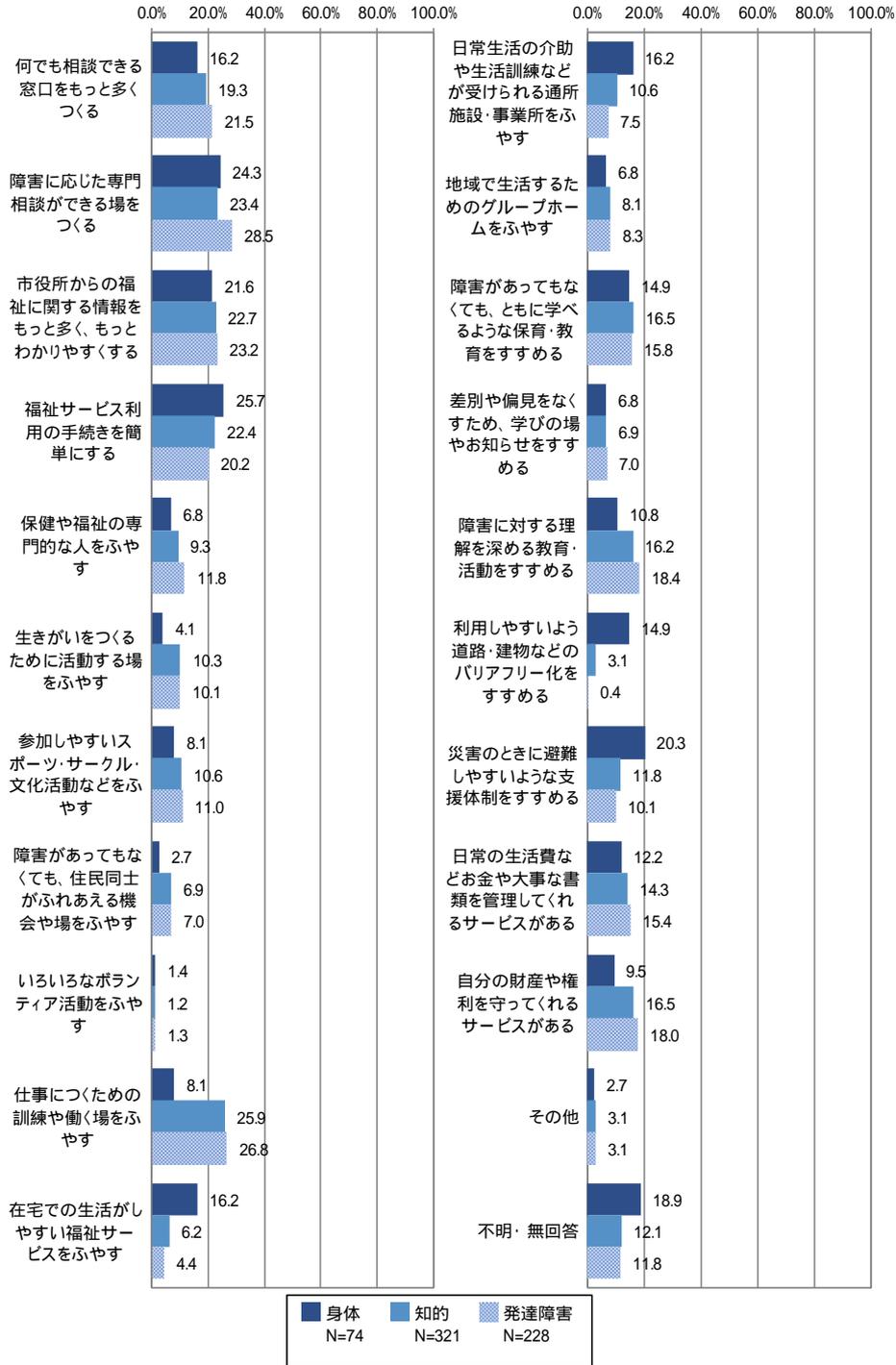
「あなた」がよりよく暮らしていくためには、どのようなことが必要だと考えますか（複数回答可）。

よりよい暮らしのために必要なことについては、18歳以上の身体障害では「市役所からの福祉に関する情報をもっと多く、もっとわかりやすくする」、難病では「福祉サービス利用の手続きを簡単にする」、高次脳機能障害、知的障害、精神障害では「何でも相談できる窓口をもっと多くつくる」、発達障害では、「障害に応じた専門相談ができる場所をつくる」が最も多くなっています。18歳未満の身体障害では「福祉サービス利用の手続きを簡単にする」、知的障害では「仕事につくための訓練や働く場をふやす」、発達障害では「障害に応じた専門相談ができる場所をつくる」が最も多くなっています。

【18歳以上】



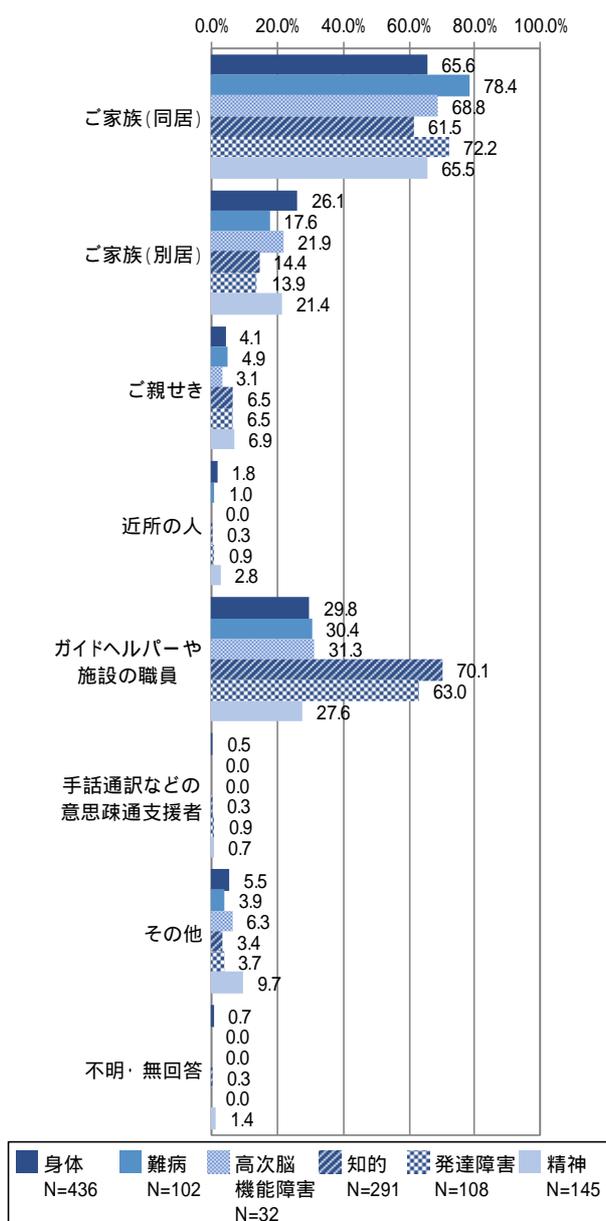
【18歳未満】



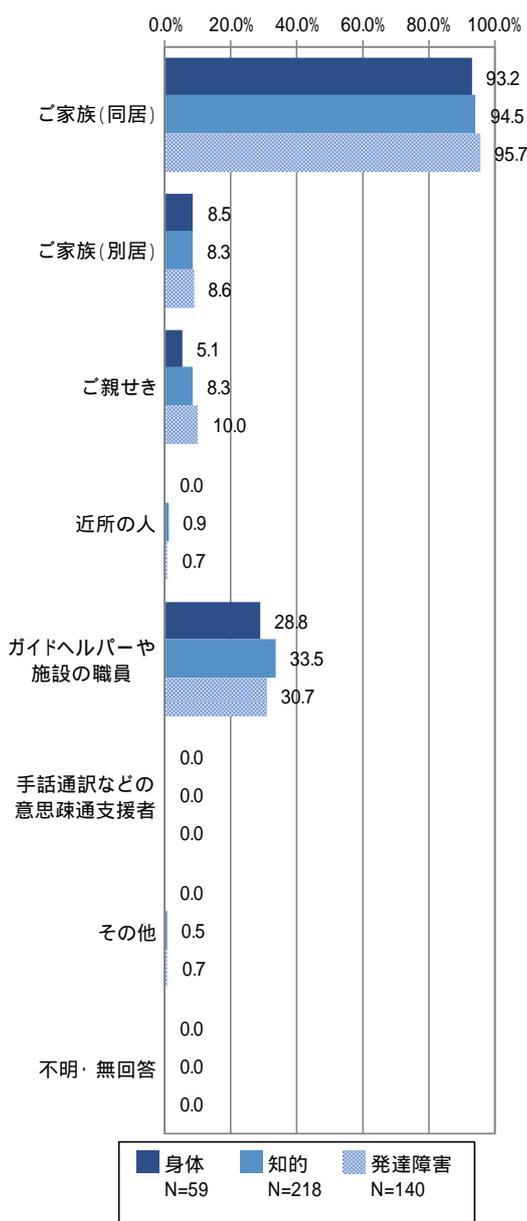
「あなた」が外出する際の主な同伴者や必要な支援者は誰ですか（複数回答可）。

外出時の同伴者や必要な支援者については、18歳以上の知的障害以外のいずれの障害においても、「家族（同居）」が、それぞれ65.6%、78.4%、68.8%、72.2%、65.5%、知的障害では「ガイドヘルパーや施設の職員」が70.1%と、最も多くなっています。18歳未満では、いずれの障害においても「家族（同居）」が最も多く、9割前半～9割台半ばとなっています。

【18歳以上】



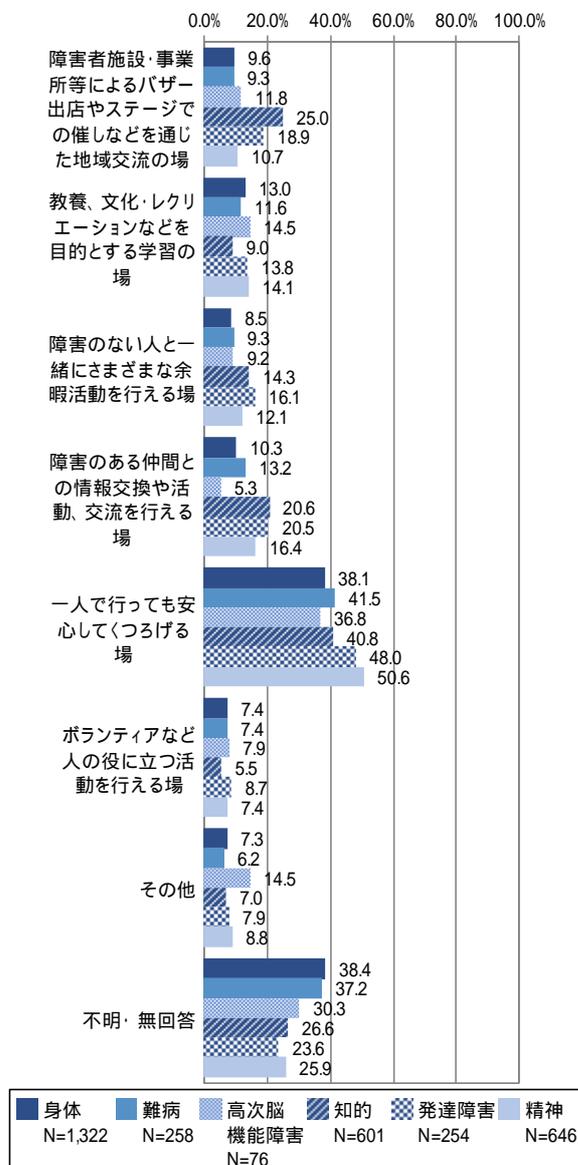
【18歳未満】



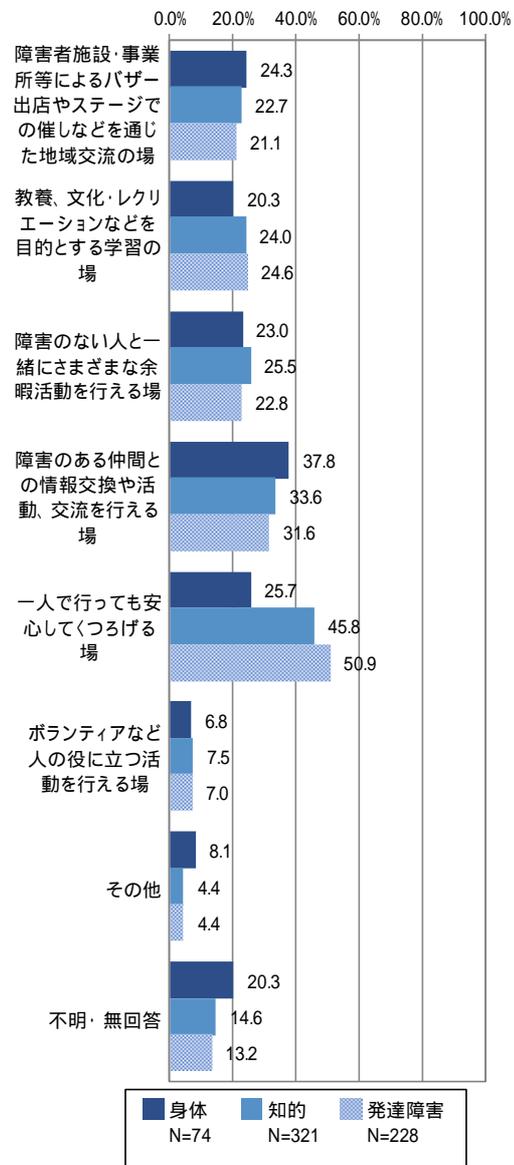
平日の夕方や夜間、休日などの居場所や活動の場として、どのような場があれば行ってみたいと思いますか（複数回答）。

休日などの居場所や活動の場として、18歳以上では、「一人で行っても安心してくつろげる場」が3割台後半～5割台前半で最も多くなっています。「障害のある仲間との情報交換や活動、交流を行える場」も多くなっていますが、高次脳機能障害では1割未満となっています。また、知的障害では、「障害者施設・事業所等によるバザー・出店やステージでの催しなどを通じた地域交流の場」が多くなっています。18歳未満においても「障害のある仲間との情報交換や活動、交流を行える場」、「一人で行っても安心してくつろげる場」が多くなっています。

【18歳以上】



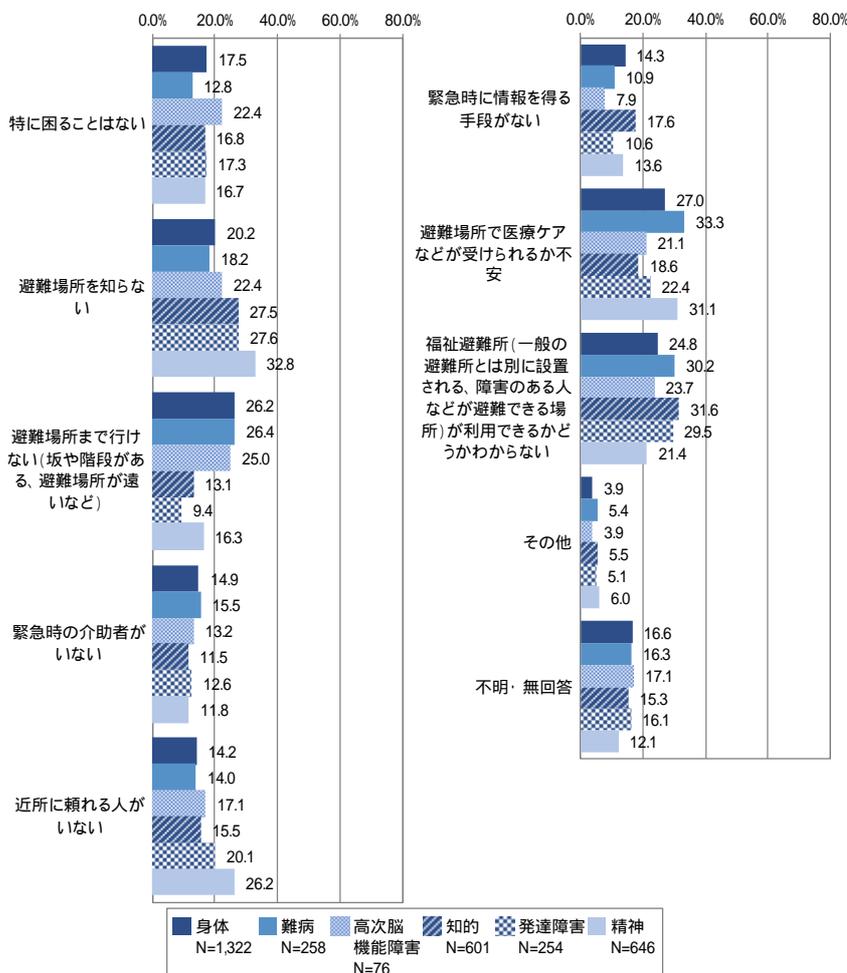
【18歳未満】



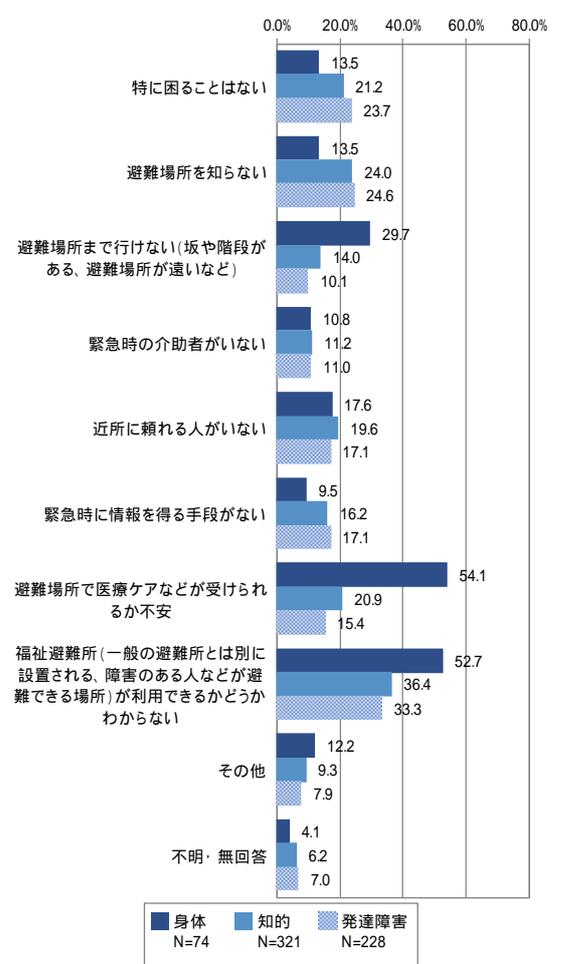
「あなた」が地震など災害のときに困ることは何ですか（複数回答可）。

地震など災害のときに困ることについては、18歳以上の身体障害、難病では「避難場所で医療ケアなどが受けられるか不安」がそれぞれ27.0%、33.3%、高次脳機能障害では「避難場所まで行けない（坂や階段がある、避難場所が遠いなど）」が25.0%、知的障害、発達障害では「福祉避難所（一般の避難所とは別に設置される、障害のある人などが避難できる場所）が利用できるかどうか分からない」が、それぞれ31.6%、29.5%、精神障害が「避難場所を知らない」が32.8%と、最も多くなっています。また18歳未満の身体障害では、「避難場所で医療ケアなどが受けられるか不安」が54.1%、知的障害、発達障害では「福祉避難所が利用できるかどうか分からない」が最も多く、それぞれ36.4%、33.3%となっています。

【18歳以上】



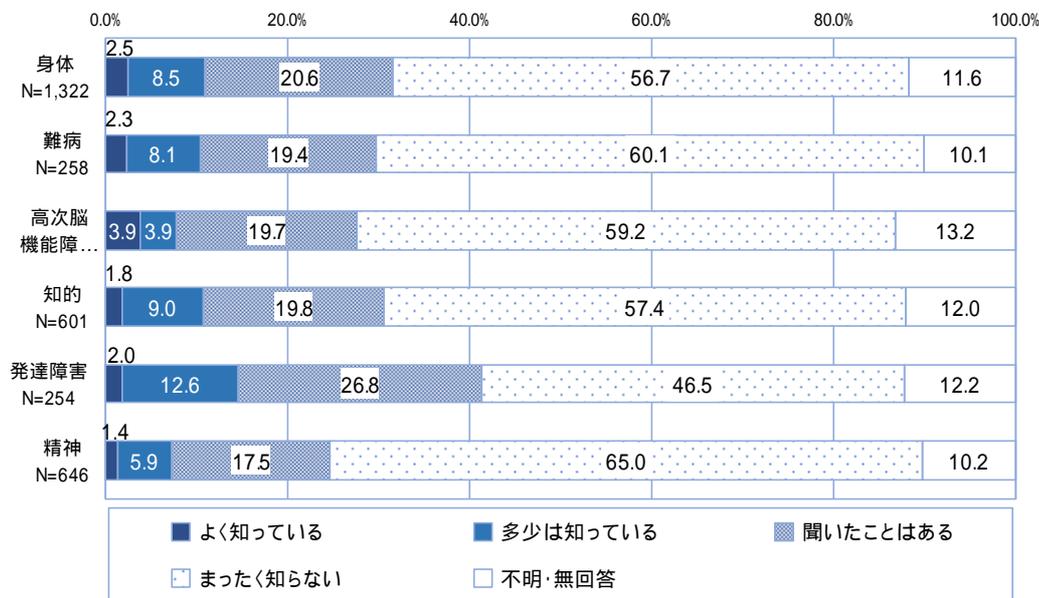
【18歳未満】



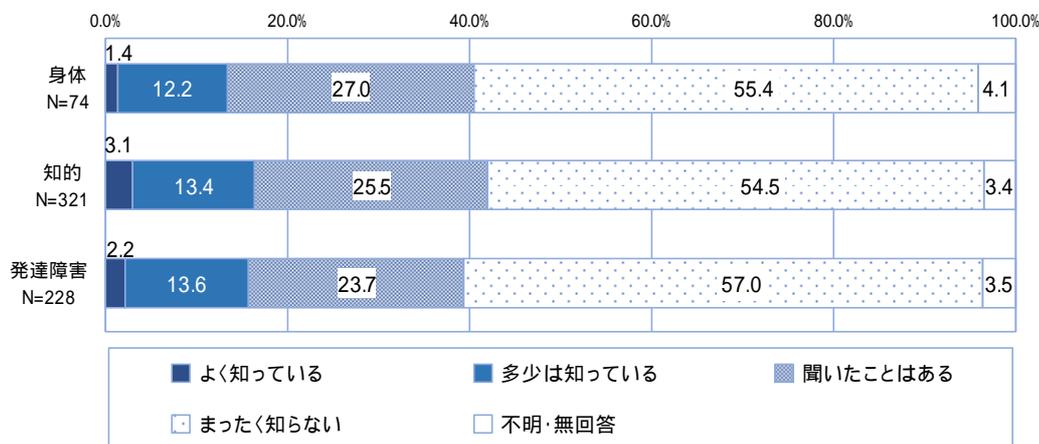
「あなた」は障害者差別解消法についてご存知ですか。

障害者差別解消法については、「まったく知らない」が18歳以上で4割台半ば～6割台半ば、18歳未満では5割台半ば～5割台後半となっています。

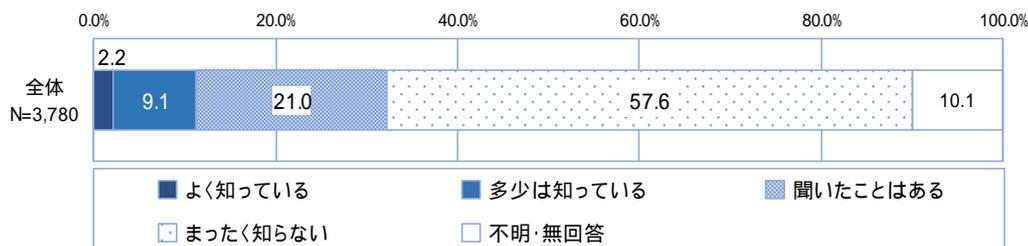
【18歳以上】



【18歳未満】



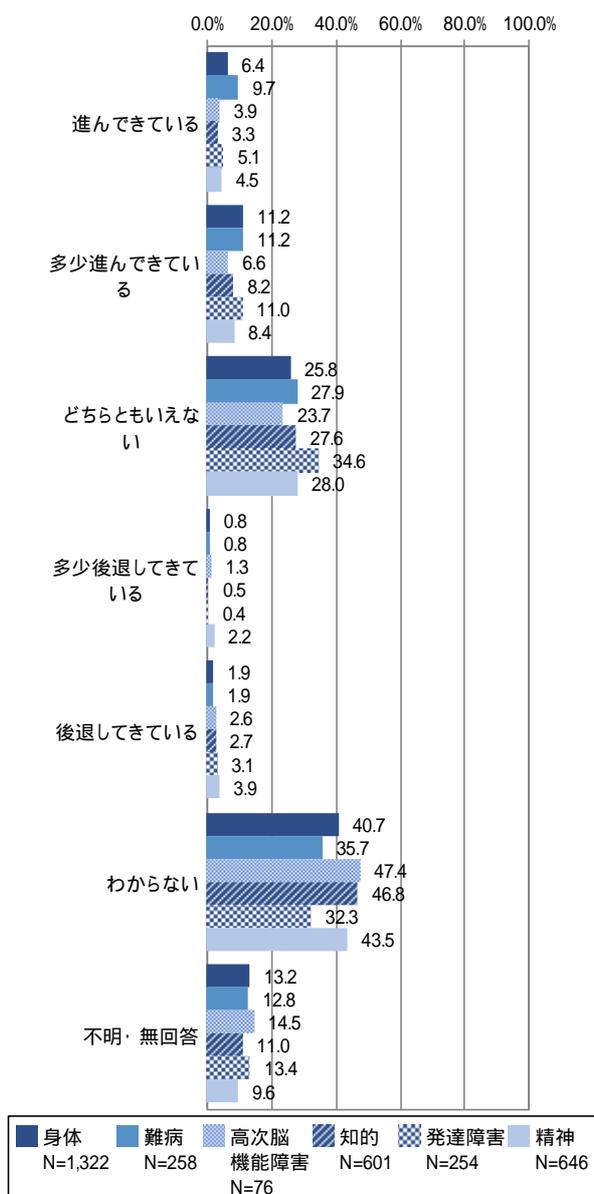
【全体】



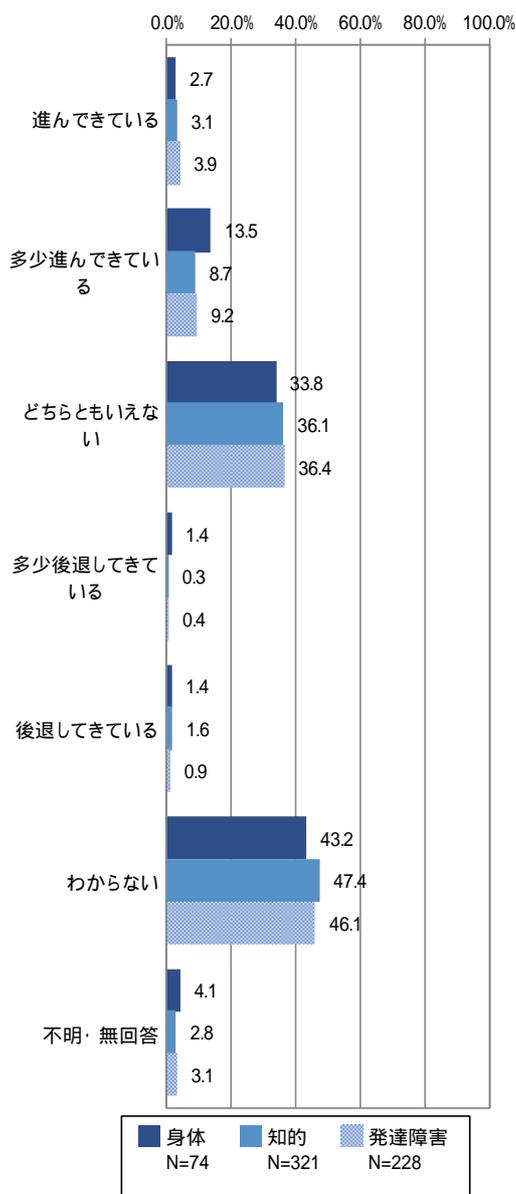
「あなた」は以前（3年前のアンケート調査時）と比べて、「障害」や「難病」に対する市民の理解が進んできていると思いますか（単数回答）。

「障害」や「難病」に対する市民の理解について、いずれの障害においても、進んでいると感じる人（「進んできている」と「多少進んできている」との合計）は進んでないと感じる人（「多少後退してきている」と「後退してきている」との合計）を上回っています。一方で、「どちらともいえない」が2割台半ば～3割台半ば、「わからない」が3割台前半～4割台後半で多くなっています。

【18歳以上】



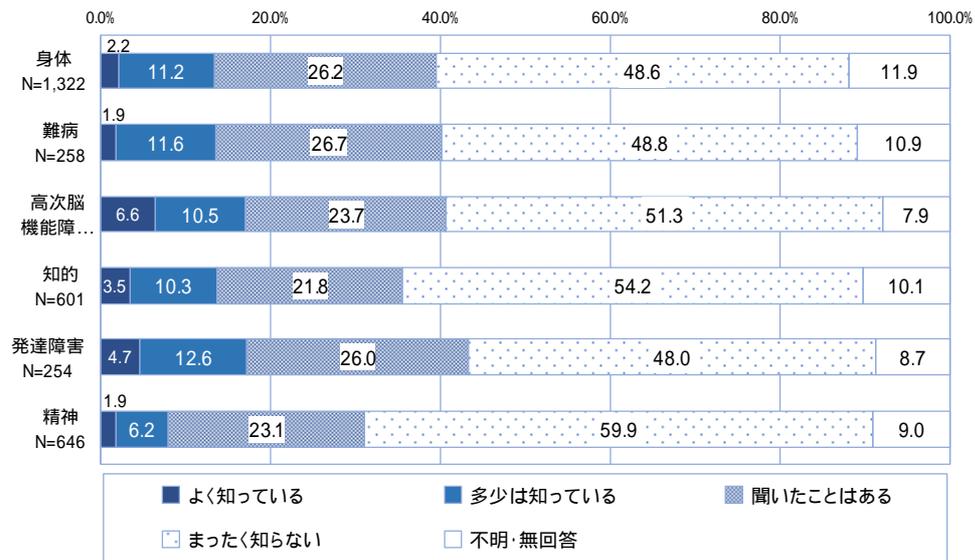
【18歳未満】



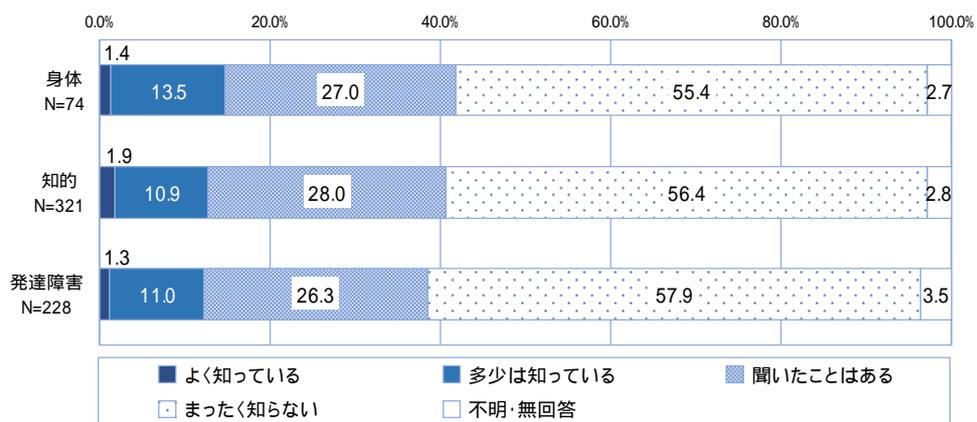
「あなた」は障害者虐待防止法についてご存知ですか。

障害者虐待防止法の認知度については、【知っている】(「よく知っている」と「多少は知っている」の合計)と「まったく知らない」が、18歳以上の身体障害では13.4%、48.6%、難病では13.5%、48.8%、高次脳機能障害では17.1%、51.3%、知的障害では13.8%、54.2%、発達障害では17.3%、48.0%、精神障害では8.1%、59.9%と、「まったく知らない」が【知っている】より多くなっています。18歳未満においても「まったく知らない」が、それぞれ55.4%、56.4%、57.9%と、最も多くなっています。

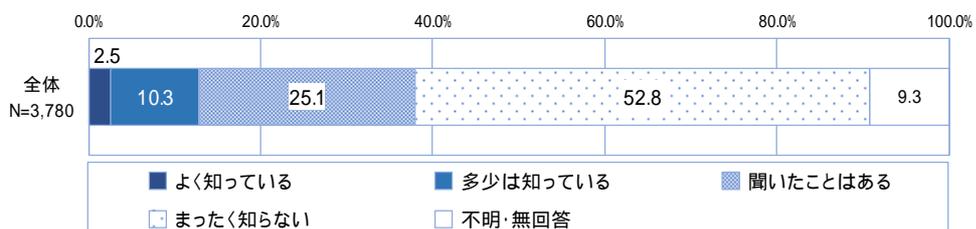
【18歳以上】



【18歳未満】



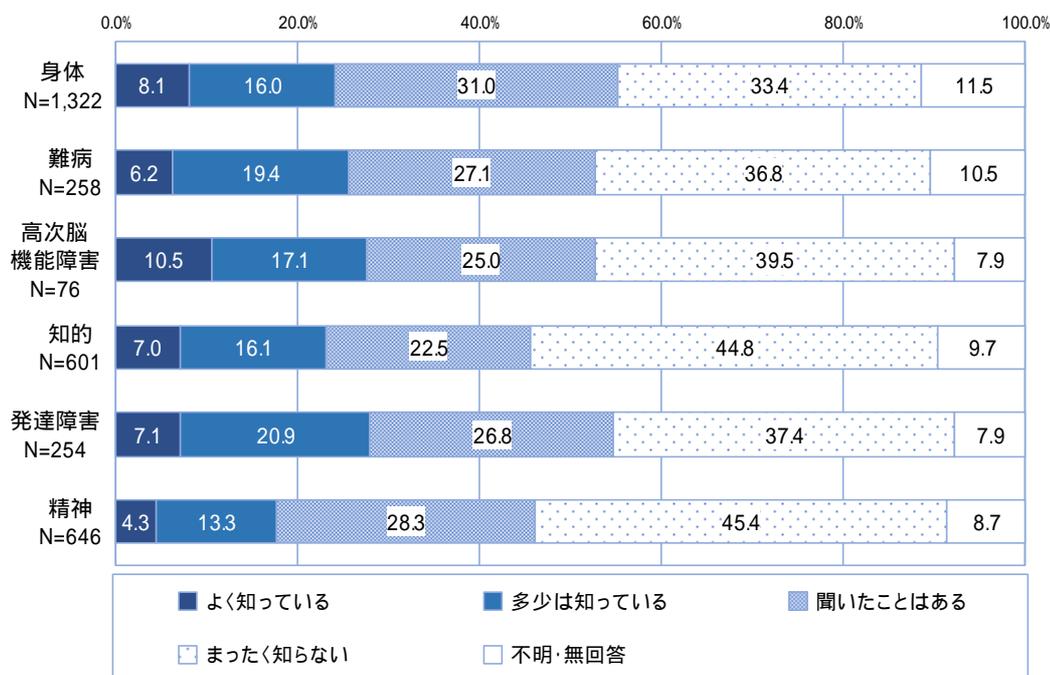
【全体】



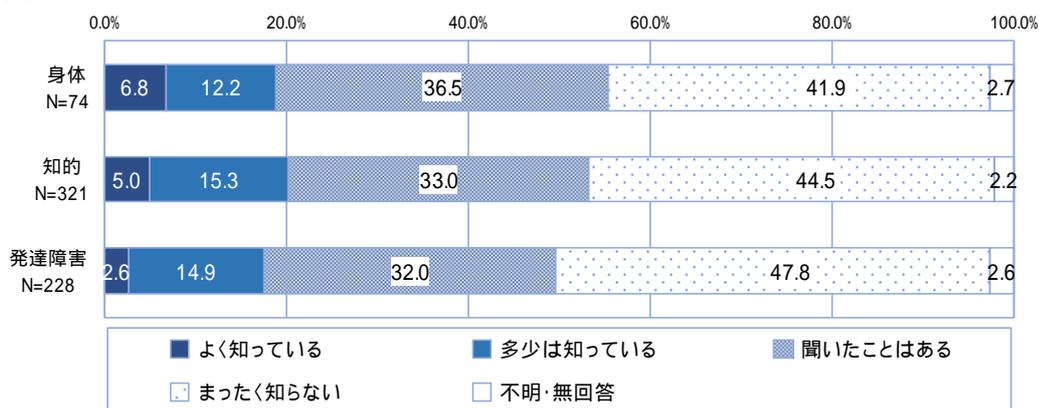
「あなた」は成年後見制度についてご存知ですか。

成年後見制度の認知度については、18歳以上、18歳未満ともに、いずれの障害においても「まったく知らない」が最も多く、18歳以上では3割台半ば～4割台半ば、18歳未満では4割台前半～4割台後半となっています。

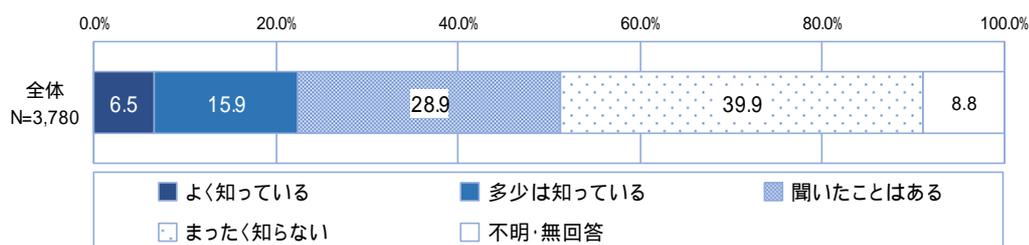
【18歳以上】



【18歳未満】



【全体】



4 地域生活及び一般就労への移行状況等

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

第4期計画において、施設入所者のうち平成29年度末までにグループホームなど地域生活へ移行する者の目標値については、当時の実績等も勘案して、平成25年度末時点の施設入所者の5.6%にあたる23人を見込んでいました。その後も地域移行への受け皿となるグループホーム等の整備を進めてきましたが、施設から地域への移行ではなく、地域生活を維持するためにグループホームを利用する人も多いことから、実績としては10人の移行となっています。

また、施設入所者の削減数の目標値については、地域移行・地域定着支援など相談支援事業を活用していくことで、平成25年度末時点の施設入所者の4.4%にあたる18人の削減を見込んでいました。毎年度、一定人数の施設退所者がいますが、在宅でサービスを利用していても地域生活を維持することが困難になった人など、すぐに新たな施設入所者がいることから、実績としては10人の削減となっています。

項目	目標値	実績値
平成25年度末時点の施設入所者数	411人	
平成29年度末における地域移行者数	23人	10人
	5.6%	2.4%
平成29年度末における施設入所者数の削減数	18人	10人
	4.4%	2.4%

平成29年度の実績値については、平成29年12月現在の見込みとなります。(以下の表中も同様)

(2) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備数の目標値については、第4期障害福祉計画に係る国の基本指針(以下「第4期国指針」という。)に定めるとおり、市内における整備数を1か所以上としていました。本市では、当該拠点が有すべき機能を地域の複数の機関で分担する「面的整備型」により設置しており、平成30年1月に市域で1か所を整備しています。

項目	目標値	実績値
平成29年度末時点の市内における地域生活支援拠点等の整備数	1か所以上	1か所

(3) 福祉施設から一般就労への移行促進

福祉施設から一般就労へ移行する者の目標値については、当時の就労移行支援事業所の設置動向や一般就労への移行実績を踏まえて、平成 24 年度の実績の約 4 倍にあたる 31 人を見込んでいました。毎年度、一定の移行実績はあるものの、見込みほどの大幅な伸びとはならず目標値には至らなかったため、実績としては 20 人となっています。

項 目	目標値	実績値
平成 24 年度の一般就労移行者数	8 人	8 人
平成 29 年度における一般就労移行者数	31 人	20 人

就労移行支援事業の利用者数の目標値については、事業所の新規参入が進んでいることや事業の認知度も高まってきたことなどから、第 4 期国指針に定めるとおり、平成 25 年度の利用者数の 6 割増となる 104 人を見込んでいました。結果として、平成 29 年度の利用者数は 95 人と目標値をやや下回っていますが、高い利用実績となっています。

就労移行支援事業所の就労移行率の目標値については、平成 29 年度末における市内全体の指定事業所数を 12 か所と見込み、そのうち就労移行率が 3 割以上の事業所数は、第 4 期国指針に定めるとおり、全体の 5 割以上となる 6 か所以上を見込んでいました。結果として、平成 29 年度の指定事業所数は 12 か所となり、そのうち就労移行率が 3 割以上の事業所は 7 か所（58.3%）となっています。

項 目	目標値	実績値
平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者数	104 人	95 人
平成 29 年度末における就労移行率 3 割以上の 就労移行支援事業所の割合	5 割以上	58.3%
	6 か所以上	7 か所

5 障害福祉サービス等の利用状況等

(1) 訪問系サービス

第4期計画において、訪問系サービス全体の利用状況をみると、利用人数については増加していますが、利用時間についてはやや減少傾向にあり、計画値には到達していない状況です。なお、「行動援護」、「重度障害者等包括支援」については、事業所が少ないことなどから、利用実績はありません。

「短期入所」の利用状況については、単独型の短期入所事業所が整備されてきたことともなって利用人数、利用時間ともに増加傾向で推移していますが、計画値よりはやや低い進捗となっています。

種 類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援 同行援護	実績値	50,678 時間/月	50,413 時間/月	50,236 時間/月
		1,571 人/月	1,610 人/月	1,646 人/月
	計画値	50,531 時間/月	51,578 時間/月	53,002 時間/月

平成 29 年度の実績値については、平成 29 年 12 月現在の見込みとなります。(以下の表中も同様)

種 類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
短期入所	実績値	1,566 日/月	1,744 日/月	1,870 日/月
		315 人/月	346 人/月	376 人/月
	計画値	1,787 日/月	1,874 日/月	1,965 日/月

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスの利用状況をみると、「就労継続支援(A 型)」と「就労継続支援(B 型)」については、計画値を上回る形で推移しています。

「生活介護」の利用日数については、計画値ほどの伸びではありませんが、実績値は増加しています。また、「自立訓練」については、利用者が少ないことから各年度によって大きな変動があるものの、「自立訓練(機能訓練)」についてはほぼ横ばいで、「自立訓練(生活訓練)」については、減少傾向にあります。

「就労移行支援」については、利用日数、利用者数ともに減少していますが、「就労継続支援(A・B 型)」については、事業所数の増加等にもなって利用日数、利用者数ともに増加しています。

「療養介護」については減少傾向にあり、計画値を下回る進捗となっています。

種 類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	実績値	19,499 日/月	19,935 日/月	20,549 日/月
		1,026 人/月	1,056 人/月	1,092 人/月
	計画値	20,419 日/月	21,433 日/月	22,497 日/月
自立訓練(機能訓練)	実績値	107 日/月	124 日/月	117 日/月
		13 人/月	17 人/月	17 人/月
	計画値	166 日/月	174 日/月	183 日/月
自立訓練(生活訓練)	実績値	433 日/月	259 日/月	332 日/月
		25 人/月	17 人/月	22 人/月
	計画値	617 日/月	621 日/月	645 日/月
就労移行支援	実績値	1,672 日/月	1,577 日/月	1,542 日/月
		101 人/月	94 人/月	91 人/月
	計画値	1,460 日/月	1,624 日/月	1,787 日/月
就労継続支援(A 型)	実績値	3,397 日/月	4,400 日/月	5,434 日/月
		175 人/月	227 人/月	283 人/月
	計画値	2,081 日/月	2,168 日/月	2,254 日/月

種 類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労継続支援（B型）	実績値	11,231 日/月	12,445 日/月	13,515 日/月
		675 人/月	758 人/月	828 人/月
	計画値	11,462 日/月	11,889 日/月	12,317 日/月
療養介護	実績値	93 人/月	90 人/月	87 人/月
	計画値	98 人/月	105 人/月	113 人/月

（ 3 ） 居住系サービス

居住系サービスの利用状況をみると、「共同生活援助」は利用ニーズの高まりや事業所数の増加にともない、利用者数も増加しています。また、「施設入所支援」は、やや減少傾向にあり、どちらもほぼ計画値どおりの進捗となっています。

種 類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助	実績値	243 人/月	264 人/月	281 人/月
	計画値	238 人/月	261 人/月	286 人/月
施設入所支援	実績値	408 人/月	408 人/月	403 人/月
	計画値	416 人/月	410 人/月	404 人/月

(4) 相談支援 (計画相談支援、地域移行・地域定着支援)

相談支援の利用状況をみると、「計画相談支援」については、サービス等利用計画の作成が遅れているため、計画値を大幅に下回る進捗となっています。また、「地域移行支援」については、やや増加傾向にあるものの利用者が少なく、「地域定着支援」については、実績がほとんどない状況が続いています。

種 類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援 (サービス等利用計画、 モニタリング)	実績値	22 人/月	49 人/月	115 人/月
	計画値	112 人/月	224 人/月	336 人/月
地域移行支援	実績値	4 人/月	6 人/月	10 人/月
	計画値	3 人/月	4 人/月	5 人/月
地域定着支援	実績値	1 人/月	1 人/月	1 人/月
	計画値	5 人/月	14 人/月	38 人/月

(5) 障害児通所支援等

障害児通所支援

障害児通所支援の利用状況をみると、「児童発達支援」と「放課後等デイサービス」については、利用日数、利用者数ともに増加しており、計画値を上回る進捗となっています。特に「放課後等デイサービス」については、障害のある子どものニーズの高まりと事業所の増加等にもなって大幅な伸びを示しています。

「保育所等訪問支援」については、計画値では大幅な増加を見込んでいましたが、実績は微増となっています。

「医療型児童発達支援」については、計画値は下回るものの、利用日数、利用者数ともに増加しています。

種 類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	実績値	2,730 日/月	3,051 日/月	3,271 日/月
		279 人/月	314 人/月	355 人/月
	計画値	2,636 日/月	2,780 日/月	2,923 日/月
放課後等デイサービス	実績値	5,424 日/月	6,717 日/月	8,302 日/月
		461 人/月	561 人/月	690 人/月
	計画値	6,019 日/月	6,516 日/月	7,013 日/月
保育所等訪問支援	実績値	20 日/月	21 日/月	25 日/月
		18 人/月	18 人/月	20 人/月
	計画値	32 日/月	52 日/月	71 日/月
医療型児童発達支援	実績値	215 日/月	237 日/月	247 日/月
		25 人/月	29 人/月	32 人/月
	計画値	229 日/月	247 日/月	277 日/月

障害児相談支援

「障害児相談支援」については、障害児支援利用計画の作成が遅れているため、計画値を下回る進捗となっています。

種 類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害児相談支援 (障害児支援利用計画)	実績値	36 人/月	47 人/月	51 人/月
	計画値	25 人/月	50 人/月	74 人/月

(6) 地域生活支援事業

相談支援事業

「障害者相談支援事業」については、市内5か所、市外2か所の委託相談支援事業所と庁内関係部局（本庁、保健所、市内6支所）が相談窓口となっていました。平成30年1月から本市の保健福祉業務が再編され、市内の南北2か所に保健福祉センターが設置されたことから、現在は9か所の設置となっています。

平成24年度より必須事業となった「成年後見制度利用支援事業」の利用状況については、ほぼ横ばいとなっています。

種 類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害者相談支援事業	実績値	15 か所	15 か所	9 か所
	計画値	15 か所	10 か所	10 か所
成年後見制度 利用支援事業	実績値	15 人/年	15 人/年	23 人/年
	計画値	12 人/年	14 人/年	17 人/年

意思疎通支援事業

意思疎通支援事業の利用状況をみると、いずれの事業も増加傾向にあります。

「手話通訳者派遣事業」については、計画値を下回っていますが、「要約筆記者派遣事業」と「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」については、計画値を大きく上回る進捗となっています。

種 類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話通訳者派遣事業	実績値	934 件/年	1,041 件/年	1,071 件/年
	計画値	1,049 件/年	1,151 件/年	1,244 件/年
要約筆記者派遣事業	実績値	229 件/年	221 件/年	232 件/年
	計画値	94 件/年	106 件/年	117 件/年
盲ろう者向け 通訳・介助員派遣事業	実績値	25 件/年	89 件/年	54 件/年
	計画値	12 件/年	18 件/年	24 件/年

日常生活用具給付等事業

「日常生活用具給付等事業」全体の利用状況をみると、「情報・意思疎通支援用具」を除く全ての用具で計画値を下回っていますが、「排泄管理支援用具」については高い給付実績となっています。なお、「情報・意思疎通支援用具」については、平成 29 年度から新たな給付品目（地上デジタル放送対応ラジオ）を追加したことにより、計画値を上回っています。

種 類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護訓練支援用具	実績値	35 件/年	26 件/年	22 件/年
	計画値	53 件/年	56 件/年	60 件/年
自立生活支援用具	実績値	96 件/年	117 件/年	117 件/年
	計画値	133 件/年	129 件/年	134 件/年
在宅療養等支援用具	実績値	70 件/年	64 件/年	64 件/年
	計画値	73 件/年	78 件/年	80 件/年
情報・意思疎通支援用具	実績値	82 件/年	73 件/年	232 件/年
	計画値	137 件/年	137 件/年	149 件/年
排泄管理支援用具	実績値	8,953 件/年	9,825 件/年	10,436 件/年
	計画値	10,389 件/年	11,211 件/年	12,276 件/年
居宅生活動作補助用具	実績値	13 件/年	15 件/年	16 件/年
	計画値	16 件/年	19 件/年	31 件/年

移動支援事業

「移動支援事業」の利用状況をみると、利用者は微増となっているものの、利用時間は減少傾向にあります。

種 類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
移動支援事業	実績値	362,127 時間/年	353,780 時間/年	347,385 時間/年
		1,424 人/年	1,449 人/年	1,476 人/年
	計画値	388,177 時間/年	395,641 時間/年	403,248 時間/年

地域活動支援センター

「地域活動支援センター」については、計画値として小規模作業所からの移行による増加を見込んでいましたが、地域活動支援センターから就労継続支援（B型）等の事業所に移行したところもあるなど、設置状況はほぼ横ばいとなっています。

種 類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域活動支援センター	実績値 (市外センター、別掲)	30 か所 (12 か所)	29 か所 (12 か所)	30 か所 (12 か所)
	計画値	29 か所	32 か所	37 か所

(参 考)

種 類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
小規模作業所	実績値 (市外作業所、別掲)	6 か所 (か所)	5 か所 (か所)	5 か所 (か所)

任意事業

任意事業については、可能なものについて見込量を設定することになっているため、第4期計画では計画値の設定を行っていませんでしたが、主な事業の利用状況をみると、「訪問入浴サービス事業」は減少傾向にあり、「日中一時支援事業」については、横ばいとなっています。

また、「手話通訳者養成事業」、「要約筆記者養成事業」における養成講座の受講者数については、毎年度、一定確保できていますが、修了者数については各年度ばらつきがあります。

種 類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問入浴サービス事業	実績値	622 件/年	481 件/年	463 件/年
更生訓練費給付事業 (上段：訓練費) (下段：通所費用)	実績値	100 件/年 205 件/年	67 件/年 355 件/年	66 件/年 614 件/年
日中一時支援事業	実績値	1,036 件/年	1,110 件/年	1,036 件/年
手話通訳者養成事業	実績値	37 人/年	46 人/年	35 人/年
要約筆記者養成事業	実績値	6 人/年	3 人/年	9 人/年
自動車運転免許 取得費助成事業	実績値	6 件/年	2 件/年	9 件/年
自動車改造費助成事業	実績値	8 件/年	6 件/年	14 件/年

手話通訳者養成事業の実績は、手話通訳者と手話奉仕員の養成研修における修了者数の合計となります。

第 4 章

障害者計画の基本的な考え方

1 障害の概念

平成 23 年の改正障害者基本法において、「障害者」の定義は、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされました。

これにより、難病等に起因する障害など必ずしもそのまま身体障害、知的障害、精神障害のいずれかの類型に当てはまらないものについても、「障害」に含まれることが明確化されています。また、障害のある人が日常生活及び社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるという考え方のもと、障害のある人の定義に「社会モデル」の視点が盛り込まれています。

したがって、本市障害者計画における「障害」や「障害のある人」についても、改正障害者基本法の定義を踏まえたものとします。

～「障害」という表記について～

「障害」という言葉を表記するとき、「障がい」というように、ひらがな交じりで表記することや、漢字の持つ意味合いから、「障碍」という表記にしようとする考え方があります。

一方、音と触感に頼る生活で文字としての漢字を見たことがないという、視力に障害のある人もいて、漢字をそのよみで表記してもそのことばの持つ意味合いはなんら変わるものではないという考え方もあります。

また、本市障害者計画は障害者基本法に基づく法定計画であることから、ひらがな交じりなどで表記をしようとしても、法令や固有名詞などは「障害」と表記することになるため、それらの表記が混在してしまいます。

そうした、様々な考え方がある中で、本市障害者計画では「障がい」や「障碍」ではなく、法令等にあわせて「障害」と表記することにしました。

本市障害者計画での「障害」とは、人が社会の中で生活をしていくことを妨げる様々な制約や不便のことです。こうした制約（＝障害）を被る人を「障害のある人」と考えるからです。

この「障害」という表記には、社会的な障壁を解消することは、社会の責任であるという意味を込めています。

ただし、ひらがな交じりなどで表記すべきという考え方を否定しているわけではありません。その考えは、問題提起のひとつとして傾聴に値するものと考えます。

2 基本理念

本市では、ノーマライゼーション⁷理念の浸透や障害のある人の自立性を高めるとともに、生活の安定と在宅・地域生活を支援するサービスの充実などに努めて、生きがいを持って自分らしく過ごせる地域生活の実現を目指しています。

本市障害者計画の根拠法となる障害者基本法においては、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

また、本市の福祉関連分野の基本計画である「あまがさきし地域福祉計画」では、「誰もがその人らしく安心して暮らせる地域福祉社会の実現」を地域福祉の理念とし、市民が主体的な関心を持ち、自らの積極的な参加が行われ、事業者や市と共にみんなで地域福祉を育むことによって福祉コミュニティが進んだ社会の実現を目指しています。

これらの理念や近年の障害のある人を取り巻く社会状況を踏まえ、本市障害者計画の推進にあたって目指すべき基本理念を以下のように設定します。

誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現

「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション⁸」の考え方のもと、障害の有無にかかわらず、誰もがその人らしくいきいきと地域で生活し、地域との関わりの中で自立して過ごせる支え合いのまちづくりを目指します。

住み慣れた地域で安心して暮らすためには、自らの可能性や自主性を発揮していくことや、身近な地域で支え合い、助け合いながら、誰もが相互に個性を尊重し合い、共生できる社会を実現していくことが求められます。地域行事やまちづくり、防災訓練などに積極的に参加し、役割を担っていくことを、障害のある人や当事者団体、施設・事業者などが自ら求め、また、周囲からも求められるような地域社会の形成が必要です。

⁷ ノーマライゼーション

障害のある人や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で同じ地域に住む他の人々と同様に生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

⁸ リハビリテーション

単に医学的な機能回復訓練にとどまることなく、医学的、教育的、職業的、社会的な幅広い分野で、ライフステージの全てにわたって、障害のある人が人間としての尊厳を回復し、生きがいをもって社会に参加できるようにすることを目的とする援助の体系。

さらに、「ユニバーサルデザイン⁹」に配慮したまちづくりによって、障害の有無や年齢などにかかわらず、誰もが住みやすい環境を整備していくことも必要です。

そのため、人間尊重の視点に立った施策の推進により、障害のある人が地域の方々と共に自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現を図ります。



⁹ ユニバーサルデザイン

年齢、性別、障害の有無等にかかわらず、はじめから全ての人が利用しやすい汎用性の高い環境にして
おこうとする考え方。

3 計画における重点課題

国が定める「障害者基本計画（第3次）」は、平成25年度から平成29年度までの5年間の計画期間としています。第2次計画の期間では、平成23年度に改正障害者基本法、平成24年度に障害者総合支援法が成立しています。第3次計画の期間では、平成25年度に障害者差別解消法が成立したほか、障害者権利条約を批准するなど、障害のある人の権利利益が保障されるとともに、それを阻む社会的障壁の除去に向けた環境の整備が図られています。

こうした流れを踏まえ、国民誰もが相互に尊重し支え合う共生社会の実現に向けて、障害のある人の自立と社会参加を支援する施策等の一層の推進が図られています。

障害者基本計画（第3次）

【基本理念】

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現（基本法第1条）

【基本原則】

- 地域社会における共生等（第3条）
- 差別の禁止（第4条）
- 国際的協調（第5条）

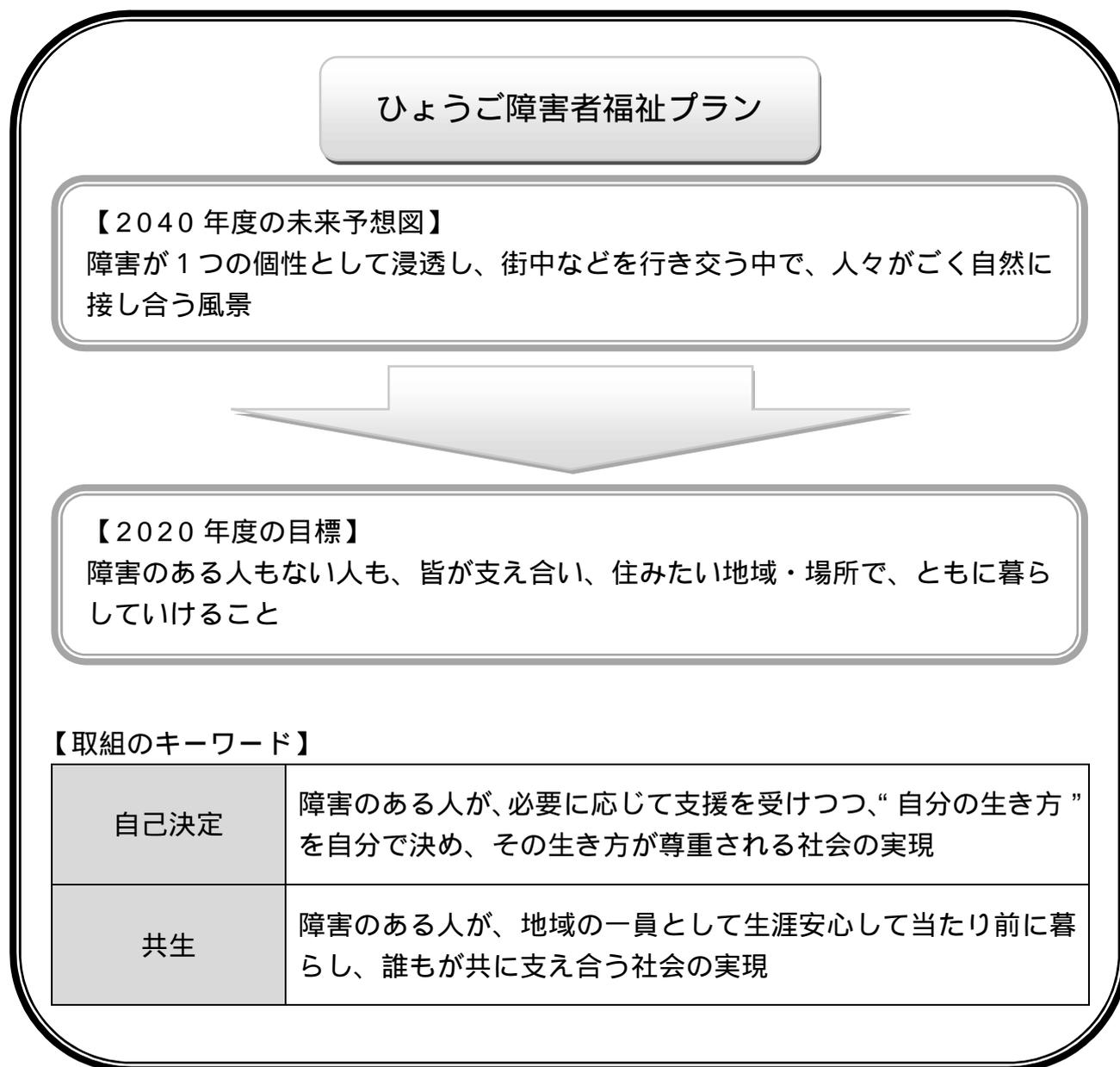
【各分野に共通する横断的視点】

- (1) 障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援
- (2) 当事者本位の総合的な支援
- (3) 障害特性等に配慮した支援
- (4) アクセシビリティ⁶の向上
- (5) 総合的かつ計画的な取組の推進

¹⁰ アクセシビリティ

年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

また、兵庫県では、「ひょうご障害者福祉プラン」において、その基本方針を決めるにあたって、2040年度（平成52年度）を“未来予想図”として示し、2020年度（平成32年度）は、その未来予想図に向けた軌跡を示すための指針と位置付けています。2020年度までの目標及び取組のキーワードは、以下のように定められています。



本市障害者計画の基本理念である「誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現」に向けて、当事者団体、庁内関係部局及びその他の様々な団体・機関等との協働により、本市の障害者施策を総合的に進めていく必要があります。

国や県をはじめとする近年の社会動向や本市の現状を踏まえ、「必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり」、「生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり」、そして「共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり」の3点を、本市障害者計画を推進する上での重点課題として設定します。

重点課題1 必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり

障害のある人が、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくりが求められています。

また、保護者の高齢化等による親元からの自立や「親亡き後」を見据えた地域生活への支援を行っていくため、きめ細やかな支援体制づくりを進めていくことが課題となっています。

そのため、障害のある人が希望する日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域において必要な医療サービスや医学的リハビリテーションが受けられる体制を構築していくとともに、障害の早期発見や早期支援につなげることができるよう、各種健康診査・健康相談の実施等に取り組むことが必要です。

さらに、一人ひとりの心身の状況や利用意向などを踏まえた質の高い福祉サービスを提供していくほか、日常の悩みから専門的相談にも対応できる相談支援体制の充実に取り組むことが必要となっています。

重点課題2 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり

障害のある人が、社会を構成する一員として、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動について参加する機会が確保され、生きがいを持って暮らすことができる環境づくりが求められています。

また、療育から教育、就労へと、それぞれのライフステージをつなぐ長期的な視点の「途切れのない支援」を行っていくため、一貫した支援体制づくりを進めていくことが課題となっています。

そのため、障害のある人が自らの能力を最大限発揮し、自己実現ができるよう、地域において適切な療育やそれぞれの障害特性を踏まえた十分な教育が受けられる体制を構築していくとともに、その支援で得た情報等から自立した生活を送ることができるよう就労の場の提供に取り組むことが必要です。

さらに、生活・移動環境のバリアフリー化や住宅の確保を進めていくほか、スポーツや交流活動など気軽に参加できる機会や場の提供に取り組むことが必要となっています。

重点課題3 共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり

障害のある人が、基本的人権を享有する個人として、社会や地域において正しい理解や適切な配慮が確保され、共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくりが求められています。

また、地域における「顔の見える関係」を意識したネットワークを構築していくため、包括的な支援体制づくりを進めていくことが課題となっています。

そのため、障害のある人が孤立して不安に陥ることなく、相互に理解し合える関係が築けるよう、地域において防災・防犯など災害時だけでなく、平時からの見守りや支援体制を構築していくとともに、情報の利用のしやすさを向上していくため、意思疎通支援や情報提供の充実に取り組むことが必要です。

さらに、権利利益を守るための支援を行っていくほか、障害や障害のある人に対する理解の促進や差別の解消に取り組むことが必要となっています。



施策体系

基本理念

誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現

重点課題

必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり

生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり

共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり

基本施策

1 保健・医療

2 福祉サービス、
相談支援

3 療育・教育

4 雇用・就労

5 生活環境、
移動・交通

6 スポーツ・文化、
社会参加活動

7 安全・安心

8 情報、
啓発・差別の解消

9 権利擁護、
行政サービス等
における配慮

施策の方向性

- (1) 医療、リハビリテーション
- (2) 精神保健に対する施策
- (3) 難病等に対する施策
- (4) 障害の原因となる疾病の
予防・支援等

- (1) 障害福祉サービス等
- (2) 相談支援体制

- (1) 療育
- (2) インクルーシブ教育システム
構築のための特別支援教育
- (3) こころの教育・支援

- (1) 雇用機会
- (2) 多様な就労

- (1) 生活環境
- (2) 移動環境

- (1) スポーツ、文化芸術活動
- (2) 社会参加活動等

- (1) 防災対策
- (2) 防犯対策、消費者保護

- (1) 情報の利用のしやすさ
- (2) 理解・啓発活動及び差別解消

- (1) 権利擁護
- (2) 行政サービス等における配慮

第 5 章

障害福祉サービス等の提供

1 障害福祉計画について

(1) 計画の概要

本計画は、本市における今後の必要な障害福祉サービス等を計画的に提供できるよう、平成 29 年度に示された第 5 期障害福祉計画に係る国の基本指針（以下「第 5 期国指針」という。）や第 4 期計画における実績等を勘案して、平成 32 年度までの目標設定のほか、障害福祉サービスや障害児通所支援、相談支援、地域生活支援事業の必要見込量や確保のための方策等を定めるものです。

(2) 計画策定に向けて踏まえるべき制度改正

障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行にともない、障害のある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢の障害のある人による介護保険サービスの円滑な利用の促進に関する見直しが行われます。また、障害のある子どもの支援ニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等が行われます。

これらの制度や第 5 期国指針において、本計画を策定するにあたって踏まえるべき主な改正点について、以下に示します。

障害のある人の望む地域生活の支援

地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設

施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談や助言等を行うサービスを創設します。

就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設

就業にともなう生活面の課題に対応できるよう、事業所や家族との連絡調整等の支援を行うサービスを創設します。

重度訪問介護の訪問先の拡大

重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援が可能となります。

高齢の障害のある人の介護保険サービスの円滑な利用

65 歳に至るまで相当の長期間（5 年間）にわたり障害福祉サービスを利用して

きた低所得の高齢の障害のある人が、引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害のある人の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）でできる仕組みを創設します。

障害のある子どもの支援ニーズの多様化へのきめ細かな対応

居宅訪問により児童発達支援を提供するサービス（訪問型児童発達支援）の創設
重度の障害等により外出が著しく困難な障害のある子どもに対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを創設します。

保育所等訪問支援の支援対象の拡大

保育所等の障害のある子どもに発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害のある子どもに対象を拡大します。

医療的ケアを要する障害のある子どもに対する支援

医療的ケアを要する障害のある子どもが適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進（連絡調整を行うための体制の整備）に努めます。

障害のある子どものサービス提供体制の計画的な構築

障害のある子どものサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定します。

サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）

補装具費について、成長にともない短期間で取り替える必要のある障害のある子どもの場合等に、貸与の活用を可能とします。

自治体による調査事務・審査事務の効率化

自治体による調査事務や審査事務を効率的に実施できるよう、これらの事務の一部を委託可能とするために必要な規定が整備されます。

その他の踏まえるべき事項

障害のある人に対する虐待の防止

「障害者虐待防止法」を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、障害のある人に対する虐待事案の効果的な防止に努めます。

- ・ 相談支援専門員やサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止と早期発見
- ・ 一時保護に必要な居室の確保
- ・ 権利擁護の取組（成年後見制度の利用促進、後見人の育成等）

障害のある人の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

障害のある人の社会参加や障害のある人に対する理解を促進するため、国との連携を図りながら、障害のある人の芸術文化活動の振興を図るよう努めます。

障害を理由とする差別の解消の推進

「障害者差別解消法」を踏まえ、当該法律の対象となる障害のある人は、いわゆる障害者手帳の所持者に限られるものではないことを前提として、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るよう努めます。

障害福祉サービス等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や研修等の充実

障害福祉サービスや障害児通所支援等の事業所において、平常時から地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じて、利用者の安全確保に向けた取組を進めることや、権利擁護の視点を含めた職員への研修を充実させていくこと等が必要とされています。

2 サービス提供における基本的な考え方

(1) 障害福祉サービス及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的な考え方

本市ではこれまで障害福祉計画の策定にあたり、希望する人に日中活動系サービスを確保すること、グループホーム等の充実を図り、入所施設等から地域生活への移行を推進すること、福祉施設から一般就労への移行を推進することに加えて、第4期計画から、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域全体で支えるサービス提供体制を構築することに配慮して目標等を設定するとしていました。

本計画においても、基本的にはこの考え方を踏襲するとともに、新たに、障害のある子どもにかかる支援の提供体制を整備することにも配慮した目標等を設定し、以下のような点に留意して取り組んでいきます。

障害のある人が、生活の場や生活のしかたを自ら決定し、障害の有無にかかわらず、地域社会の一員として当たり前で暮らしていけるよう、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要な社会資源の開発やサービス提供体制の確保を図る必要があります。

そのためには、入院・入所からの地域生活への移行や親元からの自立等に対する支援だけでなく、現に地域で生活している人が、引き続き、必要な支援を受けながら自らの望む地域生活を営むことができるといった視点も必要となります。

また、障害のある子どもへのサービス提供体制を計画的に確保することを目的として、今回の法改正により、障害児福祉計画の作成が義務付けられたため、本計画は障害児福祉計画をあわせ持つ計画と位置付けて、一層の推進を図っていきます。特に、重度の障害のある子どもや医療的ケアが必要な障害のある子どもが身近な地域で適切な支援を受けられるよう、地域の中核的な支援機関である「児童発達支援センター」を中心として、サービス事業所等と緊密な連携を図るなど、重層的な支援体制を構築することが課題となります。

さらに、高齢の障害のある人へのサービス提供に向けては、引き続き、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスの円滑な利用を促進するため、高齢者施策の担当課とも一層の連携を図りながら、新たな制度への対応に努めていきます。

サービス提供基盤の整備については、本市財政が非常に厳しい状況にある中では、国や県の補助制度等によるところが大きくなりますが、地域生活を支える基盤の整備については、市単独での施策について検討することも必要です。

さらに、今後考えられる制度改正等に対応していくためには、財源の確保等も課題となることから、引き続き、既存のサービスや施策のあり方を見直す中で、財源を確保していくことも視野に入れる必要があります。こうした施策の見直しや新たな制度の実施にあたっては、障害のある人や関係団体等の参画のもと、十分な検討を行っていきます。

(2) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障害のある人が自らの望む地域生活を営むためには、障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、様々なニーズにも対応できる相談支援体制の構築が不可欠です。

介護の必要性が少ない人であっても、日常生活において助言や支援が必要な人は少なくありません。また、障害のある人だけではなく家族等への支援が必要なケースもあります。さらに、複数の専門機関や事業者が連携して支援を行う場合や、長期にわたって、支援の体制や支援計画を見直していく必要があるケースへの対応など、相談支援事業者の果たす役割は非常に大きなものがあります。

尼崎市自立支援協議会には、本市の委託相談支援事業者も委員として参画しており、障害のある人に関する社会資源の情報やその支援体制に関する課題等の共有を図るほか、必要な協議を行っています。現在は、協議会全体の運営を協議・調整する運営会議をはじめ、「くらし」、「しごと」、「こども」、「ガイドライン」の4つのテーマの部会を設置しています。こうした活動を通じて、本市の相談支援事業の中心的役割を担う委託相談支援事業者と関係機関等とのネットワークの強化に努めていきます。

また、障害福祉サービスと障害児通所支援等の利用計画の作成や地域移行・地域定着支援の推進に向けては、本市の相談支援体制の中核を担う「基幹相談支援センター（保健福祉センター）」を平成30年1月に設置したこととあわせて、障害のある人の地域生活を支援するために必要な機能を有する「地域生活支援拠点」を地域の関係機関が連携・分担して整備するなど、市内の相談支援体制の強化に取り組んでいます。今後、これらが持つ機能を円滑かつ効果的に進めていきます。

さらに、今回の法改正により、長期入院している精神障害のある人の地域移行の推進に向けて、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築することや、医療的ケアが必要な障害のある子どもへの円滑な支援の提供に向けて、保健や医療、福祉等の関係者による協議の場を設置することが求められています。そのため、今後、保健や子ども・子育て施策等の関係課をはじめ、地域の関係機関との協議や連携を進めていきます。

3 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行に関する目標設定

第5期国指針においては、『平成 32 年度末時点における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定にあたっては、平成 28 年度末時点の施設入所者数の 9%以上が地域生活へ移行すること、また施設入所者数の 2%以上削減することを基本とする。さらに、第4期障害福祉計画で定めた数値目標が達成されないと見込まれる場合は、当該未達成分の割合を加えて設定する。』とされています。

今後は、地域移行が比較的困難な人への対応が増加してくることが予想されるため、地域生活への移行者数については、これまでの実績等を勘案して第5期国指針に定める目標値の3割程度にあたる 13 人を目標として設定することとしますが、引き続き、地域移行への受け皿となるグループホーム等の整備や地域移行を支援する指定一般相談支援事業所や指定自立生活援助事業所の確保に取り組むほか、本市の地域生活支援拠点の機能を活用していく必要があります。

また、施設入所者の削減数については、本市では毎年一定の施設退所者がいるにもかかわらず、すぐに新たな施設入所者がいるという状況が続き、削減実績は第4期計画に定める目標値を大きく下回っています。これは、障害のある人やその家族の高齢化によって地域生活の継続が困難になることや、家族分離を図る必要がある場合など、入所施設の利用を必要とする人が絶えないことが要因と考えられます。

しかしながら、施設入所者の削減数については、引き続き、地域移行を支援する指定一般相談支援事業所や指定自立生活援助事業所の確保に取り組むほか、本市の地域生活支援拠点の機能を活用していくことで、第5期国指針に定める目標値(第4期計画の目標値未達成分を含む)の約半数にあたる 6 人を目標として設定します。

項目	数 値	考え方
平成 28 年度末時点の施設入所者 (A)	397 人	
【目標】地域生活への移行者数	13 人 3.3 %	平成 32 年度末における施設入所から地域生活への移行者数
平成 32 年度末時点の施設入所者 (B)	391 人	(A) - (C)
【目標】施設入所者の削減数 (C)	6 人 1.5 %	平成 32 年度末における施設入所者の削減数

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標設定

第5期国指針においては、『精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す新たな政策理念を踏まえ、市町村ごとの協議の場の設置状況に関する目標値を設定する。当該目標値の設定にあたっては、平成32年度末までに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。』とされています。

この協議の場については、住民にもっとも身近な基礎自治体である市町村が中心となって、当事者や保健、医療、福祉に携わる者を含む様々な関係者が、情報共有や連携を行う体制を構築する内容となっています。

今後、本市での設置を進めるにあたっては、保健所や保健福祉センターをはじめ、病院や診療所、訪問看護ステーションなど精神科医療に携わる関係者による協議や、他都市の整備事例を研究するなどし、さらなる検討を進めていくことが必要となってきます。

そのため、本市においては、第5期国指針に定めるとおり、平成32年度までの設置を目標とし、環境が整った段階で協議の場を設定します。

項目	数値	考え方
【目標】保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	市単 独 で 設 置	平成32年度末までに設置する。

(3)地域生活支援拠点等の整備に関する目標設定

第5期国指針においては、『地域生活支援拠点等について、平成32年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つ整備することを基本とする。』とされています。

この地域生活支援拠点等については、居住支援機能(グループホーム等の整備や利用促進)に地域支援機能(相談支援機能、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり)を組み合わせた拠点について、これらの機能を複合的な機関で担う「多機能型」、もしくは、地域の複数の機関で各機能を分担する「面的整備型」の整備について推進する内容となっています。

なお、当該目標値については、第4期国指針にも、平成29年度末までの整備を目標として掲げられていたことから、本市では、平成30年1月の「基幹相談支援センター(保健福祉センター)」の開設にあわせて、「面的整備型」により当該拠点を整備しています。

そのため、本計画の期間においては、当該拠点が持つ機能が円滑かつ効果的に進むよう、関係機関等との協議・連携や各機能の充実等に取り組んでいくこととします。

項目	数値	考え方
【目標】市内における地域生活支援拠点等の整備数	1か所 (面的整備型)	平成32年度末までに、少なくとも1つを整備する。

(4) 福祉施設から一般就労への移行に関する目標設定

第5期国指針においては、『福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定にあたっては、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする。』とされています。あわせて、当該目標値を達成するため、『就労移行支援事業の利用者及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者については、平成32年度末における利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指すものとする。』とされています。

さらに、障害のある人の一般就労への定着も重要であることから、『就労定着支援事業による支援を開始した時点から、1年後の職場定着率に係る目標値を設定することとし、当該目標値の設定にあたっては、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とする。』とされています。

本市においては、近年、市内の就労移行支援事業所等が増加傾向にあることから、利用者数は増加しており、また、一般就労への移行者数も安定的な実績となっています。これらの実績を勘案し、まず、就労移行支援事業の利用者数については、第5期国指針に定めるとおり、2割増加の162人を目標として設定します。次に、市内の就労移行支援事業所の就労移行率については、平成28年度末における市内の事業所数は11か所で、そのうち就労移行率が3割以上の事業所は6か所(54.5%)となっていました。そのため、平成32年度末における市内全体の事業所数を14か所と見込み、第5期国指針に定める目標値を上回る全体の7割(10か所)以上を目標として設定します。

また、福祉施設から一般就労への移行者数については、第5期国指針に定めるとおり、平成28年度の一般就労への移行者数の1.5倍の30人を目標として設定します。

最後に、新設された就労定着支援事業の職場定着率については、市内の就労定着支援事業所が支援を開始した時点から1年後の職場定着率について、第5期国指針に定めるとおり、8割以上を目標として設定します。

項目	数値	考え方
平成 28 年度の一般就労への移行者数 (A)	20 人	
【目標】福祉施設から一般就労への移行者数 (B) の増加	30 人	就労移行支援事業等を通じて平成 32 年度中に一般就労に移行する人数
	1.5 倍	(B) / (A)
平成 28 年度末時点の就労移行支援事業の利用者 (C)	92 人	
【目標】就労移行支援事業の利用者 (D) の増加	111 人	平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数
	2 割増	(D) / (C)
【目標】就労移行支援事業所の就労移行率の増加	7 割以上	平成 32 年度末において、市内就労移行支援事業所のうち就労移行率 3 割以上の事業所割合
	10 か所以上	市内事業所総数を 14 か所と見込む。
【目標】就労定着支援事業による職場定着率の増加	8 割以上	各年度末において、市内就労定着支援事業所の支援開始 1 年後の職場定着率

(5) 障害児支援の提供体制の整備等に関する目標設定

重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

第 5 期国指針においては、『児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 か所以上設置することを基本とする。また、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、平成 32 年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。』とされています。

この重層的な地域支援体制については、全国的に障害児通所支援の実施体制は整ってきているものの、未だ児童発達支援センターについては、全ての障害保健福祉圏域で配置されていない状況を鑑み、その体制を構築していくため、各市町村において、保育所等訪問支援を実施する児童発達支援センター等の設置を推進する内容となっています。

本市ではすでに、市立施設の2か所を含めて、市内に3か所の児童発達支援センターを設置しており、当該センターに加えて、指定事業所1か所で保育所等訪問支援を実施しています。

そのため、本計画の期間においては、当該センターが持つ機能が円滑かつ効果的に進むよう、関係機関等との連携や安定的な運営等に取り組むとともに、保育所等訪問支援の提供体制の充実に向けて、指定事業所の設置促進に努めていくこととします。

項目	数値	考え方
【目標】児童発達支援センターの設置	3か所	平成32年度末までに、少なくとも1か所以上設置する。
【目標】保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	4か所以上	平成32年度末までに、利用できる体制を構築する。

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

第5期国指針においては、『重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。』とされています。

この事業所の確保については、全国的に障害児通所支援の実施体制は整ってきているものの、医療的ニーズの高い重症心身障害児については、一般の障害児通所支援で支援を受けることが難しい状況を鑑み、その支援体制を確保していくため、各市町村において、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所を確保する内容となっています。

本市ではすでに児童発達支援事業所については、市立の医療型児童発達支援センター1か所と指定事業所1か所を設置しており、放課後等デイサービスについては、指定事業所2か所を設置しています。

そのため、本計画の期間においては、当該センターが持つ機能が円滑かつ効果的に進むよう、関係機関等との連携や安定的な運営等に取り組むとともに、重症心身障害児の支援体制の充実に向けて、指定事業所の設置促進に努めていくこととします。

項目	数値	考え方
【目標】重症心身障害児を支援する 児童発達支援事業所の確保	2か所以上	平成32年度末までに、少なくとも1か所以上確保する。
【目標】重症心身障害児を支援する 放課後等デイサービス事業所の確保	2か所以上	平成32年度末までに、少なくとも1か所以上確保する。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

第5期国指針においては、『医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。』とされています。

この協議の場については、医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障害のある子どもが全国的に増加している状況を鑑み、その医療的ケア児が地域において必要な支援を円滑に受けられることができるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係者が連携調整を行う体制を整備する内容となっています。

今後、本市または圏域で設置するにあたっては、兵庫県や圏域各市との協議・検討や、保健所や保健福祉センターをはじめ、病院や診療所、訪問看護ステーション等の医療機関、児童発達支援センター、保育所、特別支援学校など関係機関による協議を進めていくことが必要となってきます。

そのため、本市においては、第5期国指針に定めるとおり、平成30年度までの設置を目標として設定します。

項目	数値	考え方
【目標】医療的ケア児支援のための 関係機関の協議の場の設置	市または 圏域で設置	平成30年度末までに、市または圏域で設置する。

4 障害福祉サービス等の必要量見込みと確保の方策

(1) 訪問系サービス

(必要量の見込み)

訪問系サービスについては、近年の利用実績の推移をみると、「居宅介護」はやや減少しているものの、「重度訪問介護」が増加していることから、全体としてやや増加傾向にあります。市内や隣接する市にある事業所等で一定のサービス供給量が確保されている状況や移動支援事業の運用変更（平成29年10月開始）により「行動援護」の利用が一定見込まれることを踏まえ、本計画では、近年の利用実績と「行動援護」の利用見込量を勘案して必要量を見込みます。

また、「短期入所」については、これまで入所施設併設型が中心でしたが、市内でも単独型の短期入所事業所が整備されたことにより利用実績も増加傾向にあるため、本計画では、近年の増加傾向が続くものとして必要量を見込みます。

(確保の方策)

本市においては、居宅介護等の事業所は一定確保されていますが、行動援護等の事業所が不足しています。そのため、移動支援事業を利用する重度の障害のある人について、行動援護等への移行を進めていくとともに、訪問系サービス事業所については、引き続き、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、設置の促進につなげていきます。

また、基幹相談支援センターが中心となり、相談支援事業所の人材育成や連携強化、障害福祉サービス等ガイドラインに即した「サービス等利用計画」の作成を促進することで、訪問系サービスの適切な支給決定に努めていくとともに、訪問系サービス事業所の実地調査等を通じて、サービスの質の向上や確保に取り組んでいきます。

サービス見込量

種 類	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅介護 重度訪問介護	<u>51,046 時間/月</u>	<u>52,362 時間/月</u>	<u>53,730 時間/月</u>
行動援護 重度障害者等包括支援 同行援護	<u>1,742 人/月</u>	<u>1,840 人/月</u>	<u>1,942 人/月</u>

サービス見込量

種 類	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
短期入所 (福祉型、医療型)	1,945 日/月	2,022 日/月	2,103 日/月
	401 人/月	427 人/月	455 人/月

(2) 日中活動系サービス

(必要量の見込み)

日中活動系サービスについては、就労ニーズの高まりや特別支援学校の卒業生の利用ニーズに加え、事業者の新規参入が進んだこともあり、サービス全体として近年の利用実績は増加傾向にあります。そのため、本計画では、これまでの利用実績を勘案して必要量を見込むこととしますが、特に大幅な伸びを示している「就労継続支援 (A ・ B 型)」については、一定のサービス供給量が確保されている状況等を踏まえ、近年ほどの伸びは続かないものとして必要量を見込みます。

また、「就労移行支援」については、本計画で目標設定している「平成 32 年度末における利用者数」を勘案して必要量を見込みます。

なお、平成 30 年度から新たに創設される「就労定着支援」については、「就労移行支援」を通じた一般就労者による継続的な利用等が一定見込まれるため、本計画では、その見込量や市内事業所における就労移行の実績等を勘案して必要量を見込みます。

(確保の方策)

日中活動系サービス事業所については、引き続き、国の制度補助 (社会福祉施設等施設整備費補助金) を活用するとともに、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、設置の促進につなげていきます。なお、就労系サービスについては、近年、急激に事業所数が増加しており、国においては「就労継続支援 (A 型)」の適切な事業運営を図る観点から、賃金の支払いに係る規定を設けるなど、就労の質の向上について見直しが行われています。本市においても、これらの取組も踏まえながら、日中活動系サービス事業所の実地調査等を通じて、サービスの質の向上や確保に取り組んでいきます。

また、障害のある人の工賃水準の引き上げや活動・訓練の場の確保を図るため、障害者優先調達推進法に基づき定めた本市の調達方針にのっとり、障害者就労支援施設等からの物品や役務の調達を推進していきます。

サービス見込量

種 類	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活介護	21,183 日/月	21,836 日/月	22,509 日/月
	1,129 人/月	1,166 人/月	1,205 人/月
自立訓練（機能訓練）	124 日/月	131 日/月	131 日/月
	18 人/月	19 人/月	19 人/月
自立訓練（生活訓練）	332 日/月	317 日/月	317 日/月
	22 人/月	21 人/月	21 人/月
就労移行支援	1,676 日/月	1,810 日/月	1,944 日/月
	100 人/月	108 人/月	116 人/月
就労継続支援（A型）	6,194 日/月	7,061 日/月	8,050 日/月
	323 人/月	368 人/月	420 人/月
就労継続支援（B型）	14,136 日/月	14,787 日/月	15,467 日/月
	866 人/月	906 人/月	947 人/月
就労定着支援	73 人/月	88 人/月	108 人/月
療養介護	90 人/月	93 人/月	96 人/月

（ 3 ） 居住系サービス

（必要量の見込み）

居住系サービスについては、障害のある人の親元からの自立や一人暮らしのニーズの高まり等により、グループホームの整備が一定進んでいることから、「共同生活援助」の利用実績は増加傾向にあります。第4期計画における計画値には至っていない状況です。引き続き、障害のある人や保護者の高齢化、「親亡き後」の生活を見据えて、重度の障害のある人が利用できるグループホームの整備も進めていく必要があるため、本計画では、第4期計画の計画値の伸びを維持していくよう必要量を見込みます。

また、「施設入所支援」については、本計画で目標設定している「施設入所者の削減数」を勘案して必要量を見込みます。

平成30年度から新たに創設される「自立生活援助」については、「地域移行支援」の利用者による継続的な利用が一定見込まれるため、本計画では、その見込量やアンケート調査における利用ニーズ等を勘案して必要量を見込みます。

(確保の方策)

グループホームの整備促進に向けては、引き続き、国の制度補助を活用するとともに、市内の利用(待機)状況や利用ニーズ等の把握を行い、市単独の補助制度の創設も検討していきます。なお、市営住宅を活用したグループホームの整備については、空き室のほとんどが旧耐震住宅であることやエレベーターが未設置であるため利用することが難しく、利便性やバリアフリーの面で障害のある人の住まいに適した物件をどう選定していくかの課題等があるため、引き続き、庁内関係部局と検討を行っていきます。

また、グループホームの利用促進に向けては、低所得のグループホーム利用者への家賃補助制度について、法制度による給付費に加え、県と連携した支援を実施するとともに、地域生活支援拠点の機能を活用し、市内グループホームの利用状況の把握や情報提供等に取り組んでいきます。

自立生活援助事業所については、既存の地域移行・地域定着支援事業所等が新規参入できるように、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、設置につなげていきます。

サービス見込量

種 類	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
共同生活援助	323 人/月	355 人/月	391 人/月
施設入所支援	399 人/月	395 人/月	391 人/月
自立生活援助	10 人/月	12 人/月	14 人/月

(4) 相談支援

(必要量の見込み)

「計画相談支援」については、第4期計画の期間内で、本市の支給決定者全員に作成されるよう必要量を見込んでいましたが、平成29年度の作成率は3割程度にとどまっております。早急に進捗を図る必要があります。そのため、本計画の期間内において、本市の支給決定者全員に作成されるよう必要量を見込みます。

また、「地域移行支援」や「地域定着支援」については、入院・入所中からの継続支援体制や常時かつ緊急時の相談支援体制が必要であるなど、事業者の設置促進が難しい状況等を踏まえ、これまでの利用実績を勘案して必要量を見込みます。

(確保の方策)

サービス等利用計画の作成を促進するため、基幹相談支援センターが中心となり、指定特定相談支援事業所への説明会や意見交換会等を継続的に実施するなど、事業所の人材育成や連携強化に取り組むとともに、サービス等利用計画の作成にあたる相談支援専門員の養成については、引き続き、県に働きかけていきます。

また、本市においては、指定特定相談支援や指定一般相談支援の事業所が不足しているため、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、設置の促進につなげていくとともに、障害のある人の地域生活を支援していくため、地域生活支援拠点の機能を活用し、グループホームや短期入所の利用状況の把握や情報提供のほか、夜間・休日における緊急相談への対応等に取り組んでいきます。

サービス見込量

種 類	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援 (サービス等利用計画、 モニタリング)	200 人/月	293 人/月	392 人/月
地域移行支援	12 人/月	14 人/月	18 人/月
地域定着支援	2 人/月	3 人/月	4 人/月

(5) 障害児通所支援等

(必要量の見込み)

障害児通所支援等については、「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」の事業者の新規参入が進んだことや、児童発達支援センターで実施している「保育所等訪問支援」の制度周知が図られてきたこともあり、近年の利用実績は増加傾向にあります。そのため、本計画では、これまでの利用実績を勘案して必要量を見込むこととしますが、特に大幅な伸びを示している「放課後等デイサービス」については、一定のサービス供給量が確保されている状況等を踏まえ、近年ほどの伸びは続かないものとして必要量を見込むこととします。

また、「医療型児童発達支援」については、児童発達支援センター「たじかの園」で実施しており、近年の利用実績は増加傾向にあるため、本計画では、これまでのサービス供給量が維持されるよう必要量を見込みます。

平成 30 年度から新たに創設される「居宅訪問型児童発達支援」については、これまで「障害児療育等支援事業」で訪問療育を受けていた重度の障害のある子どもの利用等が一定見込まれるため、本計画では、その利用等を勘案して必要量を見込みます。

(確保の方策)

障害児通所支援事業所については、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、設置の促進につなげていきます。なお、障害児通所支援等については、近年、新たに創設したサービスがあることから、引き続き、保護者や教育機関等に対し、制度の趣旨や内容についての理解をさらに努めていきます。

放課後等デイサービスについては、近年、急激に事業所数が増加しており、国においては支援の質の向上等を図る観点から、「放課後等デイサービスガイドライン」の遵守や自己評価表の公表、事業所職員の経験者配置について見直しが行われています。本市においても、これらの取組も踏まえながら、平成31年度に県から移譲される障害児通所支援事業所の実地指導等を通じて、サービスの質の向上や確保に取り組んでいきます。

また、保育所等訪問支援の利用促進に向けては、引き続き、教育機関とも連携を図りながら、訪問先となる施設等への制度周知に取り組んでいきます。

居宅訪問型児童発達支援事業所については、これまで「障害児等療育支援事業」の訪問療育を実施していた施設等が新規参入できるよう、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、設置につなげていきます。

サービス見込量

種 類	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	3,658 日/月	4,091 日/月	4,575 日/月
	398 人/月	446 人/月	500 人/月
医療型児童発達支援	250 日/月	253 日/月	256 日/月
	34 人/月	35 人/月	37 人/月
放課後等デイサービス	10,253 日/月	12,662 日/月	15,638 日/月
	924 人/月	1,141 人/月	1,409 人/月
保育所等訪問支援	29 日/月	34 日/月	39 日/月
	23 人/月	27 人/月	31 人/月
居宅訪問型児童発達支援	20 日/月	22 日/月	24 日/月
	10 人/月	11 人/月	12 人/月

(6) 障害児相談支援等

(必要量の見込み)

「障害児相談支援」については、第4期計画の期間内で、本市の支給決定者全員に作成されるよう必要量を見込んでいましたが、平成29年度の作成率は5割半ばにとどまっており、早急に進捗を図る必要があります。そのため、本計画の期間内において、本市の支給決定者全員に作成されるよう、必要量を見込みます。

平成30年度から新たに創設される「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置」については、本計画で目標設定している「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置」を勘案して必要量を見込みます。

(確保の方策)

本市においては、指定障害児相談支援の事業所が不足しているため、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、設置の促進につなげていくとともに、障害児支援利用計画の作成にあたる相談支援専門員の養成については、引き続き、県に働きかけていきます。

また、障害児支援利用計画の作成促進に向けては、基幹相談支援センターが中心となり、指定障害児相談支援事業所への説明会や意見交換会等を継続的に実施するなど、事業所の人材育成や連携強化等に取り組んでいきます。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については、平成30年度から「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置」を実施することから、基幹相談支援センターや児童発達支援センターの相談支援専門員等に研修の受講を働きかけ、人材確保に向けて取り組んでいきます。

サービス見込量

種 類	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害児相談支援	<u>73 人/月</u>	<u>99 人/月</u>	<u>132 人/月</u>
<u>医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置</u>	<u>1人</u>	<u>1人</u>	<u>1人</u>

5 地域生活支援事業の必要量見込みと確保の方策

(1) 理解促進研修・啓発事業

(必要量の見込み)

「理解促進研修・啓発事業」については、障害や障害のある人に対する理解を深めていくため、平成 25 年度から地域生活支援事業の必須事業となっています。本市では、市民等が障害のある人と実際に交流するイベントとして「市民福祉のつどい」を毎年開催しており、本計画の期間中も継続的な実施を見込みます。

(確保の方策)

「市民福祉のつどい」については、平成 29 年度から「提案型事業委託制度」の下、新たに事務局となった委託団体や従前の実行委員会をはじめ、市民との協働により、効果的な周知・啓発を行うことでイベントの活性化や参加者数の増加を図っていきます。また、障害のある人への「合理的配慮」や「障害に関するマーク」の周知に努め、障害のある人が必要とする配慮等について、理解の向上につなげていきます。

サービス見込量

種 類	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
理解促進研修・啓発事業	有	有	有

(2) 自発的活動支援事業

(必要量の見込み)

「自発的活動支援事業」については、障害のある人やその家族、地域の関係団体等による自発的な取組を支援するため、平成 25 年度から地域生活支援事業の必須事業となっています。本市では、障害のある人への相談・啓発事業の実施にあたって、当事者団体等と協力や連携を図ってきておりますが、未だ事業化するまでには至っておらず、本計画の期間内での実施を見込みます。

(確保の方策)

障害のある人やその家族、地域の関係団体等が自発的に実施する交流活動や社会参加活動、ボランティア活動等に対して効果的な支援ができるよう、市域における活動状況やニーズを把握し、自立支援協議会の意見等も踏まえながら、事業化に向けた検討を進めていきます。

サービス見込量

種 類	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自発的活動支援事業	有	有	有

(3) 相談支援事業

(必要量の見込み)

「障害者相談支援事業」については、市内 5 か所、市外 2 か所の委託相談支援事業者で実施しているほか、市の直接の窓口として、平成 30 年 1 月に開設した南北各 1 か所の「基幹相談支援センター（保健福祉センター）」で行っていますが、今後も相談者の増加やサービスの普及等にもなう相談内容の多様化が見込まれることから、委託事業者の確保など相談支援体制の充実を図っていく必要があります。そのため、本計画の期間内における委託事業者の増設を勘案して必要量を見込みます。

また、「成年後見制度利用支援事業」については、平成 26 年 7 月から「尼崎市成年後見等支援センター」を開設し、相談や後見の申立・監督をはじめ、市民後見人の養成など一体的な支援を行っています。今後も成年後見制度全体の利用ニーズは高まるものと予想されますが、市長申立など当該事業に係る利用者については、これまでの実績を勘案して必要量を見込みます。

(確保の方策)

障害者相談支援事業については、中核を担う「基幹相談支援センター」の機能や業務が円滑に実施されるよう、関係課や委託法人等との協議を進めていきます。特に、相談支援事業所の人材育成や連携強化等については、本市における喫緊の課題となっているため、委託法人と連携を図り、研修や連絡会等を定期的で開催していきます。また、引き続き、委託相談支援事業者の周知や連携強化に取り組むとともに、新たな事業者の確保に努め、地域の相談支援体制の充実と重層化を図っていきます。

成年後見制度の利用支援については、平成 30 年 1 月から「尼崎市成年後見等支援センター」を 2 か所に体制強化しており、同センターの一層の周知に努め、窓口相談や専門相談会を実施していきます。また、広く権利擁護にかかわる相談を受け、関係機関等と連携して対応していくとともに、担い手となる市民後見人の養成・活動監督等を進め、事例の蓄積を図る中で市民後見人の積極的な活用についても検討していきます。

サービス見込量

種 類	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害者相談支援事業 (基幹相談支援センター)	<u>9 か所</u> (有)	<u>10 か所</u> (有)	<u>10 か所</u> (有)
成年後見制度利用支援事業	<u>27 人/年</u>	<u>32 人/年</u>	<u>38 人/年</u>

(4) 意思疎通支援事業

(必要量の見込み)

「意思疎通支援事業」については、尼崎市手話言語条例の制定や障害者差別解消法の施行等により、情報保障に対する意識の高まりから利用ニーズも高まってきており、近年の利用実績は増加傾向にあります。そのため、本計画では、近年の増加傾向が続くものとして必要量を見込みます。

(確保の方策)

今後も高まる利用ニーズにあわせて、担い手となる意思疎通支援者の養成を充実させていく必要があるため、手話通訳者の養成講座については、全課程を切れ目なく受講できるよう、平成 29 年度から講座カリキュラム等を充実しています。引き続き、各養成講座の受講対象者の拡大や受講者に対する支援等に努めるとともに、意思疎通支援の普及・啓発や一層の制度周知に取り組むことで、意思疎通支援者を確保していきます。

サービス見込量

種 類	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話通訳者派遣事業	<u>1,101 件/年</u>	<u>1,132 件/年</u>	<u>1,164 件/年</u>
要約筆記者派遣事業	<u>247 件/年</u>	<u>263 件/年</u>	<u>280 件/年</u>
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	<u>94 件/年</u>	<u>99 件/年</u>	<u>104 件/年</u>

(5) 日常生活用具給付等事業

(必要量の見込み)

「日常生活用具給付等事業」については、各品目で給付件数の伸びに動きがあるものの、必要性や利用ニーズの高い品目を追加するなど、希望者に対して一定の給付ができています。そのため、本計画では、これまでの給付実績を勘案して必要量を見込みます。

(確保の方策)

在宅で生活している重度障害のある人等の日常生活上の便宜を図るため、引き続き、安定的な事業運営に努めるとともに、近隣市町とも連携を図りながら、利用ニーズにあった品目を給付できるよう、定期的に見直しを行います。

サービス見込量

種 類	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護訓練支援用具	19 件/年	16 件/年	14 件/年
自立生活支援用具	117 件/年	116 件/年	116 件/年
在宅療養等支援用具	64 件/年	64 件/年	64 件/年
情報・意思疎通支援用具	164 件/年	128 件/年	93 件/年
排泄管理支援用具	11,085 件/年	11,774 件/年	12,506 件/年
居宅生活動作補助用具	17 件/年	18 件/年	19 件/年

(6) 移動支援事業

(必要量の見込み)

「移動支援事業」については、利用ニーズが高いサービスであることから、利用人数は増加傾向にあります。が、放課後等デイサービスの利用が進むなど、障害のある子どもの放課後や長期休暇中の居場所が増えてきたこと等により、近年の利用実績はやや減少傾向にあります。市内や隣接する市の事業所などで一定のサービス供給量が確保されている状況や、移動支援事業の運用変更（平成 29 年 10 月開始）により「行動援護」への利用移行が一定見込まれることを踏まえ、本計画では、これまでの利用実績と「行動援護」への利用移行の見込量を勘案して必要量を見込みます。

(確保の方策)

移動支援事業については、利用時間数が非常に多く、利用者数も増加傾向が続いているため、継続的かつ安定的な事業運営に取り組む必要があります。また、利用状況をみると、日中の居場所や一時預かり的な利用も見受けられるため、利用者や事業者に対して、移動支援事業ガイドラインの運用や日中一時支援事業の拡充等についての周知を図るなどし、基準に即した支給決定や適正なサービス提供、サービスの役割に応じた利用となるよう取り組んでいきます。

サービス見込量

種 類	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
移動支援事業	338,630 時間/年	323,680 時間/年	308,750 時間/年
	1,517 人/年	1,527 人/年	1,539 人/年

(7) 地域活動支援センター

(必要量の見込み)

「地域活動支援センター」については、近年、障害福祉サービスにおける日中活動系サービスの事業者の増加にともなって障害のある人の日中活動の場も広がっていることや、地域活動支援センターから日中活動系サービスの事業者への移行ケースもあることから、新規での開設は見込んでおりませんが、引き続き、市内にある小規模作業所の法内施設への移行を進めていく必要があるため、本計画では、段階的に移行していくよう必要量を見込みます。

(確保の方策)

利用者の障害の状態や体調等に応じた利用ができる「地域活動支援センター」は、日額報酬を主体とした日中活動系サービスとは異なり、定期的な利用が困難な障害のある人への支援の場としての役割を有しているため、引き続き、県制度と連携しつつ独自の支援も行う中で、安定的な運営と活動の場の確保に努めていきます。また、小規模作業所からの移行についても、必要な情報の提供等に取り組んでいきます。

サービス見込量

種 類	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域活動支援センター (市外センター、別掲)	30 か所 (12 か所)	31 か所 (12 か所)	32 か所 (12 か所)
	456 人/年 (20 人/年)	466 人/年 (20 人/年)	476 人/年 (20 人/年)

市外については参考
(参 考)

種 類	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
小規模作業所	5 か所	4 か所	3 か所
	27 人/年	22 人/年	17 人/年

(8) その他の事業

その他の任意事業として、「障害者安心生活支援事業」、「訪問入浴サービス事業」、「更生訓練費支給事業」、「日中一時支援事業」、「福祉ホーム事業」など各種の日常生活支援事業や、「自動車運転免許取得・改造助成事業」、「スポーツ大会開催事業」、「身体障害者福祉センター運営事業」など各種の社会参加事業を実施しています。また、地域生活支援促進事業として、「障害者虐待防止対策事業」を実施するほか、国が毎年度の事業メニューを定める特別支援事業にも積極的に取り組むことで、障害のある人が地域で安心して暮らすことのできる環境づくりを目指しています。

これらについては、実施状況や利用状況をみながら、手法等を工夫する中で事業を実施していきます。

6 適切なサービス提供のための方策

(1) 持続可能な制度構築に向けた考え方

本市では、障害者手帳の取得率（障害者手帳所持者数÷市内住民数）、障害福祉サービス等の給付費、地域生活支援事業の給付費が他市と比較して高いことを理由に、担当課を設置して、障害福祉サービス等の現状分析と支給決定基準（ガイドライン）の作成に取り組んできました。

今後は、その分析結果と支給決定基準を基に、給付の適正化や利用者への適切なサービス提供の確保等を行い、持続可能な制度構築の実現に向けて取り組んでいきます。

(2) 給付の適正化と適切なサービス提供に向けた取組

障害福祉サービス等の給付の適正化

障害のある人の日常生活を直接的に支援する居宅介護等については、担い手であるサービス提供事業者が一定確保されていることから、第4期計画期間中の支給実績は微増している状況です。利用者に対してサービスが行き届くことは、安心、安定した日常生活への支援に寄与しているといえますが、その一方で、利用者への適切なサービス提供の確保や請求明細書の誤り件数の増加への対応等が課題となっています。

そのため、自立支援協議会において協議を重ね作成した支給決定基準の運用を平成27年4月から開始しており、利用者や事業所への周知とあわせて計画相談支援の推進を図るとともに、基準に即した支給決定によって、心身の状況や必要なサービス等に応じた適正なサービス提供がなされるよう取り組んでいます。今後は、事業者に対して質の向上を図っていくため、定期的に勉強会を開催するとともに、事業所への監査・請求審査体制の強化に取り組んでいきます。

地域生活支援事業の給付の適正化

障害のある人の社会参加等に寄与する移動支援事業と日中一時支援事業については、本市の地域生活支援事業の給付費全体で見ると、移動支援事業が非常に高く、日中一時支援事業が非常に低い状況となっています。また、それぞれのサービスの役割も明確になっていないため、制度本来のサービスのあり方を含めた適正化が課題となっています。

そのため、日中一時支援事業については、平成29年6月から事業所の指定基準を緩和して利用者の対象要件を拡大するとともに、新たな加算を創設することでサービスの利用促進を図っています。また、移動支援事業については、障害福祉サービス等と同様に、自立支援協議会において協議を重ね作成した支給決定基準の運用を平成29年10月から開始しており、利用者や事業所への周知を図るとともに、基準に即した支給決定

によって、心身の状況や必要なサービス等に応じた適正なサービス提供がなされるよう取り組んでいます。今後は、それぞれのサービスの利用状況等にも注視しながら、引き続き、自立支援協議会で協議を重ね、必要な人に必要なサービスが提供できるよう取り組んでいきます。

「尼崎市障害福祉サービス等支給決定基準」については、資料編（P ）に掲載。

「尼崎市移動支援事業支給決定基準」については、資料編（P ）に掲載。

第 6 章

障害者計画及び
障害福祉計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画と本市障害者計画（以下「本計画等」という。）は、障害の有無にかかわらず、誰もがその人らしくいきいきと地域で生活し、地域との関わりの中で自立して過ごせる支え合いのまちづくりを目指す総合的な計画です。本計画等における各種施策の推進にあたっては、庁内関係部局が連携して、障害のある人のニーズに十分応えられるよう協力体制を築いていきます。

また、障害者施策を推進するうえで、専門機関との連携・協力は、必要不可欠なものとなっています。あわせて、障害のある人の地域生活を支援していくうえで、当事者団体や特定非営利活動法人（NPO）、地域の事業者、ボランティア団体、住民も行政の大切なパートナーです。引き続き、必要かつ十分な連携を図っていくとともに、定期的な連絡会・報告会・勉強会等を通じて、情報の共有を目指していきます。

さらに、障害者施策を検討・実施するにあたっては、当事者が積極的に参加することが必要です。あらゆる機会を捉えて、障害のある人やその家族などのニーズや意見を把握し、それを施策に反映させていくことに努めるとともに、当事者と行政が手を携えて本計画等の推進に取り組んでいきます。

2 財源の確保

本計画等における各種施策の推進にあたっては、財源の確保が大きな課題となります。

本市財政が依然として非常に厳しい状況にある中、国の障害者施策においては、今後も制度改正等が予定されているため、適切かつ持続可能な取組を進めるために、本市事業の実施や必要な体制整備等については、その優先度等も踏まえた十分な検討を行っていくことが必要と考えます。

障害のある人に対する福祉サービス等に係る基盤整備や制度改正等に要する財源については、本来、国の責任において講じられるべきと考えます。また、福祉サービス等の提供に要する財源についても、自治体負担が増加する部分に対しては確実な財源措置が行われるよう、引き続き、国に対して必要な要望を行うとともに、県に対しても補助制度等の継続的な支援を求めていきます。

3 計画の評価・検討

(1) 進捗管理と評価の考え方

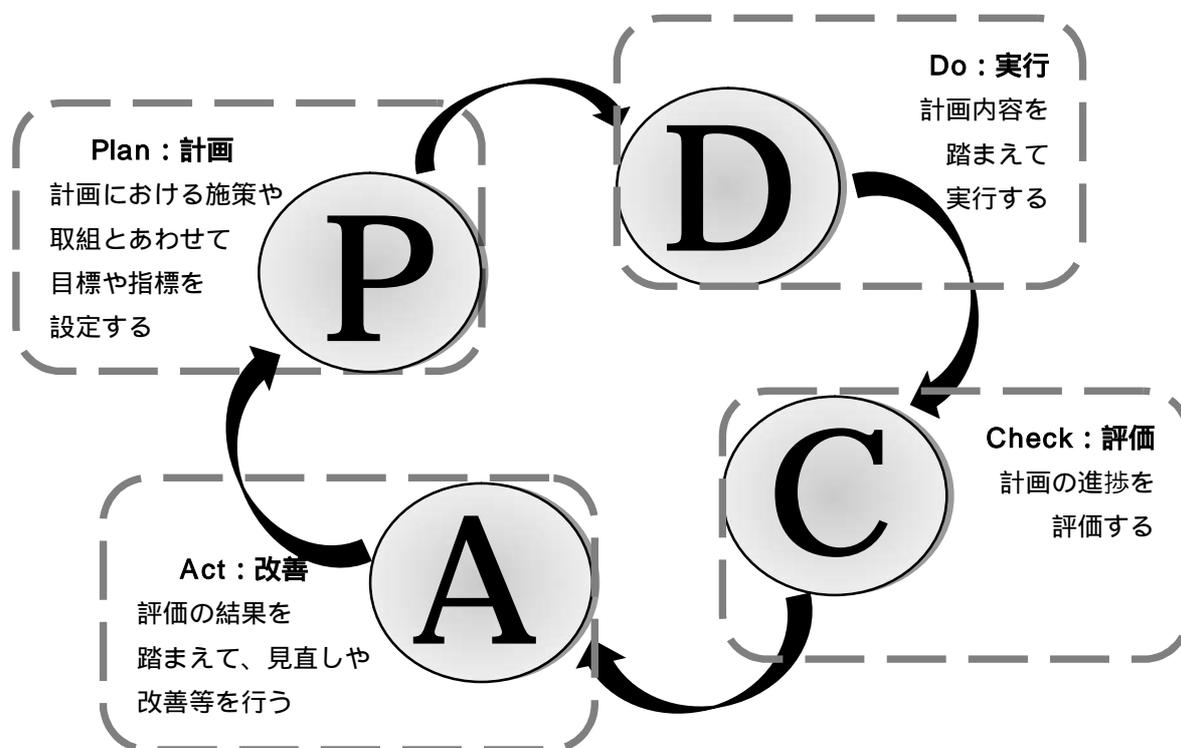
本計画等の策定により推進していく施策は広範囲にわたります。そのため、計画の進捗管理や評価等にあたっては、庁内関係部局が連携して取り組んでいきます。

策定にあたっては、目指すべき「基本理念」のもとに3つの「重点課題」と9つの「基本施策」を体系付けています。また、本計画等の基本理念や重点課題の達成を推し量るために、各基本施策に「施策目標」と「活動指標」を設定しています。引き続き、この各施策目標と活動指標の進捗状況を把握していくことで計画の進捗管理を行っていきます。

あわせて、障害福祉サービス等の提供の確保に向けては、目標設定や必要見込量等の進捗状況を把握していくこととします。

これらの状況については、「PDCAサイクル」を導入して、毎年度の評価等を行い、その結果を公表していきます。また、その評価等を行う際には、本計画等の策定にあたり答申をいただいた「社会保障審議会障害者福祉等専門分科会」をはじめとした各会議体に報告して、ご意見をお聴きするなどの方法により、評価等の妥当性の検証や必要な改善等についての検討を行います。

なお、評価等によって改善等が必要となる場合は、施策の取組の方向や設定した活動指標等を見直すなどし、本計画等を着実に進めていくこととします。



(2) 施策目標・活動指標一覧 (平成 27 年度 ~ 平成 32 年度)

重点課題	基本施策	施策目標		施策の方向性	
		代表的な活動指標	現状 目標 (H32年度)		
1 で身必 き近要 るなな 環地支 境域援 づくを く暮ら り受け すこと が	保健・医療	退院促進・地域移行支援 に関する相談回数	(現状) 回 人	(目標) 720回 240人	医療、リハビリテーション
			精神保健に対する施策		
			難病等に対する施策		
	福祉サービス 相談支援	基幹型の相談窓口機能 の設置	(現状) か所	(目標) 2か所	障害福祉サービス等 相談支援体制

重点課題	基本施策	施策目標		施策の方向性	
		代表的な活動指標	現状 目標 (H32年度)		
2 で自生 きるが らしい 環境を 持つ ことが	療育・教育	「あまっこファイル」説明会 の開催回数	(現状) 回 人	(目標) 6回 60人	療育
			インクルーシブ教育システム構 築のための特別支援教育		
			こころの教育・支援		
	雇用・就労	障害者優先調達推進法に 基づく調達件数	(現状) 4件	(目標) 12件	雇用機会 多様な就労
	生活環境 移動・交通	市内グループホームの 定員数	(現状) 261人	(目標) 506人	生活環境 移動環境
スポーツ・文化 社会参加活動	尼崎市障害者(児) スポーツ大会の参加者数	(現状) 1,237人	(目標) 1,500人	スポーツ、文化芸術活動 社会参加活動等	

重点課題	基本施策	施策目標		施策の方向性	
		代表的な活動指標	現状 目標 (H32年度)		
3 で安支 心え し合 環境 づく すこ とが 共に	安全・安心	避難場所を知らない 「障害のある人」の割合	(現状) 31.9%	(目標) 16.0%	防災対策
			防犯対策、消費者保護		
	情報 啓発・差別の解消	障害者差別解消法の 認知度	(現状) 10.3%	(目標) 32.3%	情報の利用のしやすさ 理解・啓発活動及び差別解消
			権利擁護 行政サービス等 における配慮	障害者虐待防止法の 認知度	(現状) 16.9%

	活動指標	H25年度	H28年度	方向性
	自立支援医療（更生医療）費の助成件数	4,725件	5,820件	
	障害者（児）医療費の助成件数	422,128件	428,871件	
	身体障害者福祉センターの利用者数	2,558人	2,196人	・
→	退院促進・地域移行支援に関する相談回数	回 人	167回 77人	・ ・
	難病相談会・交流会活動の参加者数	258人	376人	・
	乳幼児健康診査の受診率	96.7%	95.8%	・
	特定健康診査の受診率	37.1%	38.5%	・
	特定保健指導の実施率	45.3%	50.2%	・
→	（第4期・5期尼崎市障害福祉計画において目標値及びサービス等見込量を設定） 委託相談支援事業所における延べ相談回数	14,302回	19,020回	・
	基幹型の相談窓口機能の設置	か所	か所	・

	活動指標	H25年度	H28年度	方向性
	障害児保育研修の参加者数	169人	263人	・
	障害児等療育支援事業における相談件数	2,583件	2,374件	・
→	「あまっこファイル」説明会の開催回数	回 人	13回 47人	・ ・
	「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」の作成及び活用数	1,018件	1,905件	・
	公立幼稚園、小中学校における特別支援学級教室の開設数	179教室	181教室	・
	巡回相談の実施件数	93件	153件	・
→	尼崎市障害者就労・生活支援センターみのりを通じた就労者数	35人	44人	・
	障害者優先調達推進法に基づく調達件数	4件	10件	・
	市内グループホームの定員数	261人	332人	・
→	障害者市バス特別乗車証の交付枚数	13,024枚	13,364枚	
	福祉タクシー利用料の助成件数	78,410件	70,800件	
	リフト付自動車の派遣件数	8,501件	11,002件	
→	尼崎市障害者（児）スポーツ大会の参加者数	1,237人	1,248人	・
	兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会の参加者	36人	39人	・
→	身体障害者福祉センターの利用者数	12,183人	7,878人	・
	ふれあい学級への参加者数	296人	201人	・

	活動指標	H25年度	H28年度	方向性
→	防災マップの作成地域数	25か所	45か所	・
	福祉避難所の指定数	6か所	20か所	・
	避難場所を知らない「障害のある人」の割合	31.9%	24.4%*	・
→	意思疎通支援（派遣）事業の利用者数	81人	79人	・
	点字・録音図書の利用者数	6,978人	5,112人	
	障害をテーマとした啓発事業等の開催回数	4回	18回	・
	障害者差別解消法の認知度	10.3%	11.3%*	・
→	成年後見制度利用支援事業の利用件数	12件	15件	・
	成年後見制度の認知度	21.7%	22.4%*	・
	障害者虐待防止法の認知度	16.9%	12.8%*	・

注：「*」のデータは、平成29年度実施のアンケート調査より。